

『明実録』の琉球史料（三）

『明実録』の琉球史料(三)

目次

はじめに	1
凡例	3
参考文献	5
原文篇	
穆宗実録 隆慶元年(一五六七)―隆慶五年(一五七二)	11
神宗実録 万曆元年(一五七三)―万曆四十五年(一六一七)	12
光宗実録 泰昌元年(一六二〇)〔関係史料なし〕	21
熹宗実録 天啓三年(一六二三)―天啓七年(一六二七)	21
付録 崇禎実録／崇禎長編／南渡録／明季南略	23
崇禎元年(一六二八)―崇禎十七年(一六四四)	23
訳文篇	
穆宗実録	29
神宗実録	30
熹宗実録	44
付録 崇禎実録／崇禎長編／南渡録／明季南略	45

注 釈 篇

穆宗実録注

.....

神宗実録注

.....

熹宗実録注

.....

付 録 注

.....

語 注 索 引

.....

『明実録』の琉球史料(三)

和田久徳・池谷望子
内田晶子・高瀬恭子

はじめに

今回の「『明実録』の琉球史料(三)」は、「穆宗実録」から「熹宗実録」までの四実録を対象としている。このほかに、官撰の実録ではないが崇禎帝一代の記録である『崇禎実録』や、『崇禎長編』『南渡録』『明季南略』中の琉球史料を収録した。

この時期は、明の国初よりの基本政策である海禁が緩められた隆慶年間から、明が滅亡する崇禎十七年(一六四四)に当たる。この間に、明と琉球との関係は、従来の安定した宗属関係から、政治的にも経済的にも大きな危険をはらむものとなった。まず隆慶(一五六七―七二)の末年以降、中国の海商が、海外貿易を公許されて東南アジア方面へ怒濤のように進出した。そののみならず、彼らは海禁の続く日本方面へも密かに渡航するようになる。また、ポルトガルが明との交易を開き、マカオ

に居留権を得て、ここと長崎とを結ぶ貿易に進出し、スペインはマニラを建設して、新大陸の大量の銀を東アジアに持ちこんだ。

こうした激しい状況の変化の中で、琉球は『歴代宝案』にみられるように、一五七〇年の暹羅への遣船を最後に東南アジア貿易から撤退し、以後琉球の朝貢品は精彩を欠いたものとなってゆく。

万暦年間(一五七三―一六一九)には、明の財政をゆるがし、その滅亡への一因ともなった万暦の三大征が起こった。その一つである朝鮮の役Ⅱ豊臣秀吉の朝鮮侵略(一五九二―九三、九七―九八)のために、明の日本に対する警戒感が最大に達したところに、薩摩の琉球侵攻(一六〇九)が行なわれた。琉球が薩摩の傀儡ではないかという疑惑が高まり、琉球の朝貢は十年一貢に制限された。

従来とは全く異なり、緊張に満ちたものとなった明と琉球と

の関係は、『明実録』の記述に色濃く反映されている。従来、比較的淡々とやや類型的な記事が続くことの多かったのに対し、今回の(三)では、個別の事件に関する福建や浙江の巡撫・巡按、または中央の高官の上奏文が具体的に引用される場合が少なくない。

例えばそれは、薩摩の琉球侵攻についての、あるいは南直隸や浙江、福建などで捕獲されたり逃亡した不審琉球船についての、また福建から琉球への密航者についての、そして浙江や台湾に出没する日本の兵船についての上言である。これらによって我々は、事態の詳細を知りうるのみならず、明が琉球を、また琉球と日本との関係をどのように認識していたのかを、生のかたちで知ることができる。

これにひきかえ、天啓年間(一六二一—二七)の記事は比較的簡略であるが、『熹宗実録』(二)の、朝貢使節に対する頒賜品の劣悪さを述べた上奏などは、明末の国家財政の想像を絶する困窮ぶりを示すとともに、天啓帝の統治に対する無関心や、明の国家としての破綻の実態を示すものといえよう。

さて、本冊の扱う明末のほぼ八十年間に、琉球では尚永、尚寧、尚豊の三人が新しく国王に即位した。彼らの請封に対し、明は最後まで冊封使を派遣した。とりわけ尚寧、尚豊の場合は、冊封使を派遣せず福建において琉球の使臣に対して詔勅を領受させる「領封」をもって代行しようという廷臣の多数意見を抑

えて、皇帝が冊封使派遣を実施させているのは極めて興味深い。付録として収めた崇禎年間(一六二八—四四)においても注目されるのは、反対を押し行なわれた琉球への冊封使派遣である。金を建国したヌルハチが遼東を征圧し、ハン位を継いだホンタイジが集権化をすすめて、明への重大な脅威となつている状況の中で実行された派遣である。

『明実録』の琉球史料は本冊をもって終わる。貴重な同時代史料である『明実録』が、琉球史研究に活用されることを希望してやまない。

なお崇禎年間の四史料についての解説は、それぞれの注を参照されたい。また、明滅亡後も琉球が正朔を奉じた南明に関する大量の第一級史料が、『歴代宝案』卷三六 弘光文稿、卷三七 隆武文稿に収録されていることを付記しておく。

『明実録』の琉球史料(二)の巻頭「はじめに」中の会同館の出入制限に関する解説について、その後事実関係に相違のあることが判明したので、二頁上段四—七行目を削除する。本冊の最後に孝宗実録(一四)・世宗実録(一四)注(52)につき、補注と訂正を付したの

(高瀬記)

凡例

原文篇

一、本篇は台北の中央研究院歴史語言研究所によって影印公刊された『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』について、穆宗から熹宗までの実録のうち、琉球に関する記事を抄出し編纂したものである。

なお、付録として『崇禎実録』『崇禎長編』『南渡録』『明季南略』中の琉球関連記事を収録した。

一、編次は各朝実録によって年代順にし、抄出した記事には、各朝ごとに頭番号を付した。各実録に存する巻数は記さずに省いた。

一、抄録にあたっては原本の体裁内容を存することを原則としたが、下記の改変を行なった。

① 明らかな誤字・脱字・衍字の類は、影印本付録の『明実録校勘記』によって訂正した。訂正した字句には、その右傍に○印を付した。『明実録校勘記』に記載のない場合でも、訂すべきと考えられる字句には、右傍の（ ）内にその意を注記した。

② 異体字・俗字・略字の多くは、正字あるいは通用の字体に改めた。誤解のおそれがない場合は、印刷の便宜上、原本の正字などにかえて略字体を使用したこともある。また同義の字は通用の字体に統一した場合がある。

(例 侄↓姪、鞞↓靴、裡↓裏、襪↓鞵)

③ 敬避のための空格の類は、これをやめて普通の記載とした。
④ 採録した記事の中で、琉球と直接には関係のない内容の部分は、これを省略した場合がある。省略した部分は点線符号で示した。

⑤ 記事の係わる年月・干支について、初出の年次の下の（ ）内に西暦年数を示し、干支の下の（ ）内には当該月の日数を示した。ただし同一年次であってもその年末などにおいて西暦が変る場合があるが、それについてはふれず、一律に示している。

⑥ 各記事には句読点を施した。

訳文篇

訳文は次の通りとした。

① いわゆる読み下し文とする。
② 現代仮名遣いを用いる。

- ③ 原文の漢字はなるべく残す。
- ④ 異体字・俗字などは原則として正字（常用漢字を含む）あるいは通用の字体に改め、同義の字は通用の字体に統一した場合がある（例 賚・賚↓齎、敕・勅↓勅、舡↓船）。
- ⑤ 明らかな誤用は注記せずに正しい字に改めた場合がある（例 瓜哇↓爪哇）。

注 釈 篇

注釈は次の通りとした。

- ① 各朝実録ごとに注番号を付す。
- ② 同一語・同一事項は注として再記しない。
- ③ 訳注全般に参照した辞書・文献は以下の通りである。これらについては個別に出典を注記しない。ただし必要な場合には（ ）内に示した略称によって注記する。なお個々に参照した研究書・論文等については当該の個所に記すにとどめる。

なお、巻末に既刊の『明実録』の琉球史料（一）「同（二）」も含めた「語注索引」を付した。

参考文献

() 内は略称

- 諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 一九八四年修訂版
中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 台北 中国文化大学
出版部 一九七三年
漢語大詞典編輯委員会・漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』
漢語大詞典出版社 一九八五—一九八四年
愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』 大修館書店
一九八六年増訂版
『アジア歴史事典』 平凡社 一九五九—一九六二年
『沖繩大百科事典』 沖繩タイムス社 一九八三年(『大百科』)
譚其驤主編『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』 上海
地図出版社 一九八二年
『福建省地図冊』 福建省地図出版社 一九九〇年
臧励穌等編『中国古今地名大辞典』 商務印書館 一九三二年
青山定雄著『読史方輿紀要索引 中国歴代地名要覧』 一九三三
年 省心書房影印本 一九七四年
国立中央図書館編『明人傳記資料索引』 台北 文史哲出版社
一九六五—一九六六年(『明人伝記』)
田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京
中華書局本 一九八七年
『歴代宝案 校訂本』第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九
二年(『宝案』)。なお『明実録』と関連する記事はすべて第
一集にあるので、引用にあたっては第一集を省略し、例えば
一卷一号文書の場合は「〇一〇一」とする。
『歴代宝案 訳注本』第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九
四年、九七年(『宝案 訳注本』)
李東陽等修『大明会典』 正徳四年(一五〇九)刊 汲古書院
影印本 一九八九年(『正徳会典』)
申時行等修『大明会典』 万曆十五年(一五八七)刊 北京
中華書局活字本 一九八八年(『万曆会典』)
張廷玉等撰『明史』 北京 中華書局標点本 一九七四年
和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年
陳侃『使琉球録』 嘉靖十三年(一五三四)自序 国立北平図
書館善本叢書第一集 嘉靖間原刊本影印
郭汝霖『使琉球録』 嘉靖四十年(一五六一)自序 アメリカ
議会図書館蔵本
蕭崇業『使琉球録』 万曆七年(一五七九)自序 台湾 学生
書局 一九六九年
夏子陽『使琉球録』 万曆三十四年(一六〇六)自序 台湾
学生書局 一九六九年
胡靖『杜天使冊封琉球真記奇観』 崇禎年間 『那霸市史 資
料篇第一卷三 冊封使録関係資料』 一九七七年

汪楫『中山沿革志』 康熙二十三年（一六八四）自序（東洋文庫藏『勅撰奉使錄』所収）

高岐『福建市舶提舉司志』 嘉靖三十四年（一五五五）後序

民國二十八年刊

黃仲昭等『八閩通志』 弘治四年（一四九二） 福建人民出版社

社 校点本 一九九〇年

林謙等纂修『福州府志』 萬曆二十四年（一五九六） 北京

書目文獻出版社 日本藏中國罕見地方志叢刊 一九九〇年

（『萬曆福州府志』）

何喬遠等『閩書』 崇禎四年（一六三一） 福建人民出版社

校点本 一九九四年

謝道承等纂修『福建通志』 乾隆二年（一七三七） 江蘇広陵

古籍刻印本 一九八九年（『乾隆福建通志』）

魯曾煜等纂修『福州府志』 乾隆十九年（一七五四） 台北

成文出版社 中國方志叢書七二號 一九六七年（『乾隆福州府志』）

府志』）

陳壽祺等纂修『福建通志』 同治十年（一八七二） 台北 華

文書局 中國省志彙編之九 一九六八年（『同治福建通志』）

趙汝适『諸蕃志』 寶慶元年（一二二五） 自序（馮承鈞『諸蕃志

校注』 一九四〇年、台灣 商務印書館 一九七〇年）

汪大淵『島夷誌略』 至正九年（一三四九） 撰（蘇繼煊『島夷誌

略校釈』 北京 中華書局 一九八一年）

陳誠『西域行程記』『西域番國志』 永樂十三年（一四一五） 頃
（周連寬校注『西域行程記』『西域番國志』 北京 中華書局
一九九一年）

馬欽『瀛涯勝覽』 永樂十四年（一四一六） 自序 景泰二年（一

四五二） 加筆（馮承鈞『瀛涯勝覽校注』 一九三五年、北京

中華書局 一九五五年）

鞏珍『西洋番國志』 宣德九年（一四三四） 自序（向達校注『西

洋番國志』 北京 中華書局 一九六一年）

費信『星槎勝覽』 正統元年（一四三六） 自序（馮承鈞『星槎勝

覽校注』 一九三八年、北京 中華書局 一九五四年）

李賢等撰『大明一統志』 天順五年（一四六一） 刊（西安 三秦

出版社 司禮監官刻初印本影印 一九九〇年）

黃省曾『西洋朝貢典錄』 正德十五年（一五二〇） 自序（謝方校

注『西洋朝貢典錄』 北京 中華書局 一九八二年）

黃衷『海語』 嘉靖十五年（一五三六） 自序（台灣 學生書局

嶺南遺書本影印 一九七五年）

嚴從簡『殊域周咨錄』 萬曆二年（一五七四） 自序（余思黎点校

『殊域周咨錄』 北京 中華書局 一九九三年）

羅曰鑿『咸賓錄』 萬曆十九年（一五九二） 序

張燮『東西洋考』 萬曆四十六年（一六一八） 序（謝方点校『東

西洋考』 北京 中華書局 一九八一年）

茅元儀『武備志』 卷二四〇『鄭和航海圖』 天啓元年（一六二二）

（『鄭和航海圖』 北京 中華書局 一九八一年）

自序(向達整理『鄭和航海図』北京 中華書局 一九六一年)

茅瑞徵『皇明象胥錄』崇禎二年(一六二九)序

何喬遠『名山藏』崇禎十三年(一六四〇)序

『朝鮮王朝実録』韓國国史編纂委員會 一九五五—五八年(太

白山史庫本)

日本史料集成編纂會編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集

成 李朝実録之部』(国書刊行会 昭和五十一年以後 既刊

十一冊)

『訓読史文 附史文輯覽』国書刊行会 昭和五十年(『訓読史

文』)

向象賢『中山世鑑』順治七年(一六五〇) 琉球史料叢書五

井上書房復刻版 一九六二年(『世鑑』)

蔡鐸『中山世譜』康熙四十年(一七〇一) 沖繩県教育委員会

『蔡鐸本中山世譜』一九七三年(『蔡鐸本世譜』)

蔡温『中山世譜』雍正三年(一七二五) 琉球史料叢書四(『蔡

温本世譜』)

鄭秉哲『球陽』乾隆十年(一七四五) 球陽研究会編『球陽・

原文編』角川書店 一九七四年

『琉球国由来記』康熙五十二年(一七一三) 琉球史料叢書一・

二(『由来記』)

『琉球国旧記』雍正九年(一七三二) 琉球史料叢書三(『旧

記』)

『那霸市史 資料篇第一卷五・六・七・八 家譜資料(一)

(二)(三)(四)』一九七六年—八三年(『家譜(一)(二)

(三)(四)』)

追加

吳廷燮撰『明督撫年表』二冊 北京 中華書局 一九八二年

陳垣『二十史朔閏表』北京 中華書局 一九六二年

池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編訳『朝鮮王朝実録 琉球史料

集成』榕樹書林 二〇〇五年

原文篇

穆宗實錄

- (一) 隆慶元年（一五六七）十一月丁丑（二十六日） 琉球國
中山王尚元、遣使貢馬匹・方物。宴賞如例。
- (二) 隆慶二年（一五六八）十一月癸酉（二十八日） 琉球國
中山王尚元、遣人貢方物入賀。宴賚如例。
- (三) 隆慶三年（一五六九）十二月辛酉（二十三日） 琉球國
中山王尚元、遣其臣守備由必都等、歸我日本虜去人口。
守臣以聞。上嘉尚元屢効忠誠、賞銀五十兩・綵段四表裏、
仍賜勅獎勵。由必都等各給銀幣有差。
- (四) 隆慶五年（一五七一）十一月辛巳（二十三日） 琉球國
中山王尚元、差正議大夫鄭憲等、上表謝恩、貢馬及方物。
宴賞如例。
- (五) 隆慶五年十一月乙酉（二十七日） 琉球國中山王尚元、
遣使送回被虜人口。上以其屢效忠誠、賜勅獎諭。仍賜銀
五十兩・綵段四表裏。其獲功人等、賚金帛有差。
- (六) 隆慶五年十二月戊戌（十日） 遣南京國子監琉球國授教
官生梁炤等三人歸。從其王請也。

神宗實錄

- (一) 萬曆元年(一五七三)十一月乙巳(二十三日) 琉球國中山王世子尚永、差陪臣、齋表箋朝貢、請襲封王爵。下禮部、行福建鎮巡等官、查勘具奏。
- (二) 萬曆元年十二月甲子(十八日) 賞琉球國差官表裏·綿布、并給蘇木價值生絹。
- (三) 萬曆元年十二月戊辰(二十二日) 命侍郎汪鏜、宴待琉球國進貢陪臣。
- (四) 萬曆元年十二月癸酉(二十七日) 禮部覆奏、琉球國世子呈送被虜人民、請照例賞賚。上以尚永世敦忠誠、賞銀五十兩·綵段四表裏、降勅獎勵。仍賞其使臣銀幣有差。
- (五) 萬曆二年(一五七四)十二月辛酉(二十一日) 琉球國中山王世子尚永、遣王舅馬中叟·長史鄭佑等^(練力)一十八名、齋表文方物、慶賀皇上登極、并進貢。賜宴及彩段等物有差。
- (六) 萬曆三年(一五七五)八月丙戌(二十一日) 琉球入貢。
- (七) 萬曆三年十二月辛未(七日) 琉球國中山王、差人入貢。
- (八) 萬曆三年十二月戊寅(十四日) 琉球國、送回倭擄漂至男子鄭良珍·鄭良班等。賞銀五十兩、寫勅獎勵。
- (九) 萬曆四年(一五七六)正月乙卯(二十一日) 琉球國中山王世子尚永、差正議大夫蔡朝器^(練力)等、齋表文·方物入貢。賞綵段·絹·布等物。仍于常例外、每五日另給雞鶩·米麩·酒果、以示優異。朝鮮·暹羅使臣亦如之。
- (一〇) 萬曆四年七月丁酉(六日) 封琉球國世子尚永為中山王。以戶科左給事中蕭崇業為冊封使、行人謝杰為副使、賚皮弁冠服·玉珪、往。仍賜崇業等各大紅織金胸背麒麟白澤羅圓領各一件、綠羅褶襖·青羅貼裏各一件、例也。
- (一一) 萬曆四年八月甲申(二十四日) 戶科左給事中蕭崇業等以、冊封琉球、頒去詔勅、彼國每欲請留、亦遠人欽崇之意。不宜靳。使臣奉將王命、遠涉海濤。所賴百靈為之呵護。宜令翰林院撰祭文、布政司備祭、以降祈報。所造過海舡隻、督以府佐、仍委廉幹指揮二員副之、務期堅好、即以指揮·監軍、與工匠一併隨行。凡一切飲食·器械及觀星占風·聽水察土·醫卜技藝之人、俱備悉。如議。
- (一二) 萬曆五年(一五七七)十二月癸未(一日) 琉球國中山王世子尚永、遣正議大夫梁灼等、赴京進貢。宴賞如例。
- (一三) 萬曆六年(一五七八)十一月辛亥(四日) 兵部題、國初于閩·廣·兩浙、設三市舶。不徒督理貢事、亦以牽制市權意固深遠。尋以浙江多故、旋設旋罷。惟閩·廣二舶尚存。而廣南番船、直達省下、禁令易行。福建市舶、專隸福州、惟琉球入貢、一閔白之、而航海商販、盡由漳·

泉、止于道府、告給引文為據。此皆沿海居民、富者出資、貧者出力、懋遷居利。積久弊滋、緣為姦盜者、已非一日。今總督凌雲翼議、(略)

(二四) 萬曆八年(一五八〇)十月乙丑(二十九日) 琉球國中
山王尚永、差王舅馬良弼、進貢方物。給賞如例。

(二五) 萬曆八年十一月己卯(十三日) 光祿寺少卿蕭崇業、疏
辭出使琉球餽金。詔該國使臣携去。

(二六) 萬曆八年十一月戊子(二十二日) 琉球國遣陪臣子鄭周(週力)
・鄭迪・蔡常三名、求入太學讀書習禮。命送南京國子監肄業、如例給與衣糧。

(二七) 萬曆九年(一五八一)四月壬子(十九日) 詔送琉球國
官生鄭週・蔡常・鄭迪于南京國子監肄業。

(二八) 萬曆九年十月戊申(十七日) 琉球國中山王尚永、差正
議大夫梁燦等、赴京進貢。宴賞如例。

(二九) 萬曆十一年(一五八三)十月庚申(十二日) 琉球國中
山王尚永、差官梁灼、齋貢表文・方物・馬匹。宴賞如例。

(三〇) 萬曆十五年(一五八七)四月壬申(十三日) 琉球國中
山王尚永、差都通事、齋表文、進貢方物。賜綵段・鈔錠、
及宴待如例。

(三一) 萬曆十五年十月壬午(二十七日) 琉球國中山王尚永、
差正議大夫鄭禮等、貢方物謝恩。賜宴賞如例。

(三二) 萬曆十五年十一月甲寅(二十九日) 差通事官、伴送南

京國子監讀書琉球國官生鄭周等三名、回國任用。(週力)

(三三) 萬曆十七年(一五八九)十一月辛亥(七日) 宴朝鮮國

入賀陪臣戶曹參判奇峇等、仍餞如例。奇峇等奏、本年六月十二日、有異舡一隻、向本國全羅道南桃浦拋泊。官軍以砲擊之。舟中人攢手乞命。持印信公文、俱寫大明萬曆字樣。將男婦四十六名獲至。譯得、一名要宇、一名厚女注口、俱係大琉球國人。與鄰居淳于波口等、同坐一舡、於本年五月十八日、將大小米等物載向本國、於祈禱所完納、遭風飄消。查照、嘉靖年間、有琉球國七人漂到、連人奏解。今人口數多、先將要宇・厚女注口二名、帶向京師、其餘俱送遼東都司轉解。禮部查、果有嘉靖年事例。請勅獎朝鮮、令要宇等暫住會同館、咨行遼東、將四十四人解京。仍賞胖襖・鞵鞋、給與關文、差通事、送至福建、遇便遣歸。從之。

(三四) 萬曆十九年(一五九一)七月癸未(二十日) 大學士許

國等題、昨得浙江・福建撫臣共報、日本倭奴招誘琉球入犯。蓋緣頃年達虜猖獗于北、番戎蠢動于西、緬夷侵擾于南。(略)

(三五) 萬曆十九年八月甲午(二日) 福建巡撫趙參魯奏稱、琉球貢使預報倭警。法當禦之于水、勿使登岸。姦徒勾引、法當防之于內、勿使乘間。歲解濟邊銀兩、乞為存留。推

補水寨將領、宜為慎選。至于增戰艦、募水軍、齊式廓、

添陸營、皆為制勝之機、足為先事之備。部覆。從之。

(二六) 萬曆十九年八月癸卯(十一日) 禮部題、朝鮮供報倭奴
聲息、與琉球所報相同。宜獎賞激勸。從之。

(二七) 萬曆十九年十一月丙寅(四日) 朝鮮國王李暉具報、本
年五月內、有倭人僧俗相雜、稱閔白平秀吉併吞六十餘州、
琉球·南蠻皆服。明年三月間、要來侵犯。必許和方解。
有旨、着兵部申飭沿海隄防。該國偵報、具見忠順。加賞
以示激勸。

(二八) 萬曆十九年十一月辛卯(二十九日) 琉球國中山王世子
尚寧、差官鄭禮等。照例賞賜、着尚書李長春宴待。仍移
咨該國世子、速請襲封、鎮壓彼國。毋以地方多事為辭。

(二九) 萬曆二十二年(一五九四)十一月己卯(五日) 兵部尚
書石星言、倭夷懇封甚切。既奉旨許封事、在喫緊決策、
以求成効。……其朝見·冊封·遣使等儀、俱照朝鮮·琉
球事例。(略)

(三〇) 萬曆二十二年十一月己亥(二十五日) 宴琉球國進貢使
臣鄭禮等如例。

(三一) 萬曆二十二年十二月丙辰(十三日) 前崇明擒獲夷船、
再加譯審、令琉球國陪臣認識、實非倭人。兵部覆請、就
令琉球陪臣帶回本國、以彰不殺屬夷之仁。仍賞捕船員役、
以示激勸。上曰、今後沿海地方、獲有夷人船、還要詳譯

真偽。毋得希圖功賞、枉害遠人。

(三二) 萬曆二十三年(一五九五)五月丙申(二十四日) 琉球
國使者于灞等、為世子尚寧請封。琉球故世奉正朔。自關
白擾害欲臣之、世子不為屈。故于灞等來乞封。閩撫臣許
孚遠代為請。禮科薛三才以、故事、琉球請封、必俟世子
表請。若祇憑夷使、而遽與之、似為大褻。禮臣范謙請、
遣官班封于福建省城、俟世子具表前來、然後許封、聽使
臣面領。從之。

(三三) 萬曆二十三年八月壬戌(二十二日) 優給琉球夷人哈那
等。時有琉球船、入浙温州海洋。浙撫劉元霖、審知為琉
球人、據實以聞。命遣還之。

(三四) 萬曆二十四年(一五九六)五月己巳(三日) 是日、諭
內閣。自前歲關白乞求許封、南北紛紛、言不可者十有七
八、說可者未見一二。祖宗時、封朝鮮·琉球諸國、或內
臣或文臣為正使、亦未全用武臣。(略)

(三五) 萬曆二十四年五月庚午(四日) 兵部尚書石星奏、文武
體統不同、夷狄情形亦異。查得、琉球出使、皆用文臣、
虜王頒封、皆用武弁。今日本之封、正與虜王相類。(略)

(三六) 萬曆二十四年五月壬申(六日) 直隸巡按曹學程題、倭
情已變。封事宜停。……上報曰、今差科臣、乃是上意。
且累朝往封朝鮮·琉球、或內臣或文臣、充正使·副使。
(略)

(三七) 萬曆二十五年(一五九七)三月己酉(十九日) 冊封日

本正使楊方亨、回京上疏、直言封事顛末、正欺罔、以絕禍源。……其表文、臣見字跡欠恭、書丙申紀年、而不奉正朔。乃兵部貽臣書云、日本原未頒曆。與琉球·朝鮮不同。(略)

(三八) 萬曆二十五年十月庚申(三日) 宴琉球進貢使金仕歷等十三員。侍郎劉楚先待。

(三九) 萬曆二十七年(一五九九)十二月甲申(九日) 琉球(國ヲ脱カ)中山王世子尚寧、奉表進方物、謝恩請封。命進取。

(四〇) 萬曆二十八年(一六〇〇)二月丁丑(三日) 禮部言、

琉球世奉外藩、忠順不失。累朝遣使渡海授封。俱伐木造船、動經數載。使者蹈波濤之險、屬國苦供億之煩。議于省城頒詔陪臣、領封歸國。今中山王世子尚寧、奏請襲封。宜如原任巡撫許孚遠題、據先臣鄭曉領封之議。但查往例、襲封必取有該國結狀。合行福建撫按、照例取其該國王舅

·法司等官印結、與世子奏本齊到、以便具題。差官頒封、听陪臣面領。其諭祭前王、及勅封新王皮弁冠服·綵幣等件、一照成憲、以示寵渥、不遺官越海、徒滋煩擾。奉旨、琉球世子尚寧請封。具見恭順。但該有通國印結及世子特具表文、方見敬重天朝。行與他知。其差官一節、陪臣既來敦請。着選慣海廉勇武臣一員、同請封使臣、前往

行礼。不必採木造船、以滋煩費、亦不許多帶人役、騷擾彼國、有失朝廷柔遠至意。

(四一) 萬曆二十九年(一六〇一)七月丙辰(二十一日) 宴琉球國進貢使臣蔡奎等十四員。侍郎朱國禎待。

(四二) 萬曆二十九年九月己酉(十五日) 禮部覆、琉球僻處東南、世修職貢。時當承襲、累遭倭警、延逗至今。既經世子尚寧奏請、相應准封。其該用皮弁冠服·紵絲等項、宜照例應付。遣官已奉明旨。但據其陳乞情詞、援引會典、必以文臣為請。惟聖明裁定。奉旨、尚寧准襲封琉球國中。山王。既遣官懇請、着照舊差文官去。

(四三) 萬曆二十九年十一月己酉(十五日) 命兵科給事中洪瞻祖

·行人王士楨、冊封琉球國王。先是、琉球國王尚永薨、世子尚寧奏請襲爵、仍援據會典、請以文臣冊封、既許之矣。浙江巡撫劉元霖報、獲夷船、稱係琉球差探封貢。聲信者。其中雜真倭數人。衣笠刀仗、皆係倭物。會同館譯問長史蔡奎、奎不能辨也。禮部言、海上聲息、未知有無。冊使之遣、關國體甚重、行止遲速、一惟聖裁。上以、既遣二臣、又以盤獲夷船、聲息未定、待該國質審回奏、海上寧息、方命渡海行禮。

(四四) 萬曆三十年(一六〇二)九月壬午(二十四日) 應天蘇

·松地方南匯、獲夷男婦尼夫由弗多等五十七名、浙江獲夷婦烏多十·郎烏·石賣多三口。同時以聞。兵部覆、海

外情形、茫乎莫測。苟涉疑似、不厭致詳。蓋多命所關、外夷觀望、誠當慎重也。南匯所獲各夷、譯審三變其說。

雖情偽不可盡知、而貌服動履、實類琉球、且身無寸刃、

駢首就擒。浙省所獲夷婦夷船、同在一時、供吐相類。應

俱填給勘合、應付口糧脚力、差官押送福建巡撫衙門、責

令慣熟琉球音語通事、詳加譯審。果係該國人民、別無他

故、遇有便船、轉令順帶回國交割。如其中有隱情、或係

奸細、應否作何區處、不妨詳譯、據實奏請定奪。報可。

(四四) 萬曆三十年九月戊子(三十日) 改遣兵科右給事中夏子

陽、代洪瞻祖、冊封琉球。以瞻祖聞艱歸也。

(四五) 萬曆三十年十月甲午(六日) 宴琉球國進貢使臣鄭逅等

十二名。命尚書會朝節待。

(四六) 萬曆三十一年(一六〇三) 正月乙酉(二十八日) 兵科

右給事中夏子陽·行人司行人王士楨(楨力)奉命冊封琉球國王、

條陳奉使事宜、以請。一、責成有司。如採木造船、取用

工匠·舟師之類、精選府佐一員、董其事、而以廉幹指揮

二員副之。一、議處人從。遠涉異國、閱歷半載。凡飲食

物用·弓矢器械之類、與夫駕船執舵·觀星占風·聽水察

土、以及醫卜技藝、例得備帶。乃最要莫如夥長·舵工·

阿班等役。須擇慣熟精練之人、毋令通海豪猾、得以蔽匿。

至醫卜各帶二名、則取之所便。天文生一名、即就閩中擇

取。疏下禮部、覆請。從之。

(四) 萬曆三十二年(一六〇四) 正月己未(八日) 琉球國中

山王世子尚寧、差王舅毛繼祖等、齎表文·方物、進賀冊

立東宮、并謝賜還本國漂流人口。各賜衣服·帽帶·靴襪。

(四九) 萬曆三十二年四月甲午(十四日) 總督倉場戶部尚書謝

杰卒。杰福建長樂人、甲戌進士。以行人使琉球、歷陞光

祿·太常·府尹·南贛巡撫·刑部侍郎、至今官、卒于京。

(略)

(五〇) 萬曆三十三年(一六〇五) 七月戊寅(六日) 命冊封琉

球兵科給事中夏子陽·行人王士楨、作速渡海竣事、以彰

大信。仍傳諭彼國、以後領封海上、著為定規。先是、萬

曆二十三年、琉球使臣于灞等、為其世子尚寧請封。撫臣

許孚遠、以倭氛未息、議遣使臣一員、齎勅至福建省城、

聽其差官面領、或遣慣海武臣、同彼國使臣前去。部覆、

奉旨、待世子表請、禮部具題、遣官于福建省城頒封。至

二十八年、尚寧具表請封、其使臣長史鄭道等奏乞、照舊

遣官。得旨、着選差廉勇武臣一員、同請封使臣前往行禮。

二十九年、尚寧遣使入貢、復請乞差文臣。部覆、奉旨、

遣給事中洪瞻祖·行人王士楨、待海寇寧息、渡海行禮。

繼而瞻祖以憂去。乃改命子陽、同士楨、于三十一年三月、

齎冊入闕矣。今年三月、按臣方元彥、以濱海多事、警報

頻仍、偕撫臣徐學聚請、仍遣武臣、暫駕成舟而往。子陽

·士楨、亦以屬國信不可爽、使臣義當有終、乞堅成命、

以慰遠夷。俱未報。而禮部侍郎李廷機言、宜斷行領封初旨、并武臣之遣、而罷之。于是御史錢桓·給事中蕭近高各具疏、力言其不可。且云、此議當在欽命未定之先、不當在冊使既遣之後。宜行該撫按、作速成造海艘、勿悞今年渡海之期。俟竣事復命、然後定為畫一之規。先之以文告、令其領封海上、永永遵守。上從之。

(五) 萬曆三十四年(一六〇六)五月辛未(四日) 冊封琉球使臣兵科右給事中夏子陽等、疏請戒嚴海防。報聞。

(五) 萬曆三十四年九月癸未(十七日) 琉球國中山王世子尚寧、遣長史等、進貢方物。

(五) 萬曆三十四年十月壬子(十七日) 賜琉球國夷人宴。命禮部侍郎李廷機陪侍。

(五) 萬曆三十四年十一月戊辰(三日) 冊封琉球正使夏子陽·副使王士禎(禎力)、竣役回。

(五) 萬曆三十五年(一六〇七)六月乙卯(二十四日) 兵科左給事中夏子陽、冊封琉球回。

(五) 萬曆三十五年九月癸巳(三日) 琉球國中山王尚寧、奏獻前使所却金。上嘉其款誠、並以禮金還其來使。初兵科

右給事中夏子陽·行人司行人王士禎、冊封琉球。事竣將行、國王餽宴金及諸代儀者、人各黃金六斤。二臣固却不受也。至是、王遣其舅毛鳳儀及正議大夫阮國等、再齎原金、疏言二臣銜命遠使、親督造舟、三年勞瘁於閩中、萬

里間闕於海外、勤勞辛苦、倍踰昔日。小國荒涼、宴款之際、所代黃金各九十六兩、世緣為例。而二臣屢辭、堅持大義。二臣清白自勵、實聖朝臣節之光、外國使臣之表。而勞苦數年、風濤萬里。臣與通國、實不自安。謹將原金二封鈐記。乞勅二使臣分受。庶舊禮無缺、微誠獲伸。上命禮部諭來使、齎回原金、亦嘉子陽等廉正、得使臣之體焉。

(五) 萬曆三十五年九月己亥(九日) 琉球國中山王尚寧以、

洪·永間例、初賜閩人三十六姓、知書者、授大夫·長史以為貢謝之司、習海者、授通事·總管為指南之備。今世久人湮、文字音語·海路更針、常至違錯。乞依往例、更選舊銜。事下禮部、寢之。

(五) 萬曆三十六年(一六〇八)十二月丙辰(三日) 宴琉球國進貢使臣鄭子孝等一十三員。

(五) 萬曆三十八年(一六一〇)七月辛酉(十八日) 琉球國中山王尚寧咨、遣陪臣王舅毛鳳儀·長史金應魁等、急報倭倣、致緩貢期。福建巡撫陳子貞以聞。下所司議奏、許續修貢職、賞照陳奏事例減半。仍賜毛鳳儀等金織綵段、各有差。

(六) 萬曆四十年(一六一二)五月壬寅(九日) 禮部主事高繼元言、貢夷除琉球·暹羅·朝鮮冠帶之國并番僧·番族外、三衛·海建女直、先後輻輳、計九百人。三衛悍而縱

肆無忌、女直詐而狡橫百端。(略)

(六) 萬曆四十年六月庚午(七日) 浙江總兵官楊崇業奏、偵報倭情言、探得、日本以三千人入琉球、執中山王、遷其宗器。三十七八兩年疊遣貢使、實懷窺竊。(略)

(六) 萬曆四十年七月己亥(七日) 福建巡撫丁繼嗣奏、琉球國夷使栢壽·陳華等、執本國咨文言、王已歸國、特遣修貢。臣等竊見、琉球列在藩屬、固已有年。但邇來奄奄不振、被繫日本。即令縱歸、其不足為國明矣。況在人股掌之上。寧保無陰陽其間。且今來船隻、方抵海壇、突然登陸。又聞已入泉境、忽爾揚帆出海。去來倏忽、迹大可疑。今又非入貢年分。據云以歸國報聞。海外遼絕。歸與不歸、誰則知之。使此情景真、而貢之入境有常體。何以不服盤驗、不先報知、而突入會城。貢之尚方有常物。何以突增日本等物于硫磺·馬布之外。貢之齋進有常額。何以人伴多至百有餘名。此其情態、已非平日恭順之意。況又有倭夷為之驅哉。但彼所執有詞。不應驟阻、以啓疑貳之心。宜除留正使及夷伴數名、候題請處分、餘衆量給糜餼、遣還本國。非常貢物、一併給付帶回、始足以壯大朝之威。正天朝之體。因言閩中姦民、視倭為金穴、走死地如驚。絕興販以杜亂萌、又今日所宜亟圖。章下禮部、覆如撫臣言。

(六) 萬曆四十年七月己酉(十七日) 兵科等科給事中李瑾等言、……至於琉球歸國之故、來貢之繇、尤不可不熟慮者。

倭之稱雄南海、狡焉啓疆、已非一日。彼中山王者、豈其當度劉之餘、囚縲甫釋、遽忘倭奴之威、遠慕中國之義、不待貢期、增其方物、以來王哉。其為倭所指授明矣。以琉球之弱不足患也、而為倭所指授、則足患。以倭之狡亦不足深患也、而為中國所交引、則深足患。即如該撫所稱、姦民販夫、大艇以往、小舸以歸。彼以金錢為餌、此遂捆載而還。火藥銃鐵、豈宜日去。長筏巨艇、豈可盡留。久之、乘我之舟、操我之器、用我之人、窺我之地。此而不禁、恐近倭之疆為琉球續也。夫九邊、除夷場互市外、即捕獮採木猶然、刻期而往、刻期而來、出必稟、入必告。何海防獨不然耶。若令其公然交通而無禁、則撫·鎮·監司下及防海衛所·巡簡諸司所職、何事不一遏阻之乎。此杜絕夤緣之本、不可不亟講者也。至若栢壽·陳華等、直當責以入貢之愆期、方物·人役之違式、嚴諭歸國。重懲通倭之人、申嚴防海之規、使我無可乘之隙、彼何能肆其狡乎。若忘臆無外之化、謬為姑息之說、一售其欺、即滋之侮。未必不以中國為易與、而益深其謀也。

(六) 萬曆四十年八月丁卯(六日) 兵部言、倭自釜山遁去、十餘年來、海波不沸。然其心未嘗一日忘中國也。三十七年三月、倭入琉球、虜其中山王以歸。四月、入我寧區牛欄、再入温州麥園頭。五月、入對馬島、倭酋玄蘇等來、致其國王源秀忠之命、欲借朝鮮之道、通貢中國。三十八

年閏三月，薄我寧區壇頭，又兩遣偽使，覘我虛實。今四十年，琉球入貢者，夾雜倭奴，不服盤驗，見於福建所報。平義智稱^{（稱力）}其國王家康，欲遣近臣入朝鮮，見於遼東所報。

封豕長蛇，其覺已見。數十年來，倭所垂涎者貢耳。故既收琉球，復縱中山王歸國，以為通貢之路。彼意，我必不入倭之貢，而必不逆琉球之貢，或仍如三十八年約毛鳳儀

·蔡堅之事。總之、倭不可不備、備非徒設、在務得其情以制禦之。……倭之桀驁似虜、而狡詐過之。閩中貢夷、必有倭之梟雄·渠魁潛匿其間者。因形知情、因情知事。

不測之緘固已在此。勿問異日矣。福建軍門、應遣熟知夷情者、入海調探中山王歸國否。如中山王仍有其國、則二百年之封貢、猶知戴我。如制其國中者倭也、則閩乃與浙

東寧區定海·舟山·昌國等耳。我之備倭、當又有處矣。……大約、倭奴之襲朝鮮·琉球者、乃閩白時事、而尋常入寧區牛欄·溫麥園頭等處、皆中國之姦民、購倭中之亡

賴者。剽掠海澨、未嘗稟仰其國王、而敢狡焉大舉也。（略）
（六五） 萬曆四十年十一月壬寅（十二日） 大學士葉向高言、：

：向高又言、蒙發擬福建巡撫丁繼嗣一本為琉球封貢事。此本已經部覆、催請未發。臣聞、琉球已為倭併、其來貢者半係倭人、所貢盔甲等亦係倭物。蓋欲假此窺伺中國、

心甚叵測。巡撫疏中言、倭將明檄琉球、挾其代請互市。又閩浙亡命郭安國亦寄書其家、語多狂悖、不敢上聞、而

抄以寄臣。東南之事、甚為可憂。乃夷使又未奉旨發遣、羈留日久。非但窺見內地之虛實、且將謂朝廷百事遲延、奏請不報、益長其驕慢之心、速其猖狂之舉。今北虜未寧、四川又在告急。加以東南再有倭警、轉餉募兵、將大騷動。在在空虛、何以應之。伏望聖明即賜批發。

（六六） 萬曆四十年十一月乙巳（十五日） 禮部、覆福建巡撫丁繼嗣奏謂、琉球情形叵測、宜絕之便。但彼名為進貢、而我遽阻回、則彼得為辭、恐非柔遠之體。請論彼國、新經

殘破、當厚自繕聚、候十年之後、物力稍充、然後復修貢職未晚。見今貢物、著巡撫衙門查、係倭產者、悉携歸國、係出若國者、姑准收解。其來貢國人、照舊給賞、即便回

國、不必入朝、以省跋涉勞苦。得旨、這琉球入貢事情、准照部議行。其一應海防事宜、俱着地方官悉心料理、毋致疎虞。

（六七） 萬曆四十年閏十一月乙亥（十六日） 兵科給事中丘懋煒言、倭警可虞、設防宜早。謹條例八議、以備採用。……一、屬國。琉球以二百餘年朝貢之夷、橫被殘破、今雖似

為倭用、想非得已、且其名甚正。臣謂、宜厚給來使、仍好為諭遣、示以海外倉卒不及救援之故。而整飭武備、內為自強之策、外示可救之形、亦固圉之道、所宜爾也。（略）

（六八） 萬曆四十二年（一六一四）五月辛酉（十日） 先是、朝鮮國王李暉報稱、馬島倭、年來仍乞通市、屢要添舡、倚

挾日本、藉稱、閔白遣臣、要到王京、親納禮物、受賞開市間、以琉球被滅、薩摩兵強、誇詡顯示陵逼之意。(略)

(六) 萬曆四十三年(一六一五)三月乙卯(九日) 福建巡撫袁一驥奏、琉球遠四十年題准十年一貢之限、既以四十一年修貢、復於去冬十一月、遣貢使蔡堅等來。其所進硫磺·馬匹、已經多官驗詳無弊。且云航海波濤。情甚可憫。但臣敬遵成命、勒令歸國。又行司·道、量為周恤、以仰體朝廷柔遠之仁。

(七) 萬曆四十三年十一月己亥(二十七日) 刑科給事中姜性、自閩差還、疏陳閩事、內言、閩自巡撫金學曾奮三捷以應東師、倭不敢窺。閩獨無禁、通倭者實繁。今倭又收琉球矣。琉球歸命中國、無歲不來。茲欽限十年一貢。貢以十年、則衣物無所資。是驅之倭也。說者謂、十年一貢以守明旨、其他歲、宜令市易海上、以示羈縻。貢則許入內地、市則定于小埕地方。此倭患之當議者。(略)

(七) 萬曆四十四年(一六一六)六月乙卯(十六日) 琉球國中山王尚寧、遣通事蔡塵、來言、邇聞倭寇各島、造戰船五百餘隻、欲協取鷄籠山。恐其流突中國、為害閩海。故特移咨奏報。巡撫福建右副都御史黃承玄以聞、謂雞籠逼我東鄙、距汎地僅更數水程。^(數更力)倭若得此、益旁收東番諸山、以固其巢穴、然後蹈瑕伺間、惟所欲焉。指臺·礮以犯福寧、則閩之上游危、越東湧以趨五虎、則閩之門戶危、薄

澎湖以瞰漳·泉、則閩之內地危。非惟八閩患之、恐兩浙未得安枕也。若夫琉球之告、有謂借以相恐喝者、有謂假以溫貢道者、又有謂中山不能自專、直狡倭遣以探我虛實者。臣不能逆觀、但乞早為之備耳。疏下兵部。

(七) 萬曆四十五年(一六一七)八月癸巳(一日) 巡按福建監察御史李凌雲奏稱、本年四月十九日、有臺山遊兵船一隻、送回董伯起。隨為官兵阻于黃岐。海道副使韓仲雍、馳至小埕、召倭目明石道友·通事高子美等、譯審之。其長岐一島、彼名為肥前州、島酋村山等安、我呼為桃員者、近受武藏總攝之命、監主市易、交閩唐人者也。……因問其何故侵擾雞籠·淡水、何故謀據北港、何故擅掠內地、與挾去伯起、復送還伯起、及侵奪琉球等事、俱以甘言對。道臣因諭、……旋又諭、以上年琉球之報謂、汝欲窺占東番北港。傳豈盡妄。(略)

光宗實錄 [關係史料なし]

王世子尚豐、遣官、齋捧謝恩表文、入貢方物、請乞封典。下所司。

(四) 天啓六年(一六二六)八月壬戌(二十三日) 琉球(國ヲ脱カ)中山王世子尚豐、遣官、進表文・方物。

(五) 天啓六年十月甲寅(十五日) 宴琉球國陪臣、遣保定侯梁世勳待。

(六) 天啓六年十一月辛巳(十二日) 琉球國中山王世子尚豐、遣使進貢方物。福建巡撫朱欽相以聞。

(七) 天啓七年(一六二七)二月丁巳(二十日) 宴琉球使臣正議大夫蔡延等、命禮部左侍郎李康先待。

(八) 天啓七年三月乙未(二十八日) 賞賜琉球差官蔡延等段疋・銀兩如例。

熹宗實錄

(一) 天啓三年(一六二三)三月丁巳(二十七日) 琉球國中
山王世子尚豐、遣陪臣蔡堅等、貢硫黃・馬匹。先是、琉
球二年一貢。萬曆間、被倭殘破擄其王、詔停貢。今年、
世子請封請貢。禮部議、本國休養未久、暫擬五年一貢、
待冊封國王後、另議。從之。蔡堅等宴賞如例。

(二) 天啓三年八月丁丑(十九日) 禮部尚書林堯俞言、帶管
會同館主客司主事畢自肅呈稱、頒賞三衛夷人、……衣服
入手、盡皆拋棄、若不知為朝廷之賜者。臣取而視之、多
朽蠹破壞、隨風披裂、手不可觸。……織造自有額價、顧
脆惡若此。又琉球等國、梯山航海而來。朝廷嘉勞、特賜
其正使紅袍・金帶、從人靴・襖等物。侈為異數、乃更不
堪一寓目。豈所以宣皇恩、而懷遠夷也哉。(略)

(三) 天啓五年(一六二五)十二月壬午(八日) 琉球國中山

付
録

〔崇禎實録〕

〔崇禎長編〕

〔南渡録〕

〔明季南略〕

(一) 崇禎元年(一六二八)四月庚子(九日)〔崇禎實錄〕

琉球國中山王世子尚豐、入貢。

(二) 崇禎二年(一六二九)閏四月丙辰(一日)〔崇禎長編〕

禮部尚書何如寵等疏言、琉球國已故中山王尚寧世子尚豐、承襲父爵、已奉冊封。但琉球介在海島、唐宋以來不通中國。惟我高皇帝威靈遐邇、始來朝闕下。自後凡新王嗣立、皆請命勅封、遣給事中一員為正使、行人一員副之。從福建造海船、二三年乃成。諸所需材料·匠作、糜費物力不貲。供億裝設、一有不備、不可以行。閩甚苦之。在

萬曆中年、廷臣即已建議謂、區區絕島、不宜輕易遣使臣、泛海萬里之外。請自以後頒詔於海上、令彼使臣北向稽首、拜詔而還。雖未奉旨、而彼時翕然稱便。此在物力完足之時猶然、而況今之八閩、議兵議餉、公私交困。乃重以騷動之、似多不便。且今之海上、又非太平無事之比。萬一不戒於鯨鯢、則傷體辱命、關係實大。乞皇上俯恤民艱、酌行大典、遣官頒詔海上、諭令該國領封、永著為令。萬世之便、端在於是。得旨、封建海邦、用示無外。這襲封琉球國王、還遵照累朝典制、遣官冊封。一應禮儀事宜、參酌舊例行。

(三) 崇禎二年六月甲寅(一日)〔崇禎長編〕 遣戶科給事

中杜三策·行人司副楊掄、冊封琉球。

(四) 崇禎二年六月乙卯(二日)〔崇禎實錄〕 琉球國中山

王世子尚豐、入貢。

(五) 崇禎二年六月丁卯(十四日)〔崇禎長編〕 戶科給事

中杜三策疏言、臣向遭璫禍、里居四年、鼎鑊餘生、重見日月。今冊封琉球、萬里之行、將有日矣。在朝諸臣、有怜臣摧折已久者、有怜臣子尚幼者。臣義不受人怜也。然有一二應除事宜、不得不為皇上陳之。欲航海、必先造船。此船規製長十七丈、濶三丈有奇。曰艙、曰舵、曰桅、採

自閩中。非數百年之木不用、非數萬人之力不能運。聞往時船完、或二年、或三年。木植·工價、與臣等種種供應、費皆不貲。臣等以為、欲集事、必須重事權。臣雖遠在海澨、猶是皇上耳目臣也。如不應命、許臣不時參奏、庶事權專而工課速、使命不至久稽矣。欲船堅緻、莫如用人。此一船者、臣等之命係焉。應委同知一員·指揮二員、專董此事、船完、例同過海。彼知身與利害、則所造之船、自然堅緻如法。事完之後、一體優擢。至於流寇充斥、所在見告、海上紅彝出沒無常。倘海寇突發、該省撫按發兵護衛、勿以事不相關、視如秦越。得旨、所奏即與覆、行所司知之。

(六) 崇禎四年(一六三一)七月甲申(十二日)〔崇禎長編〕

琉球國遣使慶賀東宮、進貢方物。

(七) 崇禎十七年(一六四四)九月己丑(四日)〔南渡錄〕

琉球入貢。

- (八) 崇禎十七年十一月十二日（丙申）〔『明季南略』〕 琉球
世子尚賢入貢、告襲。
- (九) 崇禎十七年十二月二日（丙辰）〔『明季南略』〕 琉球使
臣金應元入朝。

訳
文
篇

穆宗⁽¹⁾実録

- (一) 隆慶元年(一五六七)十一月丁丑(二十六日) 琉球国
中山王尚元⁽²⁾、遣使して馬匹⁽³⁾・方物を貢す。宴賞例の如し。
- (二) 隆慶二年(一五六八)十一月癸酉(二十八日) 琉球国
中山王尚元、人を遣わして方物を貢し入賀⁽⁴⁾す。宴賞例の如し。
- (三) 隆慶三年(一五六九)十二月辛酉(二十三日) 琉球国
中山王尚元、其の臣の守備由必都等⁽⁵⁾を遣わし、我が日本に虜去せらるる人口⁽⁶⁾を帰さしむ。守臣⁽⁷⁾、以聞す。上、尚元の屢々忠誠を効⁽⁸⁾すを嘉⁽⁹⁾し、銀五十両・綵段四表裏を賞し、仍お勅を賜いて奨励⁽¹⁰⁾す。由必都等には各々銀幣を給すること差有り。
- (四) 隆慶五年(一五七一)十一月辛巳(二十三日) 琉球国
中山王尚元、正議大夫鄭憲等⁽⁸⁾を差わし、表⁽⁹⁾を上⁽¹⁰⁾り謝恩し、馬及び方物を貢す。宴賞例の如し。
- (五) 隆慶五年十一月乙酉(二十七日) 琉球国中山王尚元、遣使して被虜の人口⁽¹⁰⁾を送回す。上、其の屢々忠誠を効⁽¹⁰⁾すを以て、勅を賜いて奨諭⁽¹⁰⁾す。仍お銀五十両・綵段四表裏を賜う。其の功を獲たる人等、金帛⁽¹⁰⁾を賚⁽¹⁰⁾わること差有り。

(六) 隆慶五年十二月戊戌(十日) 南京国子監⁽¹¹⁾の琉球国の授教の官生梁炤等⁽¹²⁾三人を遣わして帰らしむ。其の王の請に従うなり。

神宗⁽¹⁾実録

- (一) 万暦元年(一五七三)十一月乙巳(二十三日) 琉球国中山王世子尚永⁽²⁾、陪臣⁽³⁾を差⁽⁴⁾わし表・箋⁽⁵⁾を齋⁽⁶⁾し朝貢し、王爵を襲封するを請う。礼部に下し、福建の鎮巡等の官に⁽⁷⁾行して查勘し具奏せしむ。
- (二) 万暦元年十二月甲子(十八日) 琉球国の差官に表裏・綿布を賞す。並びに蘇木の価値の生絹⁽⁸⁾を給⁽⁹⁾す。
- (三) 万暦元年十二月戊辰(二十二日) 侍郎汪鏜⁽¹⁰⁾に命じて琉球国進貢の陪臣を宴待せしむ。
- (四) 万暦元年十二月癸酉(二十七日) 礼部覆奏す「琉球国世子の呈送⁽¹¹⁾せる被虜の人民は、例に照らして賞賚するを請う」。上、尚永の世々忠誠⁽¹²⁾を敦くするを以て、銀五十兩・綵段四表裏を賞し、勅を降して奨励す。仍お其の使臣に銀幣を賞すること差有り。
- (五) 万暦二年(一五七四)十二月辛酉(二十一日) 琉球国中山王世子尚永、王舅馬中叟・長史鄭佑等一十八名を遣わし、表文・方物を齋し、皇上の登極⁽¹³⁾を慶賀し、並びに進貢す。宴及び綵段等の物を賜うこと差有り。
- (六) 万暦三年(一五七五)八月丙戌(二十一日) 琉球、入

貢す。

- (七) 万暦三年十二月辛未(七日) 琉球国中山王、人を差わして入貢す。
- (八) 万暦三年十二月戊寅(十四日) 琉球国、倭擄⁽¹⁴⁾の漂して至れる男子鄭良珍・鄭良班等を送回す。銀五十兩を賞し、勅を写して奨励す。
- (九) 万暦四年(一五七六)正月乙卯(二十一日) 琉球国中山王世子尚永、正議大夫蔡朝器等を差わし、表文・方物を齋し入貢す。綵段・絹・布等の物を賞す。仍お常例に⁽¹⁵⁾于てするの外、五日毎に另に鷄⁽¹⁶⁾・米麴⁽¹⁷⁾・酒果を給し、以て優異を示す。朝鮮・暹羅の使臣も亦た之の如し。
- (一〇) 万暦四年七月丁酉(六日) 琉球国世子尚永を封じて中山王と為す。戸科左給事中蕭崇業を以て冊封使と為し、行人謝杰⁽¹⁸⁾は副使と為し、皮弁冠服⁽¹⁹⁾・玉珪⁽²⁰⁾を齋し、往かしむ。仍お崇業等に各々大紅織金胸背麒麟白沢羅⁽²¹⁾円領各一件、緑羅襜褕⁽²²⁾・青羅貼裏各一件を賜うは例なり。
- (一一) 万暦四年八月甲申(二十四日) 戸科左給事中蕭崇業等⁽²³⁾以えらく「冊封琉球の頒去の詔勅は、彼の国毎に請留⁽²⁴⁾を欲するも、亦た遠人の欽崇の意なり。宜しく斬⁽²⁵⁾しむべからず。使臣は王命を奉將し海濤を遠渉す。百靈、之の為に呵護⁽²⁶⁾するを頼む所なり。宜しく翰林院⁽²⁷⁾をして祭文⁽²⁸⁾を撰し、布政司をして備祭し、以て析報⁽²⁹⁾を隆⁽³⁰⁾んにせしむべし。造

る所の過海の船隻は、督するに府佐(29)を以てし、仍お廉幹(30)の指揮二員(31)に委して之に副え、務めて堅好(32)を期し、即ち指揮・監軍を以て、工匠と与に一併に随行せしめよ。凡そ一切の飲食・器械及び観星占風・聴水察土・医卜技芸(35)の人を俱に備悉せんことを」。議の如くす。

(二二) 万曆五年(一五七七)十二月癸未(一日) 琉球国中山王世子尚永、正議大夫梁灼等を遣わし、京に赴き進貢せしむ。宴賞例の如し。

(二三) 万曆六年(一五七八)十一月辛亥(四日) 兵部題す「国初、閩・広・両浙に三の市舶を設く。徒だ貢事を督理するのみならざるも、亦た市権(37)を牽制するの意は、固より深遠なり。尋いで浙江は多故なるを以て旋ち設けて旋ち罷む(39)。惟だ閩・広の二舶(40)、尚お存す。而も広南の番船は、直ちに省下に達し、禁令行い易し。福建の市舶は、専ら福州に隸し、惟だ琉球の入貢のみ一に闕りて之を白かにし、而も航海の商販は尽く漳・泉由りす(41)。止だ道・府に于て引文を告給して扱と為す(44)。此れ皆く沿海の居民の富者は出資し貧者は出力し、懋遷して利を居む(46)。積久しく弊、滋く、縁りて姦盜を為す者は、已に一日に非ず。今、総督凌雲翼議すらく、(略)

(二四) 万曆八年(一五八〇)十月乙丑(二十九日) 琉球国中山王尚永、王舅馬良弼(48)を差わし、方物を進貢す。給賞例

の如し。

(二五) 万曆八年十一月己卯(十三日) 光祿寺少卿蕭崇業、疏して出使琉球の餽金を辞す。該国の使臣に詔して携去せしむ。

(二六) 万曆八年十一月戊子(二十二日) 琉球国、陪臣の子鄭週(50)・鄭迪(51)・蔡常(52)三名を遣わし、太学に入り読書、習礼するを求む。命じて南京国子監に送り肄業せしめ、例の如く衣糧を給与せしむ。

(二七) 万曆九年(一五八一)四月壬子(十九日) 詔して琉球国の官生鄭週・蔡常・鄭迪を南京国子監に送り肄業せしむ。

(二八) 万曆九年十月戊申(十七日) 琉球国中山王尚永、正議大夫梁燦等(53)を差わし、京に赴き進貢せしむ。宴賞例の如し。

(二九) 万曆十一年(一五八三)十月庚申(十二日) 琉球国中山王尚永、梁灼を差官して表文・方物・馬匹を齎貢す。宴賞例の如し。

(三〇) 万曆十五年(一五八七)四月壬申(十三日) 琉球国中山王尚永、都通事を差わし、表文を齎し、方物を進貢せしむ。綵段・鈔錠を賜い、及び宴待は例の如し。

(三一) 万曆十五年十月壬午(二十七日) 琉球国中山王尚永、正議大夫鄭礼等(55)を差わし、方物を貢し謝恩す。宴賞を賜

うこと例の如し。

(三) 万曆十五年十一月甲寅（二十九日） 通事官⁽⁵⁶⁾を差わし、南京国子監に読書する琉球国の官生鄭週等三名の回国して任用するを伴送⁽⁵⁷⁾せしむ。

(三三) 万曆十七年（一五八九）十一月辛亥（七日） 朝鮮国の

入賀の陪臣戸曹参判奇荅等に宴し、仍お餞すること例の如し。奇荅等奏す「本年六月十二日、異船一隻有り、本国全羅道南桃浦⁽⁵⁹⁾に向い抛泊す。官軍砲を以て之を撃す。舟中の人攢手⁽⁶⁰⁾して命を乞う。持せる印信公文⁽⁶¹⁾は俱に大明

万曆の字様を写す。男・婦四十六名を将⁽⁶²⁾て獲して至る。訳し得たるに一名は要宇、一名は厚女注口、俱に大琉球国の人に係わる。隣居の淳于波口等と与⁽⁶³⁾に、同一船に

坐し、本年五月十八日に、大小米等の物を将⁽⁶⁴⁾て載して本国に向い、祈禱所に於て完納し、風に遭いて飄湍⁽⁶⁵⁾す。查照するに、嘉靖年間、琉球国の七人の漂到する有り、人と連⁽⁶⁶⁾に奏解⁽⁶⁷⁾す。今、人口の数多く、先ず要宇・厚女注口の二名を将⁽⁶⁸⁾て帯して京師に向い、其の余は俱に遼東都司に送り転解⁽⁶⁹⁾せしむ。礼部、査するに「果して嘉靖年の事例有り。勅を請いて朝鮮を奨す。要宇等をして暫く会同館に住ましめ、遼東に咨行して、四十四人を将⁽⁷⁰⁾て京に解らしめよ。仍お胖襖⁽⁷¹⁾・鞵鞋⁽⁷²⁾を賞し、関文⁽⁷³⁾を給与し、通

事を差わし、送りて福建に至らしめ、便に遇えば遣帰せ

しめよ。之に従う。

(二四) 万曆十九年（一五九二）七月癸未（二十日） 大学士許⁽⁷¹⁾国等題す「昨に浙江・福建の撫臣の共に報ずるを得たるに、日本倭奴、琉球を招誘して入犯せんとす、とあり。蓋し頃年、達虜北に猖獗⁽⁷⁴⁾し、番戎西に蠢動⁽⁷⁵⁾し、緬夷南に侵擾⁽⁷⁶⁾するに縁り、（略）

(二五) 万曆十九年八月甲午（二日） 福建巡撫趙参魯⁽⁷⁷⁾、奏称す「琉球の貢使、倭警を預報⁽⁷⁸⁾す。法として当に之を水に于て禦ぎ、登岸せしむること勿かるべし。姦徒の勾引するは、法として当に之を内に于て防ぎ、間に乗ぜしむること勿かるべし。歳解の濟辺の銀兩は、存留を為すを乞う。水寨の将領⁽⁸²⁾を推補⁽⁸⁴⁾するは、宜しく慎選を為すべし。戦艦を増やし、水軍を募り、式廓⁽⁸⁵⁾を斉え、陸營を添するに至りては、皆、勝を制するの機と為せば、事に先んずる備えと為すに足らん。部覆⁽⁸⁶⁾す。之に従う。

(二六) 万曆十九年八月癸卯（十一日） 礼部題す「朝鮮の供報せる倭奴の声息は、琉球の報ずる所と相い同じ。宜しく奨賞し、激勸⁽⁸⁷⁾すべし。之に従う。

(二七) 万曆十九年十一月丙寅（四日） 朝鮮国王李昞具報す「本年五月内、倭人の僧俗相い雑⁽⁸⁹⁾れる有り、称するに関白平秀吉六十余州を併呑し、琉球・南蛮、皆服す。明年三月の間、要⁽⁹⁰⁾らず来りて侵犯せん。必ず和を許さば方⁽⁹¹⁾めて解

かん」。旨有り「兵部に着して沿海の隄防を申飭せしむ。
該国の偵報に具さに忠順を見る。賞を加えて以て激勸を
示せ」。

(二六) 万曆十九年十一月辛卯 (二十九日) 琉球国中山王世子
尚寧、鄭札等を差官す。例に照らして賞賜す。尚書李長
春に着して宴待せしむ。仍お該国の世子に移咨す「速や
かに襲封を請い、彼の国を鎮圧せよ。地方の多事を將て
辞と為す母かれ」。

(二九) 万曆二十二年 (一五九四) 十一月己卯 (五日) 兵部尚
書石星言わく「倭夷、封を懇うこと甚だ切なり。既に旨
を奉じて封事を許し、喫緊に在りて策を決し、以て成効
を求めんとす。……其の朝見・冊封・遣使等の儀は、俱
に朝鮮・琉球の事例に照らす。(略)

(三〇) 万曆二十二年十一月己亥 (二十五日) 琉球国の進貢使
臣鄭札等を宴すること例の如し。

(三一) 万曆二十二年十二月丙辰 (十三日) 前に崇明に擒獲せ
る夷船、再び訳審を加え琉球国の陪臣をして認識せしむ
るに、実は倭人に非ず。兵部、覆して請う「就ち琉球の
陪臣をして本国に帯回せしめ、以て属夷を殺さざるの仁
を彰らかにせん。仍お捕船の員役に賞し、以て激勸を示
さんことを」。上曰く「今後沿海地方の獲有する夷人の
船は、還に真偽を詳訳するを要す。功賞を希図し、遠人

を枉害するを得しむる母かれ」。

(三二) 万曆二十三年 (一五九五) 五月丙申 (二十四日) 琉球
国の使者于瀟等、世子尚寧の為に請封す。琉球は故世々
正朔を奉ず。閔白、擾害してより之を臣とせんと欲する
も、世子、屈を為さず。故に于瀟等、来りて封を乞う。
閔の撫臣許孚遠、代つて請を為す。札科の薛三才以えら
く「故事に、琉球の請封は必ず世子の表して請うを俟つ。
若し祇夷使に憑りて遽かに之を与うるは大褻を為すに似
たり」と。札臣范謙、官を遣わし福建省城に于て班封し、
世子の具表して前來するを俟ち、然る後封を許し、使臣
に面領するを聴すを請う。之に従う。

(三三) 万曆二十三年八月壬戌 (二十二日) 琉球の夷人哈那等
に優給す。時に琉球船有り、浙の温州の海洋に入る。浙
撫劉元霖、琉球の人為るを審知し、実に抛りて以聞す。
命じて之を遣還せしむ。

(三四) 万曆二十四年 (一五九六) 五月己巳 (三日) 是の日、
内閣に諭す「前歳、閔白の封を許すを乞求してより、南
北紛紛、可ならずと言う者十に七、八有り、可と説う者
未だ一、二を見ず。祖宗の時、朝鮮・琉球諸国を封する
に、或いは内臣、或いは文臣を正使と為す、亦た未だ全
く武臣を用いず。(略)」

(三五) 万曆二十四年五月庚午 (四日) 兵部尚書石星奏す「文

武の体統同じからず。夷狄の情形も亦た異なる。查得するに、琉球の出使は皆文臣を用う。虜王の頒封は皆武弁を用う。今、日本の封は正に虜王と相い類す。(略)

(三六) 万曆二十四年五月壬申(六日) 直隸巡按曹学程題す「倭情已に變ず。封事は宜しく停むべし……」。上、報じて曰く「今、科臣を差わす、乃ち是れ上意なり。且つ累朝、往きて朝鮮・琉球を封ずるに、或いは内臣或いは文臣をば正使・副使に充つ。(略)

(三七) 万曆二十五年(一五九七) 三月己酉(十九日) 日本を冊封する正使楊方亨、京に回り、封事の顛末を直言し、欺罔を正して以て禍源を絶つを上疏す。「……其の表文は、臣見るに字跡恭を欠く。丙申と書して紀年するも正朔を奉ぜず。乃ち兵部、臣に書を貽りて云わく「日本は原未だ曆を頒かたず。琉球・朝鮮と同じからず」と。(略)

(三八) 万曆二十五年十月庚申(三日) 琉球の進貢使金仕歴等十三員を宴す。侍郎劉楚先待す。

(三九) 万曆二十七年(一五九九) 十二月甲申(九日) 琉球国中山王世子尚寧、表を奉り方物を進め、謝恩し請封す。命じて進収せしむ。

(四〇) 万曆二十八年(一六〇〇) 二月丁丑(三日) 礼部言わく「琉球は世々外藩を奉じ、忠順失わず。累朝遣使し渡海して授封す。俱に伐木し造船し、動すれば数載を経。

使者は波濤の險を踏み、属国は供億の煩に苦しむ。省城に于て陪臣に頒詔し、頒封して帰国せしむるを議す。今、中山王世子尚寧、襲封を奏請す。宜しく原任の巡撫許孚遠の題の如く、先臣鄭暎の頒封の議に拠るべし。但だ往例を査するに、襲封は必ず該国の結状を取有す。合に福建の撫按に行し、例に照らして其の該国の王舅・法司等の官の印結を取り、世子の奏本と与に齊えて到らしめて、以て具題に便ならしむべし。差官して頒封し、陪臣の面領を听し、其の前王を諭祭し及び新王を勅封する皮弁冠服・綵幣等の件は一に成憲に照らして以て寵渥を示し、必ずしも遣官し越海せしめて徒に煩擾を滋さず」。

旨を奉ずるに「琉球の世子尚寧、請封す。具さに恭順を見る。但だ該に通国の印結及び世子の特に具する表文有りて、方めて天朝を敬重するを見るべし。行して他に知らしめよ。其の差官の一節は、陪臣既に來りて敦請す。着して海に慣れたる廉勇の武臣一員を選び、請封の使臣と同一に、前往して行札せしめよ。必ずしも採木造船して以て煩費を滋さず。亦た人役を多く帶し彼の国を騷擾し、朝廷の柔遠の至意を失う有るを許さず。

(四一) 万曆二十九年(一六〇一) 七月丙辰(二十一日) 琉球国の進貢の使臣蔡奎等十四員を宴す。侍郎朱国禎待す。

(四二) 万曆二十九年九月己酉(十五日) 礼部覆す「琉球は東

南に僻処し、世々職貢を修む。時に承襲に当り、累々倭警に遭い延逗して今に至る。既經に世子尚寧奏請す。相い応に封を准すべし。其の該に用うべき皮弁冠服・紵糸等の項は、宜しく例に照らして応付すべし。遣官は已に明旨を奉ず。但だ其の陳乞せる情詞に拠るに、会典を援引し、必ず文臣を以てして請を為す。惟だ聖明もて裁定せよ。旨を奉ずるに「尚寧は琉球国中山王に襲封するを准す。既に遣官して懇請す。着して旧に照らし文官を差わし去かしめよ」。

(四)

万曆二十九年十一月己酉(十五日) 兵科給事中洪瞻祖・行人王士禎に命じ、琉球国王を冊封せしむ。是れより先、琉球国王尚永薨じ、世子尚寧襲爵を奏請し、仍お会典に援拠して文臣を以て冊封するを請う。既に之を許せり。

浙江巡撫劉元霖報ずらく「夷船を獲するに、琉球の封貢の声信を差探するに係わる者と称す。其の中に真倭数人を雜う。衣笠・刀仗、皆倭物に係わる。会同館、長史蔡奎に訊問するに、奎弁ずる能わざるなり」。礼部言わく「海上の声息、未だ有無を知らず。冊使の遣は国体の甚だ重きに関わる。行止遅速は一に惟だ聖裁あるのみ」と。上以えらく「既に二臣を遣わすも、又夷船を盤獲し、声息未だ定まらざるを以て、該国の質審して回奏し、海

(四)

上寧息するを待ち、方めて渡海し行札するを命ず。万曆三十年(一六〇二) 九月壬午(二十四日) 応天の蘇・松地方の南匯、夷の男婦尼夫由弗多等五十七名を獲し、浙江、夷婦烏多十・郎烏・石売多三口を獲し、同時に以聞す。兵部覆す「海外の情形、茫乎として測る莫し。苟しくも疑似に涉れば、詳を致すを厭わず。蓋し多命関わる所、外夷觀望すれば誠に當に慎重すべきなり」。

南匯の獲する所の各夷は、訳審するに三たび其の説を変す。情偽尽く知る可からずと雖も、而れども貌服・動履、實に琉球に類す。且つ身に寸刃無く駢首して擒に就く。浙省の獲する所の夷婦・夷船は同一時に在り、供吐は相い類す。応に俱に勘合を填給し、口糧・脚力を応付し、差官して福建巡撫衙門に押送し、琉球の音語に慣熟せる通事に責令し、詳しく訳審を加うべし。果して該国の人民に係わり別に他故無く、便船有るに遇わば、転じて順帶し回国して交割せしめよ。如し其の中に隱情有り、或いは奸細に係われば、応に何を作して区処すべきや否や、詳訳し實に拠り奏して定奪を請うを妨げず。可を報ず。

(四五)

万曆三十年九月戊子(三十日) 改めて兵科右給事中夏子陽を遣わし、洪瞻祖に代わりて琉球を冊封せしむ。瞻祖、艱帰を聞するを以てなり。

(四六) 万曆三十年十月甲午（六日） 琉球国の進貢の使臣鄭近等⁽²¹⁵⁾十二名を宴す。命じて尚書會朝節⁽²¹⁶⁾に待せしむ。

(四七) 万曆三十一年（一六〇三）正月乙酉（二十八日） 兵科右給事中夏子陽・行人司行人王士楨、命を奉じて琉球国王を冊封するに、奉使の事宜を条陳⁽²¹⁷⁾して以て請う「一、有司を責成⁽²¹⁸⁾す。採木・造船の如き、工匠⁽²¹⁹⁾・舟師⁽²²⁰⁾の類を取用するに、府佐一員を精選して其の事を董⁽²²¹⁾せしめ、而して廉幹の指揮二員を以て之に副う。一、人従を議処⁽²²²⁾す。遠く異国に涉⁽²²³⁾り半載を閲歴す。凡そ飲食物用・弓矢器械の類、夫の駕船執舵・觀星占風・聽水察土より以て医卜技芸に及ぶまで例として備帶するを得。乃ち最も要なるは夥長⁽²²⁴⁾・舵工⁽²²⁵⁾・阿班等の役に如⁽²²⁶⁾くは莫⁽²²⁷⁾し。須らく慣熟精練の人を扱⁽²²⁸⁾び、海に通ぜる豪猾⁽²²⁹⁾をして得て以て藏匿せしむる毋し。医卜に至りては各々二名を帶し、則ち之を便なる所に取る。天文生一名は即ち閩中に就きて扱取す」。疏、礼部に下り覆請⁽²²⁷⁾す。之に従う。

(四八) 万曆三十二年（一六〇四）正月己未（八日） 琉球国中山王世子尚寧、王舅毛繼祖⁽²²⁸⁾等を差⁽²²⁹⁾わし、表文・方物を齎して東宮を冊立するを進賀し、並びに本⁽²³⁰⁾国の漂流せる人口を賜還するに謝す。各々衣服・帽帶・靴襪を賜う。

(四九) 万曆三十二年四月甲午（十四日） 総督倉場戸部尚書謝杰⁽²³²⁾卒す。杰は福建長樂の人、甲戌⁽²³³⁾の進士なり。行人を以

て琉球に使す。光祿・太常⁽²³⁴⁾・府尹⁽²³⁵⁾・南贛巡撫⁽²³⁶⁾・刑部侍郎に歷陞し、今の官に至り、京に卒す。（略）

(五〇) 万曆三十三年（一六〇五）七月戊寅（六日） 琉球を冊封する兵科給事中夏子陽・行人王士楨に命じて作速⁽²³⁷⁾に渡海し事を竣⁽²³⁸⁾えて以て大信を彰らかにせしむ。仍お彼の国に、以後海上⁽²³⁹⁾に領封し、著⁽²⁴⁰⁾して定規と為すを伝諭⁽²⁴¹⁾せしむ。

是れより先、万曆二十三年（一五九五）、琉球の使臣于瀟等、其の世子尚寧の為に請封す。撫臣許孚遠、倭氛未だ息まざるを以て、使臣一員を遣わし勅を齎して福建省城に至り其の差官の面領するを聴⁽²⁴²⁾さしめ、或いは海に慣れたる武臣を遣わし、彼の国の使臣と同一に前去せしむるを議す。部覆⁽²⁴³⁾し旨を奉ずるに「世子の表して請うを待ち、礼部具題し、官を遣わし福建省城に于て領封せよ」とあり⁽²⁴⁴⁾。

二十八年に至り、尚寧具表して請封す。其の使臣長史鄭道等奏し、旧に照らして遣官するを乞う。旨を得るに「着して廉勇の武臣一員を選差し、請封の使臣と同一⁽²⁴⁵⁾に前往し行礼せしめよ」とあり。

二十九年、尚寧遣使し入貢し、復た文臣を差⁽²⁴⁶⁾わすを請乞す。部覆し、旨を奉ずるに「給事中洪瞻祖・行人王士楨を遣わし、海寇の寧息するを待ち、渡海し行礼せしめよ」とあり。繼いで瞻祖⁽²⁴⁷⁾、憂を以て去る。乃ち改めて子

陽に命じ、士楨と同一(248)に三十一年三月に冊を齎して入閣せしむ(249)。

(四) 今年三月、按臣(250)方元彦、浜海多事にして、警報頻仍なるを以て、撫臣徐学聚(251)と偕に、仍お武臣を遣わし、暫らく成舟(252)を駕して往かしむるを請う。子陽・士楨、亦た属国の信は爽(253)う可からず、使臣の義は当に終り有るべきを以て、成命(254)を堅くして以て遠夷を慰むるを乞う。俱に未だ報ぜず。而して礼部侍郎李廷機(255)、宜しく領封の初旨を断行し、並びに武臣の遣は而して之を罷むべきを言う。

是に于て、御史錢桓・給事中蕭近高(257)、各々具疏し、力めて其の可ならざるを言う。且つ云わく「此の議は当に欽命の未だ定まらざるの先に在るべく、当に冊使既に遣わすの後に在るべからざるべし。宜しく該撫按に行し、作速に海艘を成造し、今年の渡海の期に候る勿からしめよ。事竣り復命するを俟ち、然る後定めて画一の規を為さん。之に先だち、文を以て、其れをして海上に領封するは永永に遵守せしむるを告げよ」。上、之に従う。

(五) 万曆三十四年(一六〇六)五月辛未(四日) 琉球を冊封する使臣兵科右給事中夏子陽等、疏して海防を戒嚴するを請う。報聞す。

(五) 万曆三十四年九月癸未(十七日) 琉球国中山王世子尚寧、長史等を遣わし方物を進貢す。

(五) 万曆三十四年十月壬子(十七日) 琉球国の夷人に宴を賜う。礼部侍郎李廷機に命じ陪待せしむ。

(五) 万曆三十四年十一月戊辰(三日) 琉球を冊封する正使夏子陽・副使王士楨、役を竣(261)えて回る。

(五) 万曆三十五年(一六〇七)六月乙卯(二十四日) 兵科右給事中夏子陽、琉球を冊封して回る。

(五) 万曆三十五年九月癸巳(三日) 琉球国中山王尚寧、奏して前の使の却くる所の金(262)を献ず。上、其の款誠を嘉し、並びに礼金を以て其の来使に還さしむ。初め兵科右給事中夏子陽・行人司行人王士楨、琉球を冊封す。事竣り将に行かんとするに、国王、宴金及び諸々の儀に代うる者、人各に黄金六斤を餽(263)る。二臣固く却けて受けざるなり。

是に至り、王、其の舅毛鳳儀及び正議大夫阮国等を遣わし、再び原(269)の金を齎し疏して言わく「二臣、命を銜して遠く使し、親しく造舟を督し、三年閏中に劳瘁し、万里海外に間関(272)し、勤劳辛苦は昔日に倍踰す。小国は荒涼なれば宴款(273)の際、代うる所の黄金各々九十六兩は世々縁(274)つて例と為す。而れども二臣屢々辞して堅く大義(275)を持す。二臣の清白にして自から励むこと、実に聖朝の臣節の光にして外国の使臣の表たり。而れども劳苦数年にして風濤万里なり。臣と通(278)国と実に自から安んぜず。謹んで原(279)の金二封を将(279)て鈐記す。乞う、二使臣に勅して分受せし

めよ。旧札欠くること無く微誠伸ぶるを獲るに庶からん」。上、礼部に命じて来使に諭して原の金を齎回せしむ。亦天子陽等の廉正にして使臣の体を得たるを嘉す。

(五) 万曆三十五年九月己亥(九日) 琉球国中山王尚寧⁽²⁸⁰⁾以えらく「洪・永の間の例に、初め閩人三十六姓⁽²⁸²⁾を賜わり、書を知る者は大夫・長史⁽²⁸³⁾を授けて以て貢謝の司⁽²⁸⁴⁾と為し、海に習わず者は通事・総管⁽²⁸⁵⁾を授けて指南の備えと為すも、今、世久しく人湮⁽²⁸⁶⁾び、文字音語・海路の更針常に違錯するに至る。往の例に依り旧銜⁽²⁸⁸⁾を更選⁽²⁸⁹⁾するを乞う」。事、礼部に下すも、之を寢⁽²⁹⁰⁾む。

(五) 万曆三十六年(一六〇八) 十二月丙辰(三日) 琉球国の進貢の使臣鄭子孝⁽²⁹¹⁾等一十三員を宴す。

(五) 万曆三十八年(一六一〇) 七月辛酉(十八日) 琉球国中山王尚寧⁽²⁹²⁾咨す「陪臣の王舅毛鳳儀・長史金心魁⁽²⁹³⁾等を遣わして倭傲⁽²⁹⁴⁾を急報し貢期を緩らしむるを致す⁽²⁹⁵⁾」。福建巡撫陳子貞⁽²⁹⁶⁾以聞す。所司⁽²⁹⁷⁾に下し議奏⁽²⁹⁸⁾せしめ、続けて貢職を修むるを許す。賞は陳奏⁽²⁹⁹⁾の事例に照らして減半す。仍お毛鳳儀等に金織綵段を賜うこと各々差有り。

(六) 万曆四十年(一六一二) 五月壬寅(九日) 礼部主事高繼元⁽³⁰⁰⁾言わく「貢夷の、琉球・暹羅・朝鮮の冠帯の国並びに番僧⁽³⁰¹⁾・番族⁽³⁰²⁾を除く外の、三衛⁽³⁰³⁾・海建女直⁽³⁰⁴⁾は先後輻輳して九百人を計す。三衛は悍にして縦肆忌む無く、女直は

詐にして狡横百端なり。(略)

(六) 万曆四十年六月庚午(七日) 浙江総兵官楊崇業⁽³⁰⁵⁾奏す「倭情を偵報せしむるに言わく「探得するに、日本、三千人を以て琉球に入り、中山王を執⁽³⁰⁶⁾らえ、其の宗器⁽³⁰⁷⁾を遷す⁽³⁰⁸⁾」と。三十七・八両年、置⁽³⁰⁹⁾ねて貢使を遣わせるは、実に窺窃⁽³¹⁰⁾を懐⁽³¹¹⁾う。(略)

(六) 万曆四十年七月己亥(七日) 福建巡撫丁繼嗣⁽³¹¹⁾奏す「琉球国の夷使栢寿⁽³¹²⁾・陳華⁽³¹³⁾等、本国の咨文⁽³¹⁴⁾を執りて言わく「王已に帰国⁽³¹⁵⁾し、特に遣わして貢を修めしむ」と。臣等窃に見るに、琉球は列して藩属に在ること固より已に年有り。但だ邇来⁽³¹⁶⁾奄奄として振わず、日本に繫せらる。即令縦されて帰れるとも、其の国を為⁽³¹⁷⁾むるに足らざるは明らかなり。況んや人の股掌の上に在るをや。寧⁽³¹⁸⁾くんぞ其の間に陰陽すること無きを保たん。且つ今来たる船隻⁽³¹⁹⁾、方に海壇⁽³²⁰⁾に抵り突然登陸せんとす。又聞く、已に泉境⁽³²¹⁾に入るも忽爾として帆を揚げて出海す、と。去来倏忽⁽³²²⁾たり、迹は

大いに疑う可し。今又入貢の年分に非ず。云うに抛るに「帰国を以て報聞す」と。海外遠かに絶つ、帰ると帰らざると、誰か則ち之を知らん。使此の情果して真なりとも、貢の入境には常体有り。何を以て盤駮⁽³²³⁾に服せず、先ず報知せずして突かに会城⁽³²⁴⁾に入れる。貢の尚方⁽³²⁵⁾には常物有り。何を以て突かに日本等の物を硫磺⁽³²⁶⁾・馬⁽³²⁷⁾・布の外に

(六三)

増せる。貢の齎進には常額有り。何を以て人伴多く百有
 余名に至れる。此れ其の情態已に平日の恭順の意に非ず。
 況んや又倭夷有りて之の為に驅らるるをや。但だ彼の執
 る所は詞有り。応に驟かに阻みて以て疑貳の心を啓くべ
 からず。宜しく正使及び夷伴数名を留め、題請して処分
 するを候つを除き、余衆は廩餼を量給して本国に遣還す
 べし。常に非ざる貢物は一併に給付して帯回せしむれば、
 始めて以て大朝の威を壮んにし、天朝の体を正すに足ら
 ん。言に因るに「閩中の姦民、倭を視て金穴と為し、死
 地に走ること驚するが如し」と。興販を絶ちて以て乱萌
 を杜ぐも、又今日宜しく亟やかに図るべき所なり」。章は
 礼部に下す。覆するに撫臣の言の如し。
 万曆四十年七月己酉(十七日) 兵科等の科の給事中李
 瑾等言わく「……琉球の帰国の故、来貢の繇に至りては、
 尤も熟慮せざる可からざる者なり。倭の、雄を南海に称
 し狡焉として疆を啓くこと、已に一日に非ず。彼の中山
 王なる者、豈に其の度劉の余に当り、囚縲し甫めて釈さ
 れ、遽かに倭奴の威を忘れて遠く中国の義を慕い、貢期
 を待たず、其の方物を増して以て来王せんや。其の倭の
 指授する所と為るは明らかなり。以うに琉球の弱は患う
 るに足らざるなり。而れども倭の指授する所と為るは則
 ち患うるに足る。以うに倭の狡も亦た深く患うるに足ら

ざるなり。而れども中国の交引する所と為るは則ち深く
 患うるに足る。即ち該撫の称する所の如し。姦民・販夫
 は大艇にて以て行き、小舸にて以て帰る。彼、金銭を以
 て餌と為し、此れ遂に梱載して還る。火薬・銃鉄は豈に
 宜しく日々去らしむべけんや。長筏・巨艇は豈に
 留む可けんや。之を久しくして我の舟に乗り、我の器を
 操り、我の人を用い、我の地を窺わん。此にして禁ぜざ
 れば、倭に近きの疆、琉球の続と為るを恐るるなり。夫
 の九辺は、夷場の互市を除くの外、即ち捕獵・採木すら
 猶お然り、刻期して行き、刻期して来たる、出ずれば必
 ず稟し、入れば必ず告す。何ぞ海防独り然らざるか。若
 し其れをして公然と交通せしめて禁ずること無くば、則
 ち撫・鎮・監司下及び防海の衛所、巡簡諸司の所職、何
 事か一に之を遏阻せざらんや。此れ罅隙を杜絶するの本、
 亟やかに講ぜざる可からざる者なり。栢寿・陳華等の若
 きに至りては、直ちに当に責むるに入貢の愆期、方物・
 人役の違式を以てし、嚴諭して帰国せしむべし。通倭の
 人を重懲し、防海の規を申厳し、我をして乗ぜらる可き
 の隙無からしむれば、彼何ぞ能く其の狡を肆にせんや。
 若し無外の化を忘臆し、謬ちて姑息の説を為さば、一に
 其の欺を售い、即ち之の侮を滋す。未だ必ずしも中国を
 以て与し易しと為して、益々其の謀を深くせずんばあら

ざるなり」。

(六四) 万曆四十年八月丁卯 (六日) 兵部言わく「倭、釜山より遁去して、十余年来、海波沸かず。然れども其の心、未だ嘗て一日として中国を忘れざるなり。三十七年三月、倭、琉球に入り、其の中山王を虜して以て帰る。四月、我が寧区(379)の牛欄(380)に入り、再び温州の麦園頭(381)に入る。五月、対馬島に入り、倭酋玄蘇等来りて其の国王源秀忠の命を致すに『朝鮮の道を借りて中国に通貢せんと欲す』と。三十八年閏三月、我が寧区(384)の壇頭(384)に薄り、又両(ふた)偽使を遣わし、我が虚実(うかが)を覘(385)う。今四十年、琉球の入貢(386)する者、倭奴を夾雑し、盤驗に服せざるは、福建の報ずる所に見る。平義智(387)の「其の国王家康(388)、近臣を遣わして朝鮮に入らしめんと欲す」と称するは、遼東(389)の報ずる所に見る。封豕長蛇(390)、其の鬣、已に見ゆ。数十年来、倭の垂涎する所の者は貢なるのみ。故に既に琉球を収むるも、復た中山王を縦(ゆ)して帰国せしめ、以て通貢の路と為す。彼意(おも)えらく、我必ず倭の貢を入れず、而れども必ず琉球の貢を逆(さか)まず、或いは仍お三十八年の毛鳳儀・蔡堅(391)を約せるの事の如からん、と。之を総(く)ぶるに、倭は備えざる可からず。備えは徒らに設くるに非ず、務めて其の情を得て以て之を制禦するに在り。……倭の桀驁(392)たること虜に似たり、而れども狡詐、之を過ぐ。閩中の貢夷(394)、必ず倭の梟雄・

渠魁の其の間に潜匿する者有らん。形に因り情を知り、情に因り事を知る。不測(395)の緘固(395)より已に此に在り。異日を問う勿かれ。福建軍門(397)は応に夷情を熟知せる者を遣わし、入海して中山王の帰国せるや否やを諷探(398)せしむべし。如し中山王仍お其の国を有すれば、則ち二百年の封貢、猶お我を戴くを知るがごとし。如し其の国中を制する者、倭なれば、則ち閩は乃ち浙東の寧区(399)の定海・舟山・昌国等と与(とも)にせんのみ。我の倭に備うることに、当に又処する有るべし。……大約(およそ)倭奴の朝鮮・琉球を襲う者は乃ち閩白の時の事にして、尋常に寧区(403)の牛欄・温の麦園頭等の処に入るは、皆中国の姦民、倭中の亡頼(404)を購(あが)える者なり。海澄(405)を剽掠するも、未だ嘗て其の国王に稟仰(406)して敢えて狡焉として大挙せざるなり。(略)

(六五) 万曆四十年十一月壬寅 (十二日) 大学士葉向高言わく……向高又言わく(409)「福建巡撫丁繼嗣(410)の一本、琉球封貢の事の為(411)にするに發擬(412)するを蒙る。此の本、已經(413)に部覆し、催請(414)するも未だ発せず。臣聞く、琉球已に倭の為に併せられ、其の来貢する者、半ばは倭人に係り、貢する所の監甲(416)等も亦た倭物に係る。蓋し此れに仮りて中国を窺伺せんと欲す。心甚だ測(が)り巨し。巡撫の疏中に言わく『倭、將に琉球に明檄し、其れを挟みて互市を代請せしめんとす』(417)と。又閩・浙の亡命郭安国(418)も亦た書を其の家に寄す。

語は多く狂悖なれば、敢えて上聞せざるも、抄して以て臣に寄す。東南の事は甚だ憂う可しと為す。乃ち夷使、又未だ旨を奉じて發遣せず、羈留して日久し。但に内地の虚実を窺見するのみに非ず、且つ將に朝廷の百事遅延し、奏請するも報えざるを謂い、益々其の驕慢の心を長じ、其の猖狂の挙を速やかにせんとす。今北虜未だ寧んぜず、四川又急を告ぐるに在り。加えて以て東南にも再び倭警有りて、転餉し募兵して將に大いに騒動せんとするに、在在空虚なれば何を以てか之に応ぜん。伏して望む、聖明、即ち批發を賜わんことを」。

(六) 万曆四十年十一月乙巳(十五日) 礼部、福建巡撫丁繼嗣の奏に覆して謂わく「琉球の情形測り叵し。宜しく之を絶つべきが便なり。但だ彼、名を進貢と為す、而るに我、遽かに阻回すれば、則ち彼、辞を為すを得ん、「恐らくは柔遠の体に非ず」と。請う、彼の国を諭するに「新たに残破を経れば、当に厚く自ら繕聚すべし。十年の後、物力稍々充つるを候ち、然る後復た貢職を修むるも未だ晩からず。見今の貢物は、巡撫衙門に著して、査べて倭産に係る者は悉く携えて帰国し、若の国に出ずるに係る者は姑く准して収解せしむ」と。其の来貢せる国人は、旧に照らして給賞し、即便に回国し、必ずしも入朝せずして、以て跋涉の労苦を省かしめよ」。旨を得たるに「這

の琉球の入貢の事情は、部議に准照して行え。其の一応の海防の事宜は、俱に地方の官に着して悉心料理し、疎虞を致すこと毋からしめよ」。

(七) 万曆四十年閏十一月乙亥(十六日) 兵科給事中丘懋燁言わく「倭警は虞る可し。設防は宜しく早やかなるべし。謹んで八議を条例して以て採用に備う。……一、属国。琉球は二百余年を以て朝貢するの夷なり。残破を横被し、今、倭の為に用いらるるに似たりと雖も、想うに已むを得るに非ず。且つ其の名甚だ正し。臣謂うに、宜しく厚く来使に給し、仍お好く諭遣を為して、示すに海外は倉卒に救援に及ばざるの故を以てすべし。而して武備を整飭して、内に自強の策と為し、外に救す可きの形を示すも、亦た圍を固むるの道の宜しく爾るべき所なり。(略)

(八) 万曆四十二年(一六一四) 五月辛酉(十日) 是れより先、朝鮮国王李琿、報じて称すらく「馬島の倭、年来仍ねて通市を乞い、屢々船を添うるを要め、日本に倚扶して「関白、臣を遣わして王京に到り、親しく礼物を納め、賞を受け開市するを要む」と藉称するの間、琉球は滅せられ、薩摩は兵強きを以て、誇詡して陵逼の意を顕示す」。(略)

(九) 万曆四十三年(一六一五) 三月乙卯(九日) 福建巡撫袁一驥奏すらく「琉球、四十年題准せる十年一貢の限に

違ひ、既に四十一年を以て修貢し、復た去冬十一月に貢使蔡堅等を遣わして来る。其の進む所の硫磺・馬匹は、已經に多官験詳するに弊無し。且つ航海の波濤を云う。情として甚だ憫れむ可きも、但だ臣、敬んで成命に違ひ、勅して帰国せしむ。又、司・道に行し、量りて周恤を為して、以て朝廷の柔遠の仁を仰体せしむ。

(七〇)

万曆四十三年十一月己亥(二十七日) 刑科給事中姜性、閩の差より還り、疏して閩の事を陳ぶるの内に言わく「閩は巡撫金学曾の奮いて三たび捷ちて以て東師に応じてより、倭敢えて窺わず。閩独り禁無ければ、倭に通ずる者実に繁し。今、倭又琉球を収む。琉球は中国に帰命し、歳として来らざる無し。茲に欽んで十年を限りて一貢せしむ。貢、十年を以てすれば則ち衣物は資する所無し。是れ之を倭に驅るなり。説者謂わく「十年一貢して以て明旨を守り、其の他の歳は宜しく海上に市易せしめて以て羈縻を示すべし。貢は則ち内地に入るを許し、市は則ち小埤地方と定む」と。此れ倭患の当に議すべき者なり。

(略)

(七一)

万曆四十四年(一六・一六) 六月乙卯(十六日) 琉球国中山王尚寧、通事蔡塵を遣わし、来りて言わく「邇ごろ聞く「倭寇の各島、戦船五百余隻を造り、鶏籠山を協取せんと欲す」と。其の流れて中国を突き、害を閩海に為

すを恐る。故に特に移咨して奏報す」。巡撫福建右副都御史黄承玄、以聞して謂わく「鶏籠は我が東鄙に逼り、汎地を距つること僅かに数更の水程なり。倭若し此れを得れば、益々東番の諸山を旁収して、以て其の巢穴を固めん。然る後、瑕を踏み間を伺うは、惟だ欲する所なり。台・礪を指して以て福寧を犯せば、則ち閩の上游危く、東湧を越えて以て五虎に趨れば、則ち閩の門戸危く、澎湖に薄りて以て漳・泉を瞰れば、則ち閩の内地危し。惟だに八閩、之を患うるのみに非ず、兩浙も未だ枕に安んずるを得ざるを恐るるなり。若し夫れ琉球の告、借りて以て相い恐喝す、と謂う者有り、仮りて以て貢道を温む、と謂う者有り、又中山自専する能わず、直だ狡倭の遣わして以て我が虚実を探らしむ、と謂う者有り。臣、逆観する能わず。但だ早やかに之の為に備うるを乞うのみ」。疏は兵部に下す。

(七二)

万曆四十五年(一六一七) 八月癸巳(一日) 巡按福建監察御史李凌雲、奏称すらく「本年四月十九日、台山遊に兵船一隻有り、董伯起を送回す。随いで官兵の為に黄岐に于て阻まる。海道副使韓仲雍、馳せて小埤に至り、倭目明石道友・通事高子美等を召して之を訳審す。其の長岐一島、彼名づけて肥前州と為す。島首村山等安、我呼びて桃員と為す者は、近ごろ武蔵総撰の命を受けて、

市易を監主⁽⁵¹⁹⁾し、唐人と交関⁽⁵²⁰⁾する者なり。…因りて其の
何故に鷄籠・淡水を侵擾⁽⁵²¹⁾せるか、何故に謀りて北港⁽⁵²²⁾に拠
れるか、何故に擅⁽⁵²³⁾に内地を掠せると、伯起を挾去して
復た伯起を送還すると、及び琉球を侵奪せるか等の事を
問うに、俱に甘言を以て対⁽⁵²⁴⁾う。道臣⁽⁵²⁵⁾因りて諭するに…
旋⁽⁵²⁶⁾に又諭するに「以⁽⁵²⁷⁾うに上年の琉球の報⁽⁵²⁸⁾に謂わく、汝、
東番の北港を窺占せんと欲す、と。伝、豈に尽く妄なら
んや。(略)

光宗実録〔関係史料なし〕

熹宗⁽¹⁾実録

- (一) 天啓三年（一六二三）三月丁巳（二十七日） 琉球国中山王世子尚豊、陪臣蔡堅等を遣わし、硫黄・馬匹を貢す。⁽²⁾
 是れより先、琉球は二年一貢す。万暦の間、倭の残破して其の王を擄するを被り、詔して貢を停む。⁽³⁾ 今年、世子封を請い、貢を請う。礼部議す「本国は休養未だ久しからず。暫く五年一貢に擬し、⁽⁴⁾ 国王を冊封するの後を待ちて另議せん」⁽⁵⁾。之に従う。蔡堅等は冥賞すること例の如し。⁽⁶⁾
- (二) 天啓三年八月丁丑（十九日） 礼部尚書林堯俞⁽⁷⁾言わく「帶管会同館主客司主事畢自肅、呈称するに『三衛の夷人に頒賞するに……衣服は入手するも尽く皆抛棄して、朝廷の賜為るを知らざる者の若し。臣、取りて之を視るに、
- 多く朽蠹し破壊して、風に隨いて披裂し、手にて触る可からず。……織造は自ら額⁽⁹⁾額⁽¹¹⁾有るも、顧⁽¹²⁾みるに脆⁽¹³⁾悪なること此くの若し。又琉球等の国は梯山航海して来る。朝廷、勞を嘉して特に其の正使に紅袍・金帶、⁽¹⁴⁾ 従人に靴・襖等の物を賜う。侈⁽¹⁵⁾しきこと異数⁽¹⁶⁾為るも、乃ち更に一寓目⁽¹⁷⁾に堪えず。豈に皇恩を宣べて遠夷を懐⁽¹⁸⁾くる所以ならんや。（略）⁽¹⁹⁾
- (三) 天啓五年（一六二五）十二月壬午（八日） 琉球国中山王世子尚豊、官を遣わし、謝恩の表文を齎捧し、方物を入貢し、封典を請⁽²⁰⁾乞せしむ。所司に下す。
- (四) 天啓六年（一六二六）八月壬戌（二十三日） 琉球国中山王世子尚豊、官を遣わして表文・方物を進めしむ。⁽²¹⁾
- (五) 天啓六年十月甲寅（十五日） 琉球国の陪臣を宴す。保定侯梁世勳を遣わして待せしむ。⁽²²⁾
- (六) 天啓六年十一月辛巳（十二日） 琉球国中山王世子尚豊、遣使して方物を進貢す。福建巡撫朱欽相、⁽²³⁾ 以聞す。
- (七) 天啓七年（一六二七）二月丁巳（二十日） 琉球の使臣正議大夫蔡延等を宴す。礼部左侍郎李康先に命じて待せしむ。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾
- (八) 天啓七年三月乙未（二十八日） 琉球の差官蔡延等に段疋・銀両を賞賜すること例の如し。

付
録

〔崇禎実録〕

〔崇禎長編〕

〔南渡録〕

〔明季南略〕

(一) 崇禎元年(一六二八)四月庚子(九日)〔『崇禎実録』⁽²⁾〕

琉球国中山王世子尚豊、入貢す。⁽³⁾

(二) 崇禎二年(一六二九)閏四月丙辰(一日)〔『崇禎長編』⁽⁴⁾〕

礼部尚書何如寵等、疏して言わく「琉球国の已故せる中山王尚寧の世子尚豊、父爵を承襲し、已に冊封を奉ず。

但だ琉球、海島に介在し、唐・宋以来、中国に通ぜず。

惟れ我が高皇帝、威靈遐く邇び、始めて闕下に來朝す。

自後凡そ新王嗣立すれば、皆請命して勅封し、給事中一

員を遣わして正使と為し、行人一員を之に副う。福建に

海船を造りて従り、二、三年にして乃ち成る。諸々の所

需の材料・匠作、糜費・物力は貲られず。供億・装設、

一たび不備有れば、以て行く可からず。閩甚だ之に苦し

む。万曆の中年に在りて、廷臣即ち已に建議して謂わく

『区区たる絶島、宜しく輕易に使臣を遣わして万里の外

に泛海せしむべからず。請う、以後より海上に於て頒詔

し、彼の使臣をして北向し稽首し、拝詔して還らしめよ』

と。未だ旨を奉ぜずと雖も、而れども彼の時、翕然とし

て便を称す。此れ物力完足せるの時に在りても猶お然り。

而るを況んや今の八閩、兵を議し餉を議して公私交困

しむ。乃ち重ねて以て之を騷動するは、多く便ならざる

に似たり。且つ今の海上も又、太平無事の比に非ず。万

一鯨鯢を戒めざれば、則ち体を傷つけ命を辱め、閩係実

に大なり。乞う、皇上、民艱を俯恤し、大典を酌行し、⁽¹⁷⁾

官を遣わして海上に頒詔し、該国に諭令して領封せしめ、

永く著して令と為せ。万世の便、端は是に在り。旨を

得たるに「海邦を封建し、用て無外に示す。這の琉球国

王を襲封するは、還た累朝の典制に遵照し、官を遣わし

て冊封せしむ。一応の礼儀の事宜は、旧例を参酌して行

え。

(三) 崇禎二年六月甲寅(一日)〔『崇禎長編』〕 戸科給事中杜

三策・行人司副楊掄を遣わして琉球を冊封せしむ。

(四) 崇禎二年六月乙卯(二日)〔『崇禎実録』〕 琉球国中山王

世子尚豊、入貢す。

(五) 崇禎二年六月丁卯(十四日)〔『崇禎長編』〕 戸科給事中

杜三策、疏して言わく「臣、向に瑯嶠に遭い、里居する

すること四年、鼎鑊の余生、重ねて日月を見る。今、琉

球を冊封するに、万里の行、將に日有らんとす。在朝の

諸臣、臣の摧折して已に久しきを怜れむ者有り。臣の子

の尚お幼きを怜れむ者有り。臣、義として人の怜れみを

受けざるなり。然れども一、二の応に除すべき事宜有り。

皇上の為に之を陳べざるを得ず。航海せんと欲すれば、

必ず先ず船を造る。此の船、規製は長さ十七丈、濶さ三

丈有奇なり。艫と曰い、舵と曰い、桅と曰い、閩中より

採るも、数百年の木に非ざれば用いず、数万人の力に非

ざれば運ぶ能わず。往時の船は完するに或いは二年、或いは三年と聞く。木植・工価と臣等の種種の供応と、費は皆賫られず。臣等以為えらく、事を集さんと欲すれば、必ず須らく事権を重んずべし。臣、遠く海濱に在りと雖も、猶お是れ皇上の耳目の臣なり。命に应ぜざるが如きは、臣の不時に参奏するを許さば、事権専らにして工課速く、使命は久稽に至らざるに庶からん。船堅緻ならんと欲すれば、用人に如くは莫し。此の一船なる者は臣等の命、焉に係る。応に同知一員・指揮二員に委して、専ら此の事を董じ、船完すれば、例として同に過海せしむべし。彼、身の利害を与にするを知れば、則ち造る所の船、自然堅緻なること法の如し。事完するの後、一体に優擢す。流寇充斥するに至りては、所在見に告ぐるに『海上に紅彝の出没すること常無し』と。倘し海寇突発すれば、該省の撫按、兵を發して護衛し、事相い関せざるを以て、視て秦越の如しとする勿かれ。旨を得たるに「奏する所は即ち覆と与に、所司に行して之を知らしめよ」。

(九) の世子尚賢入貢し、襲を告す。
崇禎十七年十二月二日 (丙辰) (『明季南略』) 琉球の使臣金応元、入朝す。

(六) 崇禎四年 (一六三一) 七月甲申 (十二日) (『崇禎長編』) 琉球国、使を遣わして東宮を慶賀し、方物を進貢す。

(七) 崇禎十七年 (一六四四) 九月己丑 (四日) (『南渡録』) 琉球、入貢す。

(八) 崇禎十七年十一月十二日 (丙申) (『明季南略』) 琉球

注
积
篇

穆宗実録注

- (1) 穆宗 隆慶帝。一五三六―七二年。在位一五六七―七二年。明の第十三代皇帝。嘉靖帝の第三子。
- (2) 尚元 世宗実録注(137) 参照。
- (3) 遣使して この時の符文が『宝案』(二五―三六)、執照が〔三〇―三七〕〔三〇―三八〕にある。いずれも嘉靖四十六年二月十七日付であるが、それは前年十二月に嘉靖帝が死去したことがまだ知られていなかったためである。長史蔡朝用、使者亜応蘇、都通事鄭祿等が遣わされた。
- (4) 入賀す 隆慶帝即位の慶賀の遣使は『宝案』(二六―〇一)の符文及び〔三一―〇一〕の執照がある。王舅翁寿祥・正議大夫梁炫・使者馬慶・都通事梁燦等の派遣である。なお嘉靖帝の死去を悼む進香の符文は〔二六―〇二〕で使者は宗善である。いずれも隆慶二年二月二十三日付で、このほか『宝案』には、前年の使者を接回する同日付の執照〔三一―〇三〕がある。
- (5) 守備由必都 未詳。世宗実録注(235)を参照。琉球にお

- ける守備の職も未詳であるが、世宗実録(四六)には「本國の北山の守備鄭都」という別の例がある。なお明代の中国では守備とは武職の差遣名で、一城一堡を守る長をいい、品級や定員はない。
- (6) 中山王尚元：由必都等を遣わし 隆慶三年には『宝案』に符文〔二六―〇三〕、執照〔三一―〇三〕〔三一―〇四〕(いずれも二月十五日付)があり、王舅毛廉等が進貢している。嘉靖四十二年・四十四年の例では、中国人の漂流民あるいは被虜の人口は、朝貢のときに連れてきて送還している。このたびも同様であろうが、由必都のことのみが『明実録』に残っている。
- (7) 守臣 一定の土地を守る臣、の意。ここで具体的には福建巡撫の塗沢民をさす。
- (8) 鄭憲 世宗実録注(232) 参照。
- (9) 鄭憲等を差わし 『宝案』にこの時の符文〔二六―〇四〕、執照〔三一―〇六〕〔三一―〇七〕がある。
- (10) 奨諭 皇帝が臣下を褒め励まして表彰すること。
- (11) 南京国子監 琉球国の官生は、明代を通じて南京国子監に入学した。太祖実録注(144) 国子監を参照。
- (12) 梁炤 『宝案』(二〇―三四)に国子監に入学する梁炤等に発給した執照がある。また〔三一―〇九〕は梁炤等を

接回する執照である。なお梁炤は『家譜（二）』七五九頁に記事がある。

神宗実録注

- (1) 神宗 万曆帝。一五六三—一六二〇年。在位一五七二—一六二〇年。明の第十四代皇帝。隆慶帝の第三子。
- (2) 尚永 一五五九—一八八八年。在位一五七三—一八八八年。尚元王の第二子。冊封は一五七九年で蕭崇業・謝杰が使した。
- (3) 尚永：襲封するを請う 『宝案』にはこの時の護送船の執照のみが残る。〔三一〇八〕〔三一〇九〕〔三一〇〕と同文。また、〔三一〇二〕によれば、この進貢船は翌年暮れまでに回還せず、消息を探聴する船が出された。
- (4) 鎮巡等の官 鎮守総兵官と巡撫・巡按。
- (5) 福建の：査勘し 中山王世子の請封に対して福建の鎮巡官に調査を命じるのはすでにこのころ通例となっていた。世子尚清の請封の折りも「襲封の重事は当に福建の鎮巡官に命じて査訪・申報せしむべし」(世宗実録(九))とある。
- (6) 蘇木の価値の生絹を給す 附搭貨の蘇木に対して、等価の生絹が給された珍しい記録である。
- (7) 汪鐘 一五一二—一八八八年。のちに礼部尚書となるが、本条の時は礼部左侍郎。『明人伝記』一六八頁及び『国朝

献徴録』三四卷所収「汪公鐘行状」。

- (8) 覆奏 英宗実録注(57)を参照のこと。ここでは琉球国世子あるいは福建巡撫などからすでに被虜の呈送についての奏があり、礼部が覆奏したもの。
- (9) 呈送 呈文を附して送る。ここでは琉球国の王府より發出された呈文。
- (10) 世々 途絶えないで変わらずに引き継ぐ、の意。
- (11) *本条に関連する『宝案』は〔三一〇一〕。王舅の名は馬忠叟となっている。また〔二二六〇五〕は、同時に大行皇帝に進香のため使者毛有倫等に出給した符文である。
- (12) 皇上の登極 万曆帝の即位は隆慶六年(二五七二)六月。
- (13) *本条および(七)(八)(九)は、万曆三年二月付の執照を持った琉球使の一行のことと思われる。『宝案』〔三一〇二〕〔三一〇三〕〔三一〇四〕を参照。(六)は琉球使が福建へ到着した時の報告であろう。執照には(九)にある正議大夫蔡朝器の名がある。
- (14) 倭虜 倭によって虜にされた者。
- (15) *『万曆会典』卷一一五 礼部七三 欽賜下程の条に、本条に関連する記事がある。「万曆四年。題准。朝鮮・琉球・暹羅・安南差来使臣下程。除欽賜及常例日支外。每三人五日加給鷺一隻・鶏二隻・酒四瓶・米一斗・果子五斤。随従人等不加給。……」続いて、野人女直の都督、

日本国・滿刺加国等々このころ朝貢していた国々の使臣に対する会同館における下程（下程とは、一般には旅人に対する接待の酒食をいう）の詳細が示される。

本条は、琉球の使臣の待遇が、朝鮮・暹羅とともに特に手厚くされたことを記している。なお朝鮮は、毎年の万寿聖節と冬至に賀使を送っていたほか、必要に応じて朝鮮国王の上奏を伝える使を立てた。暹羅（アユタヤ朝のタイ）は、万暦元年（一五七三）二月、万暦三年六月に進貢していて、それは嘉靖三十八年（一五五九）以来およそ十五年ぶりのことである。国王は第十九代マハ・タンマラージャ（在位一五六九―九〇年）で、一五六九年にアユタヤは隣国であるビルマの侵入により首都を陥落されたところであった。そのとき印信勘合を焼失したため、暹羅の使節は再度の給賜を求めている。

(13) 蔡朝器 一五二五―一八七年。喜友名親雲上。久米村蔡氏（儀間家）七世（『家譜』二二―二五五頁）。

(14) 鶏鷲 ニワトリとガチョウ。その数量などは総注に引用の『万暦会典』を参照。

(15) 米麩 米と麦粉。

(16) 朝鮮・暹羅の使臣も亦た之の如し 総注に引用の『万暦会典』によれば、このほか安南も同様に優遇の対象となっている。

(17) *本条は、尚永の冊封のため冊封使として蕭崇業、副使に謝杰を任命したという記事である。蕭崇業・謝杰撰『使琉球録』によれば、冊封の詔勅は万暦四年（一五七六）

九月九日付で、これを受領した蕭崇業等はただちに福建へ向かったが、封舟が出発したのは万暦七年五月であった。六月五日より十月二十四日まで那覇に滞在し、十一月初めに福州へ帰った。

(18) 蕭崇業 ？―一五八五年。隆慶五年（一五七二）の進士。

尚永の冊封使。琉球より帰国ののち兵科都給事中、ついで光祿寺少卿に任じられた。なお蕭崇業と謝杰の伝記に関しては岩井茂樹『蕭崇業・謝杰撰『使琉球録』解題』（夫馬進編『増訂 使琉球録解題及び研究』榕樹書林、一九九九年 所収）が、諸史料を集めて詳しい。

(19) 謝杰 ？―一六〇四年。万暦二年（一五七四）の進士。

福州府長楽県の出身であったので、冊封の副使に任じられてのち、特にその準備段階において大いに活躍したことが知られている。『虔臺倭纂』その他の著があり、夏子陽『使琉球録』には「琉球録撮要補遺 附瑣言」という謝杰の文章がおさめられている。

(20) 皮弁冠服 宣宗実録注（7）参照。

(21) 玉珪 珪は圭の古字。玉圭は瑞玉で、下が四角で上が山

型のふだの形につくられ、王や諸侯は儀式のときにこれを手に持つ。また、珪は珪符の意味で用いられ、天子が諸侯を封じるときに信(しるし)として授ける。

- (21) 大紅織金胸背麒麟白沢羅円領 この二種の衣服は、ともに生地が大紅(緋色)の羅(太祖実録注(30)参照)で、仕立ては円領(丸く刳った襟が、うち合わせにならずに首の右でとめるようになってい)という型である。織金胸背麒麟白沢とは、横糸の金糸で模様の麒麟または白沢を織り込んだ生地を、胸と背の部分に配してあることを示す。麒麟、白沢ともに想像上の動物で、双方とも公・侯・駙馬・伯の衣服の模様である。『万曆会典』卷六一、文武官冠服の項ならびに図を参照。

- (22) 褶襖 褶襖、褶襖などとも書き、半臂とも言う。袖なしの上着。周錫保『中国古代服飾史』(中国戯劇出版社、一九八四年)三八二頁。

- (23) 貼裏 筒袖、下はひだのあるスカートになっているワンピース状の衣服で、襟はかけ合わせて右脇でとめる。本来は貴人の近侍の衣裳であったが明代では宦官もこれを常用した。前注(22)周錫保、三九八頁に図がある。

- (二) *冊封使の任命を受けて蕭崇業は、奉使にあたっての四つの希望を述べた題奏をした(四事上請：一、請留勅詔。

一、祈報海神。一、責成有司。一、議処人従)。この題奏は通常の手続きを経て、礼部がその内容を逐一検討し、意見をつけて、万曆四年八月二十二日、礼部尚書が覆題をした。この礼部の題奏が皇帝の裁可を得たのが本条の日付八月二十四日である。蕭崇業等撰『使琉球録』には礼部の題奏が載せられていて、その文中に蕭崇業の題奏が引用されている。なお本条では、蕭崇業の四つの上請が簡単に述べられている。

- (24) 頒去の詔勅：請留を欲す 冊封使が持参する詔勅を「留めて保存したい」という琉球の希望を受け入れてもらいたい、という意見である。

- (25) 呵護 神霊の加護。

- (26) 翰林院 実録など書史の編纂、詔勅をはじめとする重要な文章の起草、および経筵(天子が経書を学ぶ席)を扱う中央官庁。進士のうちの優秀者を選抜して、他日の重用に資するため、ここに所属された。

- (27) 祭文 ここでは、广石廟の海神(奉使の船が外洋へ出る最後の地点の福州府長楽県にある天妃宮)を祭るときに誦えるための文。蕭崇業等撰『使琉球録』中の「諭祭析海神」「諭祭報海神」を参照。

- (28) 析報 神に祈り求めることと、感謝して報いることをい

う。『礼記』の「祭有祈焉、有報焉」による。

- (29) 府佐 府(ここでは福州府)の佐貳官。佐貳官は知府、知州、知県など地方の長のすぐ下位で補佐する者をいい、府の佐貳官とは、同知、通判までをさす。

- (30) 廉幹 清廉で、能力があること。

- (31) 指揮 ここでは福州府の統兵権を持つ福州衛指揮使司の指揮使あるいはその下の指揮同知をいう。福州には、左衛・右衛・中衛があり、衛の長官が指揮使(三人)である。各々二人の指揮同知がこれを補佐するのが建前であったが、このころすでに無定員となっている。

- (32) 監軍 軍制とは全く別に、中央から「皇帝の耳目」として派遣された宦官で、軍を監督するもの。常設ではない。

- (33) 聴水察土 潮汐や水の浅深などを見たり、航路の目印となる岬や山を知る人。

- (34) 医卜 医者と卜人(占いをする者)。両者はしばしば対にして用いられる。

- (35) 医卜技芸の人 蕭崇業等撰『使琉球録』「用人」に、封舟の随行はおよそ四百人で、その中には「医・画・書弁(書記)・門阜(本来は門番をする小者をいうが、雑用をする召使いか)・行匠(大工を含む職人・細工人)」などの者がおよそ六十人、とある。

- (36) 梁灼 生没年不詳。久米村呉江梁氏(亀嶋家)。渡明六

回。なお、このたびの進貢に関して『宝案』(三二一七)「三一八」に執照がある。

- (三) *隆慶六年(一五七二)、港を漳州府海澄の一ヶ所に限

って、一定の管理下に商税(まもなく軍費にあてるための餉税となる)を課して、海禁が続けられた日本方面のぞき、中国商船の下海が許されるようになった。長らく続いた海禁のあと、堰を切ったように中国船は出港し、船ごとに官給された引の数は、万曆三年(一五七五)に一〇〇にのぼった。中国人が積極的に東南アジアへ船を出したため、琉球をとりまく交易の状況も一変した。また漳州府海澄県の開洋は、中国の国内的にもさまざまな問題を引き起こし、本条はそれらをめぐる兵部の題奏である。冒頭の部分で、国初以来の海上管理の概要が述べられ、福建の市舶司が琉球の入貢をもっぱら扱ったことが記される。(開洋とその後の漳州府海澄港の事情については、張燮撰『東西洋考』巻七 餉税考、巻九 舟師考、を参照)。

なお、冒頭にある市舶(提挙市舶司)の設置、その後の停止や復設などについて、宣宗実録注(77)を参照されたい。但しその注のうち「嘉靖元年(一五二二)浙江・福建市舶司を廃し、広東のみとなる」は、『明史』職

官志「市舶提挙司」の記事に基づくが、ここで訂正したい。『明史』の記事にもかかわらず、給事中夏言が、貢を絶ち市舶を廢するようにと上奏したのは、嘉靖元年ではなく、嘉靖二年十一月であつて、いわゆる「寧波の乱」が起こつた直後であつた(寧波の乱については世宗実録(六)の総注を参照)。しかも夏言の議はそのまま決定に至らなかつたと思われる。福建と広東の市舶司については後注(40)を、浙江については(39)を参照されたい。

(37) 市権 権力をたぐり寄せる、ふりまわす。

(38) 多故 変乱や苦難が多いこと。

(39) 浙江は：罷む 寧波の乱(嘉靖二年11522)のあと日本からの遣明船がしばらく途絶え、日本の貢舶にもつぱら対応する浙江市舶司はその用がなくなつた。しかしながら兵部の議により浙江市舶太監が廢止されたのは嘉靖八年である。嘉靖十八年に、日本の遣明船が到着したときは、提挙市舶の魏璜が入貢の受け入れにあたり、杭州より兼管市舶事務の御馬太監劉氏が出張してきて全体を監督した。これは日本船の入貢にあわせて、臨時に官員を任じたり寄せ集めたものと思われ、その次の嘉靖二十七年(1548)に日本船が到着した時も同様であつたと考えられる。本条の「旋ち設けて旋ち罷む」はこの

ことであろう。なお遣明船の渡航はこれが最後である。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、昭和四十四年)二七七頁以下の浙江市舶提挙司及び駅館廠庫、及び第四章 遣明船の往来 下、を参照のこと。

(40) 閩・広の二舶 福建の市舶司はもつぱら琉球の入貢に対応し、万曆二十二年(1594)まで存続した。その後市舶の掌務は海防同知が承継した(小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』(臨川書店、平成五年 220—221頁による)。なお市舶を監督するため中央より派遣される市舶太監は永樂初年より置かれ、嘉靖五年(1526)頃、廢止された。琉球入貢の折りには、鎮守太監が出張した。

広東の市舶司は、東南アジア方面よりの朝貢を受け入れれる。明、黄佐等『広東通志』嘉靖四十年(1561)刊、卷六六「番夷」には、広東布政司において管待する国として占城国、真臘国、爪哇国、三仏齐国および旧港、暹羅国、滿刺加国、蘇門答刺国、錫蘭山国、をあげている。広州をめざす東南アジア方面よりの貢船は、東莞県の屯門より入り、屯門寨がこれを連絡する。市舶司の官衙は、はじめ府城の中にあつたが、のち城外西南一里のところに移つた(広東市舶司の場所の考証等は、戴裔煊『明史・仏朗機伝』箋正』中国社会科学出版社、一九

八四年 五九―六〇頁に詳しい)。また広東の市舶太監も、浙江や福建と同様に嘉靖九年(一五三〇)頃、廃止された。そのころから、船が広東へ至れば知県のなかの清廉で有能な者が派遣されて抽分や盤験をするようになり、市舶提举司の役人もまた無用となった(『嘉靖中、革去市舶内臣。舶至澳、遣知県有廉幹者、往舶抽盤。提举司官吏亦無所預』と、前引の『広東通志』にある)。

なおこの時期、広州の特殊な事情は、嘉靖三十六年(一五五七)頃よりポルトガル人が澳門(マカオ)に常駐していたことである(藤田豊八「葡萄牙人澳門占拠に至るまでの諸問題」、『東西交渉史の研究 南海篇』国書刊行会、昭和四九年 所収)。ポルトガル人が広東の海道副使に支払っていた賄賂は、万曆初年(一五七二、七三年頃)に正式な地租となり、彼らは省城内に定期的に入って大規模な貿易(主に中国商品の買付)をしていた。

(41) 航海の商販は：漳・泉由りす 本条総注を参照。中国人商船の船は、漳州府海澄港からのみ出港したことをさす。漳・泉という表現は正確でない。

(42) 道 道員のこと。道員は布政司と按察司に属する補佐官で、布政司では左右の参政及び左右の参議、按察司では按察副使と僉事(複数)が道員になる。道員には三種類ある。(一) 右参政と右参議が受け持つ分守道。布政司

の轄する地方をいくつかの地域に分け、その地域の政治面で布政司を補佐する。分守漳南道、というように、所轄の府州の名称の一字を入れる。全国に十三ある布政司のもと、合計六十一の道があった。(二) 按察使副使と僉事が担当する分巡道。その受け持ちの地域で刑名のことを掌り、按察司を補佐する。その地域は、(一) の分守道の地域と同じでない。全国十三の按察司のもとに六十九の分巡道があった。(三) 専職の道員。布政司の補佐官があたるもの(たとえば督糧道など)と、按察司から出るもの(たとえば駅伝道、巡海道、督学道など)があるが、ある専門の分野をきめて地方政治を補佐する。督冊、清軍、水利、屯田、管河等々、地域の特殊性に応じて適宜置かれた。また兵備道もこの(三)の専職の道員である。ただし兵備道は地域割で、管轄の地方名をつけて呼ばれる。兵備道は、(二) の分巡道が兼ねることもあり、その場合は兵巡道と称する。概していくつかの専職を兼ねる道員は多く、その称はかなり自由に表現された。なお、ここでいう道とは、分巡海道のことである。陳寿祺等撰『福建通志』(同治十年重刊) 卷九六「明職官 按察使副使」には、副使がつとめた道が個人別に記されており、分巡海道は天順(一四五七―一四六三)年間から明末まで続いている。

- (43) 府 知府。ここでは漳州府の長官。
- (44) 引 ここでは船引をいう。船ごとに発行され、引をもらうためには船の大きさに従った税を納入する。『東西洋考』巻七 餉税考 水餉を参照。
- (45) 扱 証明。
- (46) 懋遷 交易にはげむ。
- (47) 凌雲翼 万暦の初め兵部左侍郎。本条のころ提督両広軍務。海寇の林鳳を討平した。のち兵部尚書となる。『明人伝記』四七九頁。
- (48) 馬良弼 一五五一—一六一七年。名護親方良豊。馬氏小祿殿内の三世。のち三司官となる(『家譜』(三二) 五一八頁)。このときの差遣は『宝案』(三二—二〇)に執照がある。
- (二五) *尚永王の冊封を終えた蕭崇業等は、万暦七年(一五六七)十一月に福州に戻り、翌年五月北京に至って復命した。蕭崇業等撰『使琉球録』によれば、那覇を離れる直前の饒行の席で、餽金として黄金四十両を贈られたがこれを辞した。さらに同書の「題奏」の章には本条に関連する蕭崇業の題奏がある。このたび馬良弼等が使者となって来貢したとき(前条参照)、黄金四十両を帶來し、蕭崇業等に与えるようお願いしたことにつき、これを固辞する旨を述べた奏である。結局馬良弼等は黄金を持ち帰るようになった。
- (49) 光祿寺少卿 光祿寺(祭祀、儀式、定例の行事における飲食や供物を司る)の副長官。
- (50) 鄭週 原文では鄭周。『宝案』や『家譜』により訂正。生没年不詳。久米村鄭氏(湖城家)九世。長史(『家譜』(二二) 九三七頁)。
- (51) 鄭妣 不詳。
- (52) 蔡常 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)七世(『家譜』(二二) 一五七頁)。なお以上三名の官生の派遣の執照は『宝案』(三一—二二)である。
- (二八) *本条に関連する執照が『宝案』(三一—二二)である。
- (53) 梁燦 生没年不詳。久米村呉江梁氏(亀嶋家)。渡明七回。官は正議大夫に至る(『家譜』(二二) 七五九頁)。
- (二九) *本条に関連する符文は『宝案』(二六—〇六)、執照は(三一—二四)で、同時に出発した生疏黄を載した別船の執照が(三一—二五)である。
- (54) 都通事 『宝案』によれば、署大夫事都通事梁応とある。梁応について『家譜』に記事がないが『宝案』(三一—二九)により万暦十七年に正議大夫であったことが知られる。なおこのたびの派遣の符文は『宝案』(二六—〇七)、執照は(三一—二六)である。
- (55) 鄭礼 生没年不詳。久米村鄭氏八世(『中山伝信録』巻

五、氏族)。本条の派遣の執照は『宝案』〔三一―二七〕。

(三) *万曆八年に来明し九年四月より南京国子監に入った官生の回国である。(一六)(一七)を参照。また彼らを接回する船の執照が『宝案』〔三一―二八〕である。

(56) 通事官 ここでは福州にいる河口通事でなく、会同館に所属する通事。『万曆会典』卷一〇九 礼部六八によれば、琉球国通事は二員置かれることになっていた。

(57) 伴送 付き添って送る。

(三) *朝鮮国の冬至使の上奏によれば、「この年(万曆十七年||一五八九)朝鮮の官軍は全羅道南桃浦で外国船一隻を捕らえた。男女四十六名が乗っていて、琉球国の人であった。調べたところ、嘉靖年間に漂流した琉球の人七名を、明へ上奏して送り届けた先例がある。このたびは人数が多いので、まず二人を北京へ連れてきて、残りの者は遼東都司に送ってある」という。礼部が調べたところ、嘉靖年間の事例もあり、しばらく二名を会同館に住まわせ、残りの四十四名も京師へ送らせ、通事をつけて福建まで届け、便があるときに帰国させることにした。以上が本条の要旨であるが、この事件に関しては朝鮮の「宣祖実録」に記事がある。池谷・内田・高瀬編訳『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』(榕樹書林、二〇〇五年)の〔三〇五〕〔三〇六〕を参照されたい。この漂流民送

還問題に関して、朝鮮と琉球との間に謝礼と返礼の応酬が続き、同書〔三二六〕〔三二七〕〔三三三〕―〔三三七〕〔三三九〕〔三四三〕―〔三四五〕〔三四七〕〔三四九〕

及び同書原文編附録の『事大文軌』に、関連の記事がある。また『宝案』の朝鮮国王の咨〔三九一―一八〕〔三九一―一九〕〔三九二―二〇〕にも関連の記事がある。

(58) 戸曹参判 戸曹は朝鮮の六曹の一つで、戸口・田土・賦役・財用を掌る。参判は六曹の次官。

(59) 全羅道南桃浦 前掲の『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』〔三〇五〕には「漂して珍島に到る」とあり、珍島は朝鮮半島南西端に面する島(全羅南道)である。南桃浦は珍島の南端に位置する。

(60) 攢手 手をあわせる。

(61) 印信公文 官印を押した公文書。

(62) 大小米 大米はコメ、小米はアワ。

(63) 飄洶 ただよい流される。

(64) 奏解 奏文をつけて護送する。

(65) 嘉靖年間：奏解す 嘉靖十年(一五三一)に、漂流して朝鮮に至った琉球国の民の馬木那等七名を、朝鮮の使節が引き連れて北京へ届けた例があった。前掲『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』〔二七四〕を参照のこと。

(66) 転解 とりついで護送する。

(67) 胖襖 もめんの綿入れ上着で、元・明代に辺防の軍士などの冬服。

(68) 鞞鞋 綿入れ布で作られた防寒用の長靴。

(69) 関文 物資そのほかを移送するときに多く用いられる公文。

(二四) *豊臣秀吉は琉球に対して「明へ出兵するときには、琉球も参陣するよう」促した書信を送ったが(次条総注を参照)、その情報が中国の中央まで届いた。本条はこれに対する最も早い高官の言及である。

(70) 大学士 内閣大学士。皇帝のもとに届いた奏章等に対して、皇帝を補佐して決裁し判断を示す。輔臣とも言われる。そのうち首輔は事実上の宰相である。その執務する役所の建物(殿閣)をもって名づけて、文淵閣大学士、武英三殿大学士、などと称す。本条の許国は東閣大学士である。

(71) 許国 嘉靖四十四年の進士。のち礼部尚書。直言の人であったと諸伝にある。『明史』卷二一九に許国の伝記があり、本条の内容が記録されている。本条の省略部分で許国は「いま四夷があちこちで国辺を侵しているとき、中央・地方の役人は互いに争い、高官は責を逃れようと、国家のために事に当たる者がいない。今こそ君主の大権を奮い、諸臣に諭してその職分を行なわしめよ」と

述べている。

(72) 浙江・福建の撫臣の共に報ずる。正しくは福建の巡撫。

(73) 日本倭奴：入犯せんとす (二二五) 総注を参照。

(74) 達虜北に猖獗し 嘉靖年間、北方の韃靼(モンゴル)はアルタン・ハンのもと、毎年河北に侵入していたが、一五七一年に明と和議が成った。アルタンは順義王に封ぜられ、その根拠地フフホトは帰化城と呼ばれた。しかし北辺は不穏であり、まもなく一五九二年の初め、寧夏を中心に帰化モンゴル人ゴバイの叛乱が起きた。

(75) 番戎西に蠢動し 一五九〇年頃から、四川省の播州を中心に十年に及ぶ苗族の反乱(楊応竜の乱)があった。

(76) 緬夷南に侵擾す ビルマのトゥングー朝第二代の王バインナウン(在位一五五〇―一五八一年)及び第三代の王ナンダバイン(在位一五八二―一五九九年)は、しばしば雲南に侵入した。

(二五) *豊臣秀吉は一五八七(万暦十五年)年、九州を平定してのち、島津氏を通じてしばしば琉球に聘問を促した。このため尚寧王は、礼物をととのえ天竜寺の僧桃庵と安谷屋親雲上宗春を使者として秀吉のもとに送った。二人は島津義久に伴われて一五八九(万暦十七)年九月に入洛し、翌年三月まで滞在した。帰途に二人が託された秀吉より琉球国王あての二通の書状が残っている。一通は儀

札的な内容のものであるが(田中健夫編『善隣国宝記』三六二頁所収)、もう一通の日本式漢文の書状(『後編旧記雑録』巻二五 鹿兒島県史料編纂所編『鹿兒島県史料旧記雑録後編二』一九八二年所収)には、大明出兵の抱負が述べられ、その時には琉球も参陣することを促している。

この情報は琉球より明に伝えられた。秀吉の企図を明側へ伝えたのは、琉球からの報告が最も早かったと思われる。報告書は二つ残っている(ともに侯継高『全浙兵制考』巻二 附録「近報倭警」に所収。国立公文書館内閣文庫蔵 筆写本)。^①長史鄭廻の咨。「琉球国中山王府長史掌司事長史鄭廻、為報国家大難事」というもので、通事鄭廻に託して届けられた。この差遣は『宝案』(二六〇八)に符文、「三一三〇」に執照がある(『宝案』の日付の万曆十九年閏二月は閏三月の誤り)。^②琉球に寄寓していた泉州同安県の商人陳申の報「為疾報倭人傾国入寇事」。文中に長史鄭廻も通事鄭廻に託して倭情を告投する旨が記され、鄭廻と陳申はともに図って行動したことが分かる。陳申は万曆十九年閏三月二十一日に漳州地方へ到着し、福建へ回航して報を提出した。

本条はこのような情報を得た福建巡撫が、沿岸の防衛の強化を求めた上奏である。

(77) 趙参魯 万曆十七年(一五八九)七月頃より十九年六月まで福建巡撫。本条の上奏文は巡撫在任中の提出である。

(78) 琉球の貢使、倭警を預報す 本条総注にある^①の派遣をさす。

(79) 法 やり方、手だて。

(80) 歳解の濟辺の銀両 辺境の軍費の補充のため毎年送られる銀。一定の税糧(辺糧)を銀納させ、各地がそれぞれ指定された辺境の鎮へ運送する。

(81) 存留を為す 前注(80)の銀両を辺境へ送らず福建に留めておいて費消する。

(82) 水寨 水辺(海辺)の砦(とりで)。軍事的要衝の地点に設けられた。嘉靖四十二年以後、福建には烽火、小埕、南日、銅山、活嶼の五つの寨が置かれ、いずれも水寨である。寨を統するのは把総で、兵卒を直接に指揮する責任者である。

(83) 将領 軍の指揮官。

(84) 推補 えらんで当てる。

(85) 式廓 規模や範囲。「式廓を斉え」とは、ここでは軍とその装備の基準をきちんとそろえる、の意であろう。

(86) 部覆す ここでは、福建巡撫の上奏をうけた兵部が覆奏(神宗実録注(7))した。

(二六)

*次条の総注を参照されたいが、朝鮮が秀吉の書翰を受けてその意図を確認したのは万曆十九年(一五九一)である。朝鮮では議論を重ねた末、五月になってこの件を伝聞と称して明に知らせることが決まった。聖節(万曆帝の誕生日は八月十七日)を祝う賀使の金応南に礼部への咨が託された。本条はこれを受けた礼部の題奏である。

(87)

激勸 はげまし勤める。

(三七)

*一五九〇(万曆十八)年、朝鮮は百年ぶりに国使を日本へ送った。対馬の宗義智の要請により派遣した、豊臣秀吉の日本統一を祝賀する通信使であったが、一方朝鮮にしてみれば、日本の事情を探ろうとする試みでもあった。秀吉はこの使節の到来を朝鮮国王の帰順と思ひこみ、明への侵攻の意を明らかにし、その折りには朝鮮が助勢することを要求する朝鮮国王あての書状(田中健夫編『善隣国宝記』三七二―三七四頁に所収)を出した。一五九一年三月の通信使の帰国には、日本の使者の景轍玄蘇・柳川調信が同行し、その秀吉の書をもたらしした。これを受けて朝鮮の朝廷では議論が百出し、五月末に至ってようやく明に対して秀吉の意図を通報した。その後朝鮮は、琉球が倭情を明に通報したことを知り、また明からも兵部が遼東都司を通じて問い合わせてきたために、いきさつをさらに弁明する必要に迫られ、一五九一年十月、奏

請使韓応寅等が出発したのである。

本条は、これを受けた明側の記録である。朝鮮の具報は、使節の往来など日本との関係を伏せているため表現がいまいであるが、秀吉の意図を伝えている。なお『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』の(三〇九)は、直接本条に関係する朝鮮側の記録である。ほかに同書四一九―四二七頁にかけての注を参照のこと。

(88)

李昞 朝鮮王朝の第十四代国王。宣祖。在位一五六七―一六〇八年。

(89)

倭人の僧俗相い雑れる有り 本条の総注にある、秀吉が朝鮮へ送った使者の僧の景轍玄蘇と柳川調信のことを婉曲に表現している。

(90)

着 命令する(著におなじ)。

(91)

隄防 取り締まり、または防備。

(92)

申飭 厳しく申しつける。

(二六)

*本条の鄭札等は、(二五)にある「琉球の貢使、倭警を預報す」とある差遣と同じ一行で、北京に到達して、この時に賞賜を受けたものである。(二五)総注の①を参照されたい。

(93)

李長春 一五四五―一六〇七年。隆慶二年の進士。礼部尚書(『明人伝記』二〇〇頁)。

(94)

鎮圧 しずめおさえる。

(95) 「速やかに…辞と為す母かれ」 この礼部の咨の意味は、

「速やかに襲封を請い、琉球の国土をしずめるように。

国内の事情を述べたてて(遅らせる)口実にしてはならない」というもので、倭警を報じた琉球に対し明朝の影

響力を確かなものにしよとする意向がうかがえる。

(三九) *一五九二(万曆二十)年四月、釜山に上陸した日本軍

は、五月に漢城を陥落させ、朝鮮全域に戦線を展開した。

しかし各地での義兵の決起や朝鮮水軍の活躍、明軍の救援などにより、日本軍は劣勢となり、一五九三年四月、

和議の交渉に入った。この交渉は、講和に反対する朝鮮を除外して、明との間で進められたが、難航の果てに、

さまざまな策謀や奸計が行なわれた。明側は、武断と懐柔のいくつかの提案を用意したが、そのうちのひとつ、兵

部尚書の石星が一五九四年十月に上疏した封倭の案(明が、豊臣秀吉を日本国王に封ずる)は、上意を得てゆる

された。本条は、その件に続く石星の上奏である。この封倭の事については、後条(三四)―(三七)及びそれ

らの注を参照されたい。

(96) 兵部 六部の一つ。軍政、武官の人事、駅通・関津の管理などを掌る。

(97) 石星 一五三八―九九年。万曆十九年より二十五年二月まで兵部尚書(『明人伝記』九七頁)。秀吉への冊封を含む

むこのたびの和議が破綻して慶長の役となり、和議に関する欺瞞が露見し責任を問われて下獄し死去した。

(98) 喫緊 さし迫って重要である。

(99) 成効 成果、効果。

(100) 使臣鄭礼等を…例の如し 本条の差遣の執照が『宝案』(三二一〇一)である。

(三三) *本条にある中国の官憲に拿捕された琉球船のことに關して、今のところ他の史料が見つからない。

(101) 崇明 現在の江蘇省崇明県。長江の河口の島で、当時は崇明沙所が置かれ、南直隸の蘇州府に属していた。

(102) 訳審 外国人に対して母国語で審問すること。

(103) 琉球国の陪臣 前条の鄭礼等をさすか。

(104) 遠人 遠方の人、という意で、外族あるいは外国人をさす。

(105) 枉害 むだに殺傷する。

(106) 于瀾 生没年不詳。首里士族(『那覇市史 歴代宝案抄』二〇五頁)。于瀾に関しては『宝案』に、この時の派遣を記す執照(三二一〇二)(万曆二十二年十月十一日付)がある。そして(〇七一〇二)(万曆二十三年五月二十七日付、福建布政司咨)によれば、彼らは泉州に漂着し方

物を失ったが、船をはじめ多くの賜与を受けて帰国した。なお万曆二十八年八月十九日付の、正式に請封するため

の遣船の執照〔三二一〇九〕に、「犯人一名于瀨」を伴ったとあるが、本条の于瀨の請封とからむ可能性がある。

(107)

関白：臣とせんと欲す 擾害とは豊臣秀吉の朝鮮侵略をさす。琉球をその支配下に置こうとした具体的な経緯は以下の通りである。

秀吉は明征服を企て、朝鮮にその先導をすることを求め、一五九二年(万曆二十年・天正二十年へ十二月に文禄と改元) 四月、釜山に兵を進めた(文禄の役)。それに先立ち秀吉は、島津を通じて尚寧に対し、秀吉への聘問を再三求めたため、一五八九年、琉球の使者が島津義久に伴われて入洛した。この使者に対し秀吉は、自分が大陸に出兵する際に琉球も参陣するよう求める書状を渡した(二二五) 総注参照)。一五九一年には、島津義久が琉球に対し、七千人分の兵糧米十ヶ月分と名護屋城普請役の負担を命じ、翌一五九二年、秀吉は琉球を島津の与力とし、島津の指揮下に置いた。与力云々は琉球の全くあずかり知らぬことであったが、琉球側は圧力に屈して軍役賦課を「大略調え」たので、一五九三年には島津義久が「過半調達珍重珍重」と述べている。

(108)

于瀨等：封を乞う この時于瀨らに付した執照〔三二一〇二〕には「為護送官員事」とあって請封の文字は無い。後注(112)の許孚遠の題奏によれば、于瀨らは万曆二十

二年十二月に巡撫に文書を提出し、加封を奏請してほしいと述べている。

(109)

閩 福建省の古名。

(110)

撫臣 巡撫(憲宗実録注(22)参照)をいう。

(111)

許孚遠 一五三五一―一六〇四年。万曆二十年十二月から二十二年十一月まで福建巡撫。その著に『敬和堂集』がある(『明人伝記』四八六頁)。

(112)

許孚遠：請を為す この許孚遠の題奏は『宝案』(一〇七―一〇四)に引用があるほか、『敬和堂集』に「題琉球冊封疏」として収められている。冊封に関する彼の提議は、従来の冊封使派遣が明・琉球双方の困難や負担を伴うものであることを具体的に述べ、福建において琉球の使臣に頒封するか、あるいは武官一名を琉球に遣わすというものである。

(113)

礼科 六科の一つ。六科に共通する主な職掌は奏聞の事で、上奏文の内容の違誤を正し、皇帝の裁可ずみの上奏文の写しを作り、関連の部局に送る。礼科は礼部に対応しており、その固有の仕事も有する。なお各科には都給事中一人、左右給事中各一人、給事中数人を置く。

(114)

薛三才 礼科給事中。のち宣府巡撫、蘇遼保定総督、兵部尚書(『明人伝記』八九九頁)。なお以下の薛三才の意

見は『宝案』〔〇七〇四〕に、礼科の意見として詳しい引用がある。

(115) 表 表文。上奏文の一つ。形式的・儀礼的な事柄を奏上するの用に用いる。なお請願などは奏文を用いる。

(116) 請封は：表して請う このように述べているが、従来は奏文による請封で、表文も必要とされたのは尚寧以降のことである。神宗実録(四〇)参照。なお『宝案』収録の明代の請封の奏には〔一三二一七〕〔一三二二四〕〔一三三〇三〕〔一三三〇五〕〔一三三二二〕があり、表は尚豊の〔一三三〇四〕一通である。

(117) 大褻 褻はなれる、あなどる、けがれるの意。

(118) 礼臣 礼部の臣。

(119) 范謙 一五三四―一五九七年。万曆二十二年十月より礼部尚書(『明人伝記』三六五頁)。

(120) 省城 一省の首都。

(121) 班封 頒封に同じ。班はわかつの意。

(122) 具表 皇帝に表文を提出すること。

(123) 面領 面会し直接受け取る。

(124) 范謙：聴すを請う 『宝案』〔〇七〇四〕万曆二十四年六月付、福建布政司咨文に、この范謙の具題が二十三年五月二十一日に皇帝の裁可を得たことが記されている。

〔〇七〇四〕は、この決定を琉球に通知する咨文である。

(125) 浙の温州の海洋 浙江の海防は浙江鎮守総兵官が総轄したが、温州府には、温処参将の下に金盤把総が置かれ、金郷衛と盤石衛の兵を用いてその海防に当った。温州の海洋とはこの金盤把総の守備範囲の海域をさす。

(126) 劉元霖 一五六一―一六一四年。浙江巡撫に万曆二十三年より三十年在任(『明人伝記』八二四頁)。

(127) 審知 詳細に調べただして知る。

(128) 実に抛り ありのままに。

(129) 之を遣還せしむ 哈那ら三十二名を琉球に送還した中国の官員の帰朝を護送する執照が『宝案』〔三三〇四〕にある。

(三三) *文祿の役を終結させるため、一五九五(万曆二十三)

年正月、豊臣秀吉に対し冊封を許すことと決し、冊封使が朝鮮經由で派遣された(そこに至る経緯については(二九)総注を参照)。ところが、冊封正使李宗城が流言にまどわされて、万曆二十四年四月、釜山の日本軍営から逃亡した。本条と同日付で内閣大学士が後任の正使の任命について題奏しており、本条はそれに対する皇帝の論である。琉球は文臣派遣の例としてあげられている。

- (130) 内閣 洪武帝は丞相を廢して自ら万機を親裁し、顧問として大学士を置いたが、その地位は低かった。永樂帝は翰林院の官から複数を登用して文淵閣に入れ、機務に参与させた。文淵閣が午門の内にあつたため内閣と呼ばれた。洪熙帝以後、閣臣は次第に尚書や侍郎を兼ねるようになり、最も有力な閣臣は首輔と呼ばれ、実質的な宰相となるに至つた。世宗実録注(153) 大学士、前注(70) 大学士、参照。
- (131) 論 皇帝や諸王などが自発的に下す指令・訓示。
- (132) 関白の封を許すを乞求 文祿の役終結のために封倭を實現すべく、明の遊撃將軍沈惟敬と小西行長とを中心に仕立てられたのが「関白降表」である。万曆二十二年十二月、行長の家臣内藤如安が偽作された秀吉の表文を北京に持参し、秀吉への冊封を求めた。
- (133) 南北紛紛 入り乱れている、錯綜しているさま。
- (134) 可と説いう者 冊封を積極的に支持したのが、沈惟敬を登用した兵部尚書石星である。
- (135) 内臣 宮中の側近の臣、宦官。
- (136) 琉球諸國：正使と為す 琉球への冊封正使は明代においては左右給事中または給事中を例とし、宦官を派遣したのは洪熙元年(一四二五)の尚巴志冊封が唯一の例である。
- (137) 文武の体統 文官と武官の体制。
- (138) 查得 調査したところ(それによれば…)、の意。
- (139) 虜王 虜は北方の未開民族への蔑称。当時、モンゴルの俺荅(アルタン汗)が順義王に封じられていた。
- (140) 武弁 武官のかぶる冠、また、武人をいう。
- (141) 直隸 政府などに直接に隸属すること。直隸省の略。ここでは北直隸で、現在の北京市・天津市と河北省にあたる。
- (142) 曹学程 本条に述べる冊封反対の題奏により皇帝の怒りに触れて下獄、死刑を宣告されるが、子の嘆願により辺境の守備に変更となり、のち放免される(『明人伝記』五一頁)。
- (143) 題す 題奏する。題本(上奏文の一つ。上級諸機関が公事の上奏に用いる文書)で上奏すること。
- (三) *前日に引き続き秀吉に対する冊封についての上奏。石星は後略の部分で、逃亡した正使李宗城の後任に、武官の都督僉事である副使の楊方亨を充て、遊撃將軍沈惟敬を副使とするよう提案、文官を改めて正使として任ずる必要のないことを述べている。

(144) 科臣 六科(前注(113)参照)の臣。

(三七) *秀吉に対する冊封は、万曆二十四年九月二日に大坂城において行なわれた。しかし翌日になって秀吉は、和議の実体が秀吉の日本国王冊封のみであり、他の条件が全く顧みられていないことを知り、ただちに再出兵を命じた。冊封使および同行した朝鮮の通信使一行は、秀吉の謝恩の表文を得ることもなく日本を離れた。その後冊封使は釜山に留まり、事態の収拾、糊塗をはかるが、万曆二十五年正月十三日に、早くも加藤清正の軍が釜山の西に着いた。本条はこうした情勢の中、帰朝した正使楊方亨の上疏である。琉球は正朔を奉じている国の例としてあげられている。

(145) 楊方亨 都督僉事を授かり秀吉冊封の副使となるが、正使李宗城の逃亡により、正使に陞任。二十四年九月二日、大坂城で秀吉に対し日本国王冊封の誥命と勅諭を伝達した。

(146) 其の表文 他に史料がないが、前後の文章からみて、おそらく偽作された日本の謝恩の表文であろう。冊封使が秀吉から謝恩の表文を得られなかったことは、同行した朝鮮の通信使の正使黄慎の「日本往還日記」(『青丘学叢』一一号、昭和八年、所収)の万曆二十四年九月初八日の条に「謝恩表文、至今討未得」とある。

(147) 丙申 万曆二十四年(一五九六)。

(148) 日本は：曆を頒かたず 足利幕府は、義満が建文三年(一四〇一)に祖阿を遣わして入貢が許されて以来勘合船を送り、嘉靖二十八年(一五四九)の入朝が最後となった。最初に奉った文書は違式で年号も日本年号であったが(田中健夫『前近代の国際交流と外交文書』平成八年 吉川弘文館、四九頁)、二回目以降は正朔を奉じて明年号を記した。ここで記しているのは、厳密に歴史を踏まえてのことではなく、近年のことを述べているのであろう。

(149) 金仕歴 一五四八—一六二〇年。久米村金氏(具志堅家)六世。正議大夫(『家譜』(二)五七頁)。金仕歴らのこの進貢の符文が『宝案』(二六〇九)に、執照が(三二一〇三)にある。また帰途に浙江で歩哨の官に財物を劫掠されたとある(二〇七〇五)。

(150) 劉楚先 礼部侍郎(『明人伝記』八四八頁)。

(三五) *琉球が請封を行なう。

(151) 謝恩し請封す この時の、進貢、謝恩、請封のために長史鄭道らを遣わす符文が『宝案』(二六一〇)に、執照が(三二一〇七)にある。また(二〇七〇七)は、方物の受領と鄭道らの帰国を知らせる福建布政司の咨である。

(四〇) *礼部は、琉球国の結状と奏文を得た上で、明からは遣官せず、琉球国の使者に対して論祭と冊封を許すことを

- 上奏した。皇帝は、琉球国に結状と表文を提出させて後、琉球の要請を容れ、明の武官一員を琉球の使者に同行させて冊封するよう命じた。
- (152) 外藩 自国の守りとなる属国。
- (153) 供億 官府が要求する品物を民間が調達して供給すること。ここでは冊封使の接待費をさす。
- (154) 領封 封(諸侯に任命して土地を与える)を受ける意。ただし本条以下の記事における領封は、琉球の使臣が中国に赴き冊封の詔勅を受け取る意で用いられている。
- (155) 襲封 諸侯が先代の領地をうけつぐこと。
- (156) 原任 前任。
- (157) 鄭暁 一四九九―一五六六年。倭寇防衛に功があり、官は兵部尚書に至る。『吾学編』『端簡文集』ほかの著がある(『明人伝記』七九―一頁)。
- (158) 鄭暁の領封の議 その著『吾学編』に記され、その一部が『宝案』(一〇七―一〇四)中の許孚遠の上奏文に引用されている。
- (159) 結状 世宗実録注(42)を参照。
- (160) 撫按 巡撫(憲宗実録注(22)参照)と巡按監察御史(通称巡按)(宣宗実録注(36)参照)。
- (161) 行 公文書を送る、文書で指示する。
- (162) 該国 当該の国。ここでは琉球国。
- (163) 法司 法司官。三司官(三法司)といわれる三人の宰相で、首里王府の重職。事務を分掌しつつ重要な政務を合議し、政治の実権を有した(『大百科』)。
- (164) 印結 印信結状。印信は官吏が公務上用いる印。結状は証文、保証書。世宗実録注(42)参照。署名して印信を押しした証文の意。
- (165) 奏本 上奏文の一つ。朝貢国である琉球は、形式的・儀礼的事項の上奏には表本を、その他の請願などの用件には奏本を用いた。
- (166) 具題 皇帝に題本(前注(143)参照)を提出すること。
- (167) 差官 皇帝や官庁の長官が官吏を派遣して特定の任務を執行させること。
- (168) 成憲 先王の定めた掟。
- (169) 通国の印結 国の重要人物挙げての印結。具体例は『宝案』(二二―三〇)を参照。なお完全な形で残るのは『宝案』第二集(一〇八―一一)(一〇八―一一)である。
- (170) 具 上級機関に提出する文書を作成すること。
- (四) *この時琉球は、明の要求をうけて請封の表と奏と印結とを提出した(『宝案』(三二―三〇九)(四一―四五)。奏文は(四一―四四)に引用がある。なおこれ以降、請封には奏文のほかに表文を持参するにいたった。
- (171) 蔡奎 一五四八―一六〇四年。久米村蔡氏(志多伯家)

八世。稻福親雲上(『家譜(二)』九三三頁)。進貢と請封のために長史蔡奎を遣わす執照が『宝案』(三二一〇九)にある。またこの時に進貢した硫黄の量目不足などを知らせる福建布政司の咨(〇七〇八)がある。

(172) 朱国楨 国楨とも書く(『明人伝記』一三八頁)。前注にあげた(〇七〇八)によれば、当時、礼部右侍郎兼翰林院侍読学士。

(四) *礼部の奏請により、皇帝は文臣を派遣しての冊封を決定した。これを琉球国に知らせる礼部の咨文が『宝案』

〔〇四一〇四〕にある。

(173) 既経に：奏請す (四一) 総注参照。

(174) 応付 公用の往來に際し、官より車馬や人夫を支給すること。

(175) 情詞 陳情の言葉。

(176) 会典 『明会典』。明の総合法典。正徳四年(一五〇九)刊行の『正徳会典』、万曆十五年(一五八七)の『万曆会典』がある。ただし会典には文臣を派遣するという規定はない。

(177) 援引 引用して、自分の説の証拠とする。

(四) *条件が整い、冊封使が任命されたところで、浙江巡撫の上奏があった。夷船を捕獲したところ、乗員は琉球の請封の成否を探りに来たと称しているが、倭人が含まれ

倭物を携えている由。礼部は、海上の情勢が定まらない状態での冊封使派遣について再検討を皇帝に上言した。

皇帝は、琉球が自ら事件を審問して結果を報告し、また海上が平穏となつてのち派遣しよう命じた。なお、捕獲夷船に関しては『宝案』に、浙江提刑按察司より琉球国にあてた詳しい取り調べについての咨(〇七〇九)と礼部の咨(〇四一〇四)がある。

(178) 洪瞻祖 この時冊封正使に任じられるが、のち父の喪のために任を解かれる。(四五) 参照。

(179) 王士楨 尚寧の冊封副使。『明人伝記』二〇頁に王士楨として記事がある。

(180) 封貢の声信を差探 請封と進貢との結果についての情報を探るための差遣の意。

(181) 訳問 通訳を介して質問すること。

(182) 声息 おとずれ、消息。海上の声息とは日本の海外進出や海賊の活動をさす。

(183) 聖裁 天子のご裁可、ご裁決。

(184) 盤獲 詰問した結果、奸徒であることを確かめて捕獲すること。

(185) 質審 当事者を引きあわせて審問、審理する。

(186) 回奏 回答の奏文を提出する。

(四) *南直隸と浙江省の二ヶ所で同時期に夷人が捕獲された。

- 皇帝の諮問に対し、兵部が次のように回答した。「夷人は双方共琉球の人民のようであるので、福建巡撫の下に護送して、琉球語通事を用いて調べを行ない、確かに琉球人であれば、便船で帰国させるように。もし隠し事や間諜に関わるようなことがあれば、福建巡撫は、詳しく奏して決裁を請うのがよい」。皇帝が許可した。
- (187) 応天 応天巡撫の管轄地の意。南直隸(南京地方)をさす。
- (188) 蘇・松 蘇州府・松江府。南直隸の東南部。
- (189) 南匯 松江府の東南沿海の地。ここには南匯胥中後千戸所が置かれた。
- (190) 疑似 まぎらわしくて見分けにくいこと。
- (191) 多命 多くの人の命。
- (192) 苟しくも：慎重すべきなり もしよくわからないことがあれば面倒がらずよく調べ、人命に関わり、また外夷も注目していることでもあり、慎重に行なうべきである、ほどの意。
- (193) 情偽 真偽。
- (194) 貌服 容貌と服装。
- (195) 動履 様子、挙動。
- (196) 駢首 首をならべる。
- (197) 同一に在り 浙江で捕獲したのは同時である、の意。
- (198) 供吐 供述。
- (199) 勘合 明代、官の発行する文書に符合番号をつけ、照合できるよう控えを備えた。勘合はその文書番号、あるいは番号のついた文書。『万曆会典』卷一四八、応付通例によれば、朝鮮・安南・琉球・占城等の国の使臣に対する食糧や駅逓の支給には、讓字号勘合が用いられた。
- この場合は、漂流人移送の道中で必要なものの支給のための勘合が発行された。
- (200) 填給 必要事項を書きこんだ上で発行する、支給する。
- (201) 口糧 下級官吏以下に食料として現物支給される穀物。
- (202) 脚力 運送のための馬・驢馬等及び人夫。あるいはその調達のための費用。
- (203) 押送 護送する、監督して送る。
- (204) 責令 上司が下僚を監督してその職務を励行させること。
- (205) 他故 ほかの事情、ほかの理由。
- (206) 転 とりつぐ、転送する。ここでは琉球国の朝貢使節に漂流民をとりつぎわたすこと。
- (207) 順帯 ついでに連れて行く。順は順便(ついでに)の意。
- (208) 交割 引き渡す。事務の授受をすること。
- (209) 隱情 隠れた事情。
- (210) 奸細 間諜、敵のまわし者、内通者。悪賢い人。
- (211) 区処 物事をそれぞれに処分する。

- (212) 定奪 可否を決定する、決裁。
- (四) *冊封正使に改めて兵科右給事中夏子陽を任命した。なお尚寧を国王に封ずる詔が『宝案』(〇一―二八)に、勅諭と頒賜の目録が(〇一―二九)にあり、いずれも万曆三十一年三月初三日付である。尚永に対する論祭文と祭品目録(〇一―三〇)のみは、論祭が実際に行なわれた万曆三十四年となっている。
- (213) 夏子陽 江西省広信府玉山県の人。万曆十七年の進士。尚寧の冊封正使に任ず。副使の王士楨とともに『使琉球録』を撰す。
- (214) 艱婦 艱は喪、親の喪。喪のために本籍地に帰ること。夏子陽は『使琉球録』収録の題奏中で、父親の死去であると述べている。
- (215) 鄭近等 鄭近らの進貢のための符文が『宝案』(二六―一)に、執照が(三二―一〇)にある。
- (216) 曾朝節 一五三四―一六〇四年。礼部尚書(『明人伝記』六三四頁)。
- (四七) *冊封正使に任じられた夏子陽が奉った上奏文の要約。夏子陽撰『使琉球録』に「為循旧典効愚忠、敬陳奉使事宜、以隆君命以重国体事」として収録されている。
- (217) 条陳 いちいち箇条を立てて述べる。
- (218) 責成 命じた仕事の成績・成果を督励する。
- (219) 工匠 大工、職人。
- (220) 舟師 海軍。船頭、水夫。
- (221) 董 監督する、治める。
- (222) 議処 官員の過失に対してその処分を議すること。ここでは処理を議す、ほどの意。
- (223) 夥長 火長、伙長とも記す。謝杰『琉球録撮要補遺』(夏子陽『使琉球録』に収録)の「用人」に「夥長司針者」と記す。また徐葆光『中山伝信録』康熙六十年(一七二二)一)序、は「正夥長、主針盤羅經事」とし、西川如見著『増補華夷通商考』宝永六年(一七〇九)序、は「夥長、海上の乗方を主る者也。羅經はりの法を能知よくしりて、日月星を計り、天氣を考へ、地理を察する役なり」とする。
- (224) 舵工 舵を司る人。
- (225) 阿班 謝杰『琉球録撮要補遺』「用人」に「阿班、司蓬繚・整槽及諸執事」(帆や物見やぐらなどを司る)とあり、『増補華夷通商考』には「亞班、帆柱の役なり。用あるときは自身檣の上に昇る事も有て苦勞の役なり」とある。
- (226) 海に通ぜる豪猾 貿易商をさす。隆慶六年(一五七二)海禁が解かれ、海外進出を果たした彼らは、優秀な船員を提供しながらなかった。なお海禁については(一三)総注を参照。

- (227) 疏、礼部に下り覆請す。上記の夏子陽の上奏内容の検討が礼部に命じられ、礼部がそれに対し回答の上奏を行なった、の意。夏子陽『使琉球録』には、この礼部の題奏も収められている。
- (228) 毛継祖 豊見城親方盛統。一五六〇—一六二二年。毛氏豊見城家の五世。尚寧・尚豊王代の三司官。尚寧が日本に連行された際、留守役として残る(『大百科』)。
- (229) 毛継祖等を差わし この時皇太子に奉った慶賀の箋が『宝案』(「二二〇二」)に、符文が(「二六一二」)に、執照が(「三二一一」)にある。
- (230) 本国の漂流せる人口 (四四) 参照。
- (四) *尚永に対する冊封副使謝杰が死去した。
- (231) 総督倉場 在京及び通州等処の倉場の糧儲を掌る。宣徳五年以後、戸部尚書が兼任することが多かった(『明史』職官一)。
- (232) 謝杰 (一〇) 参照。
- (233) 甲戌 万暦二年(一五七四)。
- (234) 太常 太常寺。祭祀、礼楽の事を掌る。卿一人、少卿二人ほかを置く。
- (235) 府尹 応天・順天の二府に置く。府の長官。
- (236) 南贛巡撫 巡撫南・贛・汀・韶等処地方提督軍務の略称。所轄は南安・贛州・南雄・韶州・汀州・郴州地方。
- (237) 給事中 (四五)(四七)(五一)や『使琉球録』では右給事中とあり、右の脱か。
- (238) 大信 真のまこと。
- (239) 海上 ①海辺、海島。②海面上。ここでは沿海地方の意で、具体的には福州をさす。
- (240) 伝諭 勅諭を伝える。
- (241) 以後海上に：伝諭せしむ 冊封使の派遣は今回限りで、以後は福州での領封を定規とするむねの勅諭を伝えさせる、の意。本条の最後にも、福州での領封を皇帝が許可したむねの記述がある。しかし、夏子陽『使琉球録』「使事紀」にそのような勅諭を伝えた記事はなく、尚寧が、以後も従来通り冊封使を派遣してほしいと請願した記録もない。また、本書付録(二)に収めた『崇禎長編』崇禎二年閏四月丙辰の条の、礼部尚書何如寵の上奏中に、万暦の中年における琉球冊封について、廷臣が福州での領封を建議したが「未だ旨を奉ぜず」とある。以後は領封とするむねの勅諭は実際には出されなかったものと考えられる。
- (242) 倭氣 氣は氣、悪い氣、わざわい。倭氣は日本の武力行使の気配をいい、具体的には日本の朝鮮侵入をさす。当

時、文祿の役が一応停戦し、和議が講じられていた。（三）
四）総注参照。

(243) 部覆 六部の覆題（皇帝の諮問に答えて題本で上奏すること）。（一）では礼部の覆題。

(244) 万曆二十三年：頒封せよ」とあり（三二）参照。

(245) 二十八年に至り：行札せしめよ」とあり（四〇）参照。

(246) 二十九年：行札せしめよ」とあり（四一）（四二）（四三）参照。

(247) 憂 喪、喪中。

(248) 冊 冊書。天子から臣下に授ける命令書。爵位などを授ける勅命書。ここでは後者。（四五）総注の詔勅にあたる。

(249) 子陽：入閩せしむ（四五）（四七）参照。

(250) 按臣 巡按監察御史（宣宗実録注（36）参照）。

(251) 徐学聚 万曆三十二年六月より三十五年六月まで福建巡撫（『明人伝記』四七一頁）。

(252) 成舟 既成の船。

(253) 成命 既に発せられた命令。

(254) 子陽・士楨：慰むるを乞う 夏子陽撰『使琉球録』に「属国信不可爽、使臣義当有終、謹瀝悃誠、懇乞聖明允堅成命、以慰遠夷以光封典事」の題奏がある。

(255) 李廷機 兵科給事中、工科都給事中などを経る（『明人伝記』一九九頁）。領封を断行すべし、との彼の上奏は、

『皇明経世文編』巻四六〇に「乞罷使琉球疏」として収められている。

(256) 御史 御史の名を持つものには、監察機関である都察院

の左右御史・左右副都御史・左右僉都御史・十三道監察御史がある。また巡撫・総督・提督なども都御史を兼ねた。この御史は、地方に出巡する都察院の監察御史か。

(257) 蕭近高 礼科給事中をつとめたとある（『明人伝記』九〇六頁）。

(二五) *本条の日付は、冊封使船が福建の南台を離れ長楽県に向かった日であり、この上奏は出發以前に提出されたものと思われる。

(258) 疏して海防を戒嚴するを請う この疏は夏子陽『使琉球録』に「為封舟已備、使事可完、謹報渡海日期、以隆大典事」として収録の題奏に該当すると思われる。その疏

は、非協力的な地方官や有力者、造船の用材確保の困難、不十分な渡海費用、探倭と称して日本と通商する把総など福建での実態を赤裸々に告発するもので、ここでいう海防とは、実は福建人が日本人と通交するのを禁止することを婉曲にいつているものである。

(259) 報聞 天子に申し上げる。

- (260) 進貢す 長史鄭俊らを遣わす符文が『宝案』(二六一―三)にあり、日付は万曆三十三年十月二十日である。
- (五) *冊封正副使が任務を果たして帰国した。『明実録』万曆三十五年閏六月己卯の条には、外国に出使した者の例にしたがって彼らは昇進し、夏子陽が太常寺少卿に、王士楨が光祿寺丞に任じられたとある。
- (261) 役を竣えて回る 夏子陽『使琉球録』収録の「為渡海冊封竣後復命事」の題奏によれば、夏子陽らは万曆三十四年五月二十四日に梅花所を開洋し、六月二日琉球に到着、七月二十一日に封王の札を行なった。帰途は十月十五日に登船し、二十日出港、暴風に苦しめられて、十一月一日ようやく五虎門に入ったものの船が座礁、小舟で登岸した、とある。
- (五) *本条は夏子陽らが京師に帰り、前注(261)の題奏を行なうて復命した時の記事であらう。
- (262) 却くる所の金 後段に礼金や宴金とある金をさす。
- (263) 来使 来た使。後述の毛鳳儀などをさす。
- (264) 宴金 冊封使接待の宴の引出物の金のこと。
- (265) 二臣：受けざるなり 『宝案』(二八一―二)に、国王尚寧より冊封正副使にあてた宴金の收受を請う咨があり、その間の事情がわかる。
- (266) 舅 王舅(憲宗実録注(60))に同じ。後注(269)参照。
- (267) 毛鳳儀 池城親方安頼。一五五八―一六二三年。毛氏(池城家)の三世。尚寧から尚豊王代の三司官(『大百科』)。
- (268) 阮国 一五六六―一六四〇年。もと福建省漳州府竜溪県の人。久米村阮氏の祖(『家譜(二)』一五二―一五三及び一五五頁)。
- (269) 毛鳳儀：阮国等を遣わし この時の執照が『宝案』(三二―三三)にあり、毛鳳儀のタイトルは王舅とある。
- (270) 王：疏して言わく 夏子陽『使琉球録』にこの時の尚寧の奏文が「懇存旧礼以謝劳臣事」として収められている。
- (271) 命を銜し 命令を受け奉ずる。
- (272) 間関 道路が険しくて行きなやむさま。転じて度々困難なめに会うこと。
- (273) 宴款 宴を開きあつくもてなす。
- (274) 代うる所 前注(270)の奏文では、「物に代うるに金を以てす」とある。
- (275) 九十六両 前掲の六斤に同じ。一斤は十六両。
- (276) 世々：例と為す 冊封使の記録として最も古い、尚清冊封使陳侃の『使琉球録』巻末に収める尚清の奏文や陳侃の題奏によれば、琉球において陳侃らが受領を拒んだ黄金四十両は、尚清の皇帝への請願により、陳侃らが收受することとなった。次の尚元冊封使郭汝霖らも同様の手続を経て収領した(郭汝霖『使琉球録』)が、次の尚

永冊封使蕭崇業らの場合は、皇帝は黄金四十両を琉球国の使臣に持ち帰らせた。（一五）総注参照。

(277) 臣節 臣下としての節操、節度。

(278) 通国 一国の人全体、國中全体。

(279) 鈴記 明制で、官吏の用いる公印。またその印を押すこと。

(五) *本条は『明実録』中で唯一の閩人三十六姓（後注（282）参照）に言及した記事である。琉球は明初の閩人三十六

姓賜与の前例をあげて再び三十六姓（すなわち福建人）を下賜されることを請願した。本条では省略されているが、この上奏で、同時に二人の漳州人（福建巡撫の命令で万曆二十三年に貢使蔡奎らの帰国を護送し、そのまま琉球に留まって任官していた阮国・毛国鼎。二人は本条の時にも大夫・都通事として派遣されていた）への身分証明書の発給と現状の追認を要請している。これに対して明は三十六姓の再度の下賜と阮国らへの身分証明書発給を拒絶したが、事情を酌量して阮国ら二人を賜姓にあてることにして琉球への移籍を認めると回答した（『宝案』（〇四一〇五）参照）。

実はこの時の使者毛鳳儀らは本条の上奏文のほかに、尚寧から前冊封使夏子陽にあてた咨文を持参している。その咨の中で琉球はやはり三十六姓の来歴について述べ、

以前は彼らの力によって盛んに外国と通交していたが、今は衰亡し国家も貧窮してしまった。漳州で許可されている東西二洋への交易にならない、引（特許状）を発給して琉球への船の往来と貿易を許可するよう上奏してもらいたい、と懇願したが、夏子陽らはこれを断固拒絶している（『宝案』（〇七一三二））。

明代、海禁下にあっても中国船はひそかに琉球・日本へ来航した。中国人の琉球への移住も稀なことではなく、航海技術を持つ人材の確保が特に困難であったとは考えにくい。従来の研究でも琉球の貿易活動の衰退の原因は国際情勢の変化にあることが指摘されており、航海技術者の不足を主張するこの時の琉球の論旨は実態に即していない。それではなぜ琉球はこの時期に突然二百年も前の事例をあげて福建人の再度の下賜を求めたのであろうか。

豊臣政権以降、徳川幕府の初期にかけて、琉球に対する日本の圧力は加わる一方であった。一六〇二年には漂着琉球船の送還に対して將軍への謝礼使を送れという幕府の要求を琉球が拒絶したことから、いわゆる聘札問題が生じた。一六〇六年六月、家康はついに薩摩藩に琉球出兵の許可を与える。ほぼ同じ頃、尚寧の冊封使夏子陽らが来琉した。これを機に薩摩藩主島津家久は、明の商

船が毎年薩摩に來航するよう陳情する手紙(「呈大明天使書」慶長十一年九月付、南浦文之『南浦文集』新薩藩叢書第四卷、一七七一年、所収)を夏子陽らに届ける一方、島津義久は、毎年琉球において日明の商船が会合つて貿易できるように、薩摩と琉球とで相談して取りはからえ、という將軍の意向を尚寧に伝えた(「呈琉球国王書」前掲『南浦文集』所収)。

本条の尚寧の上奏はその翌年のことである。この上奏が上記のような日本の要求を受けて提出されたことは明らかである。その真意は、人材の賜与の復活というよりはむしろ福建人の琉球間における自由な活動の公認であり、具体的には福建の港において琉球向けの商船への給引通商を開始する許可を得て、日明の出会い貿易の実現を図るところにあった。そしてその背景には日本の対明通交再開への強い要求と、阮国らに象徴される福建人等の対日貿易解禁への欲求があったのである。明側はこれらの情勢を正確に把握していて、福建人が琉球に行くことを公式に許可すれば、遠からず日本の介入、進出を招くとして、琉球の請願を一蹴したのである。

(280) 尚寧なむ以えらく この上奏は『宝案』(「〇四〇五」)に詳しい引用がある。内容の概略は本条総注を参照。

(281) 洪・永の間 洪武・永楽年間。

(282)

閩人三十六姓 各種の史料に、明初に下賜されたと記載されているが、これまでの研究により、その実態は十四—十五世紀に沖繩へ移住してきた中国人の総称と考えられている。ただし同時代史料に下賜の具体的事実を証する記録はほとんど残っていない。『明実録』や『宝案』中の琉球の上奏に明初の中国人賜与を示す記事がわずかにみえるだけである(太宗実録(四五)・『宝案』(「一六一九」(「一七一五」))。しかもこのうちの一人は河北省出身と明記されており、琉球に官命で渡来した中国人は福建人ばかりではなかったことがわかる。しかし本条の尚寧の上奏に回答する礼部の咨(「〇四〇五」)の中に次のような文章がある。

「查得、洪武二十五年、中山王遣子入国学。以其国往來朝貢、賜閩人三十六姓善操舟者。其後、奉表大夫・長史・通事官司、皆三十六姓及学子国学者、為之」。

礼部は何を根拠にこのように述べたのか。ここで閩人三十六姓に関する明代の史料のうち重要と思われるものを年代順に紹介して検証してみる。

① 陳侃『使琉球録』(一五三四年撰)

三十六姓下賜について記録した最初の史料である。本書の序および後序(副使高澄記)や撰進の上奏文によれば、陳侃らが冊封使拜命後に調査したところ、前回の尚

真冊封から五十年を経過して、礼部の関係文書は火災のため焼失し、頒賜品は内府の監局（宮中御用の物品を管理する諸部局）の記録により辛うじて準備した。福建でも布政司の保存文書は傷損して読むに耐えず、冊封船建造は古老の記憶に頼り、前回の冊封使は既に亡く子孫さえ見つからない有様で、参考にできたのは『大明一統志』などの記事だけであった。しかし現地に行ってみれば、実態は大きく異なっていた。よって後世のために諸書の記事を琉球滞在中の見聞によって正す、とある。

これにより陳侃の『使琉球録』の記事は、実際に琉球の土を踏み、人や風物に接して得た情報に基づく、と考えるのが妥当である。尚永の冊封使蕭崇業が、琉球の村人が「祖父より先は福建の生まれで、洪武初年にこの地に移住した」と語ったと記しているように（④参照）、陳侃もまた当時琉球に住んでいた福建人の子孫からの伝聞によって閩人三十六姓について知ったと考えられる。陳侃の復命の上奏文や使録などを皇帝が嘉納したことは、即ち閩人三十六姓下賜が洪武帝の事績として公式に認められたことを意味する。各書に三十六姓の記事が見られるようになるのはこれ以後のことである。

(a) 「太祖登極、首先臣附、率子弟来朝。：我太祖悦其至誠、待亦甚厚。賜以符印、寵以章服、遣閩人三十六姓、

為彼之役。又許其遣子弟入国学讀書習礼。」（題奏）

(b) 「太祖之有天下也、不加兵、不遣使、首効歸附。其忠順之心、無以異於越裳氏矣。故特賜以閩人之善操舟者三十有六姓焉。使之便往来時朝貢、亦作指南車之意焉耳。」（群書質異、大明一統志の項）

(c) 「若大夫金良、長史蔡澣・蔡廷美、都通事鄭賦・梁梓・林盛等、凡有姓者、皆出自欽賜三十六姓之後裔焉。」（群書質異、杜氏通典の項）

② 鄭曉『皇明四夷考』（一五六四年著、一五六七年刊、一五九九年重刊）

鄭曉は禦倭に功があり、兵部尚書に陞った。本書は退官後の著作である。本書の前半の編年体の部分は記事が断片的で、その典拠は特定できない。内容からみて『明実録』などの諸書の抄録と思われるが、記事にはかなり誤りがある。後半はほとんど①の群書質異の按文の引き写しであるが、任意に文章を書きかえたり、記事の順序を入れ替えたところがみられる。①では三十六姓の下賜は洪武初年と解されるが、本書では洪武二十五年の子弟の国学入学の記事の後、永楽年の記事の前におく。

「洪武初：称三王。遣使朝貢。：二十五年、中山遣子姪及其陪臣子弟、入国学。上喜、礼遇独優。賜閩人三十六姓善操舟者、令往来朝貢。永楽二年、察度卒、：

其大夫・長史・通事官、司朝貢、有定員、為文職。皆三十六姓人及學於国学、為之。」(琉球の条)

③ 嚴從簡『殊域周咨録』(一五七四年の題詞、一五八三年の序あり)

嚴從簡は嘉靖三十八年の進士で、嘉靖年間に行人・刑科右給事中などに任じた。題詞に原著は行人のとき作成し、使職文献の外編(補卷)であったとある。実際の成立はおそらく一五六〇年代の初めで、②とほとんど同時期であろう。本書の琉球の条の明初の部分は『明実録』と同文が多く、これが第一の典拠と考えられる。それ以降は使録その他の書の引用が大部分を占める。一部に他書にみられない記事もあるが、原史料の引用以外の叙述には明らかな誤りがみられる。本書は三十六姓下賜を洪武三十一年の事件の後、永楽年の記事の前に記す。ただその直後の永楽初とある記事は実は洪武三十一年の事件(太祖実録(二九)参照)で明らかに誤入である。またその後の文章もつながりが悪く、脱文など何らかの誤りがあるように思われる。

〔洪武〕三十一年、中山王察度、遣垂蘭匏貢馬……

世子武寧貢亦如之。初、王嘗遣女官生姑魯妹、在京誦書。至是、亦來貢謝恩。上賜王閩人之善操舟者三十六戸、以使貢使・行人來往。永楽初、王師襲虜主脱古思

於沙漠。其子天保奴・地保奴俘至中国、上命徙居琉球。其後每國王薨、世子必告於朝、請封弔祭冊立、(略)〔琉球国の条〕

④ 蕭崇業等『使琉球録』(一五七九年撰)

著者は尚永の冊封使である。本書は①の陳侃の使録の構成にならって記述されている。蕭崇業は遣使に当り、②や③の原著(使職文献の補卷)を読んでいた可能性があるが、三十六姓については①と同じく太祖の創業時に琉球がいちはやく帰順した功績により下賜されたとする。

(a) 「我皇祖統馭区宇：首効帰順、故特賜閩人三十六姓、令与俱焉。」(群書質異、大明一統志の項)

(b) 「蕭崇業曰、余過琉球閩里中、部夷子弟聚觀如堵、問其人、告曰、祖以上、閩産也。洪武初、稍遷於此、乃其後綿綿蕃衍矣。今所為習誦誦南学胄監、有秩於国者、無非三十六姓云。」(群書質異、羸虫録の項)

また同行の冊封副使謝杰の『琉球録撮要補遺』には、本条の尚寧の上奏と同じ洪武・永楽年間の三十六姓下賜の記事がある。これも陳侃や蕭崇業と同じく琉球での伝聞に基づくものであるう。

(c) 「洪・永二次、各遣十八姓、為其紀綱之役、多閩之河口人。合之、凡三十六姓、並居彼国之當中。子孫之秀者、得讀書南雍、俟文理稍通、即遣歸、為通事、得累

陸長史・大夫。今所存者僅七姓、縁所居地狭、族類不能蕃故也。」（謝杰、前掲書、原委の条）

⑤ 『万曆会典』（一五八七年完成）

『万曆会典』の条文(b)と『正徳会典』（一五〇二年成立）の条文(a)を比べてみると、(b)は(a)に追加の記事が適宜挿入されて成立したことがわかる。三十六姓下賜の記事もこうして加えられたもので、本来洪武二十五年にかけられた記事ではなかったと思われる。文章の類似からみて②を参考にして増補した可能性がある。

(a)「洪武間、其国中山王・山南王・山北王、皆遣使奉表箋、貢馬及方物。二十五年、中山王遣子姪入国学。永乐以来、国王嗣立、皆請命冊封。」（『正徳会典』卷九

六）

(b)「祖訓：按、琉球国有三王。洪武初、中山王察度・山南王承察度・山北王帕尼芝、皆遣使奉表箋、貢馬及方物。十六年、各賜鍍金銀印。二十五年、中山王遣子姪入国学。以其国往来朝貢、賜閩人三十六姓善操舟者。

永乐以来、国王嗣立、皆請命冊封。」（『万曆会典』卷

一〇五）

①～⑤までの史料の作者は、すべて明の中央官僚である。もし中央官庁に披見可能な確実な文献が残っていれば、明初の中国人下賜についての記述は同じになってい

たはずである。故にそのような文献は存在しなかったといえる。前掲の礼部の咨（一〇四一〇五）の文章は、前半は⑤『万曆会典』に拠り、後半は②『皇明四夷考』に拠ったと思われる。このとき、礼部は何らかの確実な根拠があつて洪武二十五年に三十六姓が下賜されたと認めただけではなかつたのである。

また②③⑤の三十六姓下賜の記事が別々の年にかつているようにみえる問題については、これらはすべて永乐年の記事の直前に記されているという共通点がある。洪武帝の事績とされてはいるが、時日の明確でない三十六姓下賜の記事を洪武年の最後においたと解釈することができる。

本条で琉球が主張している洪武・永乐年間の三十六姓下賜は久米村などの伝承によるものである。明側の洪武帝のとき下賜したという考え方も、由来は①の陳侃の報告、すなわちその当時の琉球の伝承に基づくものだった。明初に中国人が官命で渡琉したことは事実であるが、それを証明する文献はすでに失われて、閩人三十六姓下賜の伝承として残つたのである。

（なお清初の編纂であるが、『明史』琉球伝も洪武年の最後に、女官生姑魯妹および冠帯賜与の件に続いて三十六姓下賜の件を記す。これらの記事は一見すると洪武二

十九年に起きた事件のようにみえるが、それは『明史』の記事が杜撰なためで、女官生と冠帯賜与は洪武三十一年のことである(太祖実録(七一)(七三)参照)。これは③『殊域周咨録』と同じである。他にもこの二書に共通する記事があり、『明史』は③を参照した可能性が高い。

(283) 大夫 正議大夫の略。憲宗実録注(144) 正議大夫・太宗実録注(8) 長史を参照。

(284) 貢謝の司 進貢・謝恩を掌る官の意。

(285) 総管 総官とも記す。琉球の進貢船の役職の一つで、おむね久米村出身者が任じた。『家譜』に総管をつとめた記録のある者は、対応する『宝案』の符文・執照では火長と記されている。火長は中国船においては航海長に当る役である(前注(223) 夥長を参照)。本条の上奏の趣旨からみて、ここでは火長と記すべきところを、琉球国内での呼称に従って総管と書いてしまったのであろう。

ただし琉球の進貢船における火長(総管)の実際の職責は、船内に奉安する天妃への朝夕の進香であった。琉球の火長の実態については、高瀬恭子「歴代宝案第一集における火長について」(『東南アジア 歴史と文化』一二、一九八三)がある。なお中国船にも総管といわれる役職があるが、これは船主の代理として船中の諸事を取り締

まるもので、ここでいう総管とは異なると思われる。

(286) 指南 ここでは航海法や航海技術の指導をさす。

(287) 更針 更と針。更は本来は夜間の時を計る単位(一夜を五更に分ける)。航海用語では水路の路程を計る単位で、一昼夜を十更に分け、ある場所から別の場所へ航行するのに必要な時間を更で計測して、その間の距離をあらわす。針は羅針盤、またそれが示す方位。ここでは両者をあわせて航海の技法をいう。

(288) 旧銜 昔の官職。

(289) 更選 交代して官職を授ける。

(290) 之を寝む ここでは三十六姓の再度の下賜請願を許可しなかったことをいう。ただし同じ上奏で請願していた二人の福建人については琉球への移籍を認めている。総注参照。

(291) 鄭子孝 生没年不詳。久米村鄭氏十世。安次嶺親雲上

(『那覇市史 歴代宝案抄』三四九頁)。なお『宝案』にこの派遣の執照(三二一五)が、また帰国時の福建布政司の咨(〇七一四)がある。

(五) *本条の前年(一六〇九)三月、三千余の薩摩兵が琉球に侵攻して首里城を陥し、国王尚寧らを捕らえて日本へ連行した。以後琉球は薩摩藩の支配下におかれた。本条は薩摩藩の指示の下に、琉球がこの事件の経緯を説明し、

入貢の延期を要請する文書を明へ送ったことに關するものである。

(292) 尚寧咨 この時、毛鳳儀らがもたらした文書『宝案』(一八〇五)の法司馬良弼より福建布政司あての咨によると、

前年五月派遣(十月出發)の鄭俊らに持たせた尚寧より礼部あての咨(一八〇三)の写しを今回も貼付して提出した。本条でいう尚寧の咨はこの咨(一八〇三)をさしている。

(293) 金応魁 一五七九—一六二〇年。具志親雲上。久米村金

氏七世(『家譜(二)』九四〇頁)。

(294) 王舅毛鳳儀…を遣わし この時の符文が『宝案』(二六一

一五)に、執照が(三二一七)にある。なお毛鳳儀らは万曆三十九年五月に帰国した。

(295) 倭倣を…致す 『宝案』(一八〇三)に「急報倭乱、致

緩貢期」とある倭乱を倭倣に書き改めた表現と思われる。倭倣は倭警に同じで、日本による非常事態の意。

(296) 陳子貞 万曆三十七年から三十九年八月まで福建巡撫に

在任(『明督撫年表』)。

(297) 所司 所管の官。

(298) 議奏 審議して回答の上奏をする。

(299) 陳奏 臣下が君主に進言、上書する。

(三〇) *本条の上奏は兀良哈・女直・回夷(回教を信奉する少

数民族)の朝貢問題についての対策を列挙して述べたもの。

(300) 礼部主事 上奏の内容から、ここでは礼部主客清吏司の

提督会同館主事(太祖実録注(157)会同館・孝宗実録注

(37)提督会同館礼部主事を参照)と思われる。

(301) 番僧 中国の西方の辺境の各地に散在するラマ教寺院に

所属する僧侶(太宗実録注(46)西番を参照)。

(302) 番族 中国の西方の辺境地帯に居住する少数民族。

(303) 三衛 泰寧・朶顔・福余三衛(宣宗実録注(57)兀良哈

を参照)。

(304) 海建女直 海西女直と建州女直(太宗実録注(35)女直

・同注(37)野人女直を参照)。

(三〇) *本条の浙江総兵官の上奏は、薩摩藩の琉球侵攻につい

て密偵の情報を報告し、その後の省略部分では朝鮮南部でも日本人の居住がみられることなどを述べて、沿海地方に命じて軍隊を訓練し、外国使節の査察をきちんと行なわせ、朝鮮には日本人の入国を厳禁するよう通告することを進言したものである。

(305) 総兵官 要害の各地に、その地方一帯を守るため置かれ

た鎮戍の軍隊の総司令官。鎮守・総鎮ともいう。ここで

は鎮守浙江総兵官で、主に浙江地方の海防に当った。

(306) 奏 以下は薩摩藩の琉球侵攻についての密偵の情報を報

告し、日本に対する警戒を厳しくするよう進言する上奏である。

307 宗器 宗廟(祖先の位牌を祀る所)で用いる祭器。

308 日本：遷す 薩摩藩が琉球に侵攻して尚寧を鹿児島へ連れ去ったことをさす。(五九) 総注参照。

309 三十七・八両年：遣わせる 琉球から万暦三十七年十月に鄭俊らが薩摩侵入の第一報を携えて出発し、続いて万暦三十八年正月に毛鳳儀らが派遣され(注(292) 尚寧咨を参照)、さらに同年九月に蔡堅らの船と同行船の二隻が派遣された(『宝案』(二六一六))。

310 窺窃 すきをみて盗む。こっそり様子をさぐる。ここでは琉球の遣使は日本の指令により中国の動向を伺うものだ、との意。

(六二) *福建巡撫は、日本に捕らえられていた国王尚寧の帰国を知らせる琉球使節(後注(314) (318) 参照)の到着を報告し、彼らの入貢の状況が従来と異なり問題があると、してその対応策を提言する上奏をした。礼部はこの上奏をうけて、巡撫に賛成との意見を皇帝に回答した。これを契機として明の朝廷では琉球とその背後に潜む日本への警戒感がたかまり、廷臣らが次々にこの問題に関して意見を上奏した。以下の(六三) (六七)はみな本条の上奏に関連した記事である。

(311) 丁繼嗣 一五四五—一六二二年。万暦三十九年から四十年まで福建巡撫に在任(『明人伝記』五頁)。

(312) 栢寿 一五八二—一六五六年。小禄親雲上良宗。那覇栢氏五世(『家譜(四)』四三七頁)。本条や『宝案』等の関連史料から、栢寿は本条の派遣時に王銀詐取事件に遭遇したとみられる人物である。

栢寿の『家譜』には万暦三十八年正月に毛鳳儀らの才府として、また万暦四十一年二月に金仕歴らの才府として二度の渡明の記録がある。上記の毛鳳儀らの船が万暦三十八年五月に帰国しているにもかかわらず、本条の記事は栢寿が万暦四十年の前半に福建に滞在していたことを示している。彼はいつ渡明したのだろうか。万暦四十年正月派遣の馬良弼らの符文(『宝案』(二六一七))に栢寿の名はないが、この時の咨(一八〇六)によれば正使馬良弼らの船に先だって前年十一月に出発した国王の帰国を急報する船があり、栢寿はこの船に乗って行った可能性が高い。

また栢寿に関して『宝案』(一八〇七)(万暦四十一年二月付)に先の派遣時の財副(才府に同じ)栢寿が王銀千余両を詐取されたことを訴える咨がある。この事件に関連して慶長十八(万暦四十一年)年六月一日付の比志嶋国貞等の覚(『旧記雑録 第四』三九九頁、1015文書)

に「一、小唐船失銀二付、生糸被差上候、両奉行被請取置候事」とある。小唐船は進貢船に随行するやや小型の船をさし、栢寿は進貢の随行船の才府に任じて事件にあったと推定される。『宝案』のこの前後の時期の文書から右の小唐船に該当する船は、万曆三十八年九月派遣の蔡堅らの船に同行した一隻と、前述の万曆三十九年十一月に先遣された一隻だけである。このうち前者は万曆三十九年に帰国の途中で朝鮮の濟州島に漂着し、地方官の掠奪にあつて全滅したとみられる(『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』四七二―四七六頁)。よつてここからも栢寿は万曆三十九年十一月に出発した王の帰国を急報する船に才府として乗り組んで渡明し、王銀詐取事件にあつたといえる。栢寿はこの後いったん帰国し、万曆四十一年二月、金仕歴らの才府として再び派遣され、同年六月帰国した(『家譜』・『宝案』〔三二一―一八〕)。それはこの事件の処理のためであろう。しかし前掲の比志嶋国貞等の覚の内容からみて、王銀を取り戻すことはできなかったと思われる。

(313)

陳華 一五八〇―一六四四年。平良親雲上。久米村陳氏(仲本家)八世(『家譜』(二)四九〇頁)。「家譜」によれば万曆三十八年九月派遣の蔡堅らの存留在船使者である(その時の符文〔二六一―六〕は存留在船使者の項を脱)。

蔡堅らの船は万曆四十年八月、帰帆中に朝鮮に漂着し、乗員八名をその地に残したまま出発し、その後平戸を経て帰国した(『家譜』(二)二五八頁、蔡堅の項、「朝鮮王朝実録 琉球史料集成」四六七―四七〇頁を参照。なお置き去りになった八人は北京經由で全員無事に送還された。この件に関する咨が『宝案』〔三九―二二〕〔四一―二一〕にある)。よつて本条の上奏の時点では蔡堅らの船はまだ福建にいたはずで、陳華は栢寿と同時に派遣されたのではない。

(314)

本国の咨文 『宝案』〔一八―〇六〕に尚寧より福建布政司あての帰国を知らせて進貢謝恩する咨があり、使者は馬良弼・鄭俊らである。

(315)

王已に帰国 尚寧の日本からの帰国は万曆三十九年十月である。

(316)

人の：在る 他人の手にもてあそばれている、また他人に生殺与奪の権を握られているたとえ。

(317)

寧くんぞ：保たん 日本と明との間にあつてどうして中立のままでいられようか、(実は日本に服従しているにちがいない)との意。陰陽はここではあちらに付いたりこちらに付いたりすることをいう。

(318)

今来たる船隻 万曆四十年正月派遣の馬良弼・鄭俊らの船であろう。『宝案』にこの時の福建布政司あての咨〔一

- 八一〇六」・符文(二六一七)がある。また彼らの帰国時の福建布政司から琉球国あての咨(〇七一五)により、この船の福建到着は三月十五日だったと思われる。
- (319) 海壇 海壇山。福州府福清県の東南の海中にある島。
- (320) 泉境 泉州府の境界。
- (321) 倏忽^{シユクコツ} たちまちのうちに、にわかに、きわめて短時間。
- (322) 迹 足あと、行跡。
- (323) 情 ここでは報告された内容をさす語。
- (324) 盤驗 訊問し所持品を検査する。
- (325) 会城 省城。省都。ここでは福州。
- (326) 尚方 古代、帝王の用いる器物の製作・保管を掌る官名。ここでは貢物を官に納めること。
- (327) 日本等の物 謝恩の貢物としてもたらした日本刀・甲冑などをさす。ただしこれらの品は従来も謝恩の方物としてしばしば使われている。馬良弼らの派遣の符文(『宝案』(二六一七))によれば、この時も品・数ともに謝恩の品とすれば特に変わった点はない。明側が朝貢拒否の口実に使っただけだったのである。
- (328) 布 正貢の外に定例として朝貢する土夏布二百匹のこと。夏布は苧麻の繊維で織った薄手の織物で、夏季の衣服に用いる。なお土は土産(その地の産物)の意。
- (329) 常額 ここでは定員。
- (330) 平日 平常。
- (331) 詞 言い分。理由。なお「彼の執る所」は本条の冒頭の「本国の咨文」の内容をさす。
- (332) 疑式 あれこれと疑う。君主を疑って離反する。
- (333) 題請 題本をもって上奏して請願すること。題本は注(143) 題す、を参照。
- (334) 廩餼^{リンキ} 官から支給する米。
- (335) 一併 一緒に、同時に。
- (336) 大朝 天子が大いに諸侯・群臣に会すること、また正統的な朝廷。なお底本では「大朝之威正」を脱。また異本ではこの後の句を「正大朝之体」とする。
- (337) 金穴 金のしまつてある洞穴。金持ちの家のたとえ。
- (338) 死地 非常に危険な場所。
- (339) 驚^{アツ} かけまわる。疾走する。追求める。
- (340) 興販 商売。販売。
- (341) 章 上奏文。
- (342) 覆するに：如し 福建巡撫の上奏に対し、礼部が同意見の覆奏をした。
- (343) 兵科等の科の給事中：言わく 前条(六一二)の福建巡撫の上奏に関連した提言。琉球が日本に操られていることは明白である。しかし最大の問題は中国の人民が貿易の利を求めて日本と通交していることにあり、それはやが

て日本軍を中国へ誘い込む結果を生む恐れがある。緊急に海上交通を厳しく取り締まり、中国人の日本との通交を防止すべきである、と述べている。

(344) 琉球の帰国 国王尚寧の日本からの帰国をさす。

(345) 繇 由に同じ。理由。

(346) 狡焉として疆を啓く 狡猾にも他国をうかがい、自己の領土を拡張しようとする。

(347) 虔劉 劫掠し殺戮する。奪い殺す。

(348) 囚縲 とらえつなぐ。とらえられる。

(349) 来王 古代、諸侯や異民族の王が定期的に天子に朝見しに来ること。ここでは朝貢をさす。

(350) 指授 指導、伝授。指示。

(351) 交引 交わり誘い込む。

(352) 該撫の称する所 (六二)の福建巡撫丁継嗣の上奏をさす。該撫は当該地方担当の巡撫というほどの意。

(353) 小舸 舸は大船。また小船あるいは一般的に船。ここでは後者。

(354) 彼 ここでは倭をさす。

(355) 銃鉄 鉄砲や兵器。鉄は鉄製の器物(農具、兵器など)をさす。

(356) 筏 櫓に同じ。海中の大船。

(357) 器 ここでは兵器。

(358) 倭に近きの疆 浙江・福建等の中国の沿海地方をさす。

(359) 九辺 明代、遼東・薊州・宣府・大同・山西・延綏・寧夏・固原・甘肅の九つの辺境地方の総称。

(360) 夷場の互市 辺境の各地に設置された異民族との交易場における貿易。

(361) 刻期 期限をさめる。

(362) 出ずれば：告す 境界を出入するたびに必ず報告する。

(363) 撫・鎮 巡撫と鎮守総兵官(前注(305)総兵官を参照)。

(364) 監司 按察司の別称。

(365) 衛所 明の兵制における軍事組織の衛と所。数府をまとめて一防衛区画として衛を置き、その下に千戸所、その下に百戸所を置く。各衛は各省の都指揮司に所属した。

(366) 巡簡諸司 各地の巡検司(巡簡は巡検に同じ)。巡検司は交通の要地におかれ、往来する人々の荷物を検査し、犯罪者・逃亡者を取り締まった。

(367) 所職 任務を主管する官。

(368) 遏阻 とどめさえぎる。

(369) 釁隙 すきま。仲たがい。ここでは防禦のすきの意か。

(370) 愆期 約束の期日をたがえる。

(371) 違式 規定に違反する。

(372) 申嚴 法令や措置の厳格な遵守・執行を命令する。

(373) 無外の化 遠方の地に中国の教化が及ぶこと。

- (374) 欺 あなどる、ばかにする。
- (375) 兵部言わく 前条(六二)の福建巡撫の上奏に関連する兵部の上奏。日本と琉球や朝鮮との関係についての情勢分析、明の沿海の防衛や軍備の現状、倭寇や福建人の日本通交の実態、通倭の禁の徹底などについて述べた。
- (376) 倭、：遁去 一五九八年、秀吉の死により日本軍が朝鮮から撤退したことをさす。
- (377) 海波 海上や沿海での動乱のたとえ。
- (378) 三十七年：帰る 薩摩藩の琉球侵攻。(五九) 総注を参照。
- (379) 寧区 寧波府の管轄する区域をさす名称であろう。
- (380) 牛欄 牛欄基。浙江省寧波府南方の石浦所の北にある港
〔説史方輿紀要〕卷九二、象山県三門港の項。
- (381) 麦園頭 不詳。
- (382) 玄蘇 原文では雲蘇と誤る。景轍玄蘇。一五三七―一六一一年。臨済宗幻住派の僧。一五八〇年対馬島主宗義調により日本国王使として朝鮮に派遣され、以後終生朝鮮外交に任じた。
- (383) 源秀忠 徳川秀忠。一五七九―一六三二年。江戸幕府二代將軍。在職一六〇五―一六三三年。
- (384) 壇頭 壇頭山。浙江省寧波府南方の石浦所の東方にある島。石壇山ともいう。
- (385) 両び偽使：覘う ここでは万曆三十八年派遣の二度の琉球使節のことをさすか。注(309)を参照。
- (386) 四十年、琉球の入貢 万曆四十年正月派遣の馬良弼・鄭俊らの入貢をさす。前注(318)参照。
- (387) 平義智 宗義智。一五六八―一六一五年。対馬島主。初代対馬藩主。豊臣秀吉・徳川家康に仕え、朝鮮との外交交渉などに当った。
- (388) 家康 徳川家康。一五四二―一六一六年。江戸幕府初代將軍。在職一六〇三―一六〇五年。將軍職を秀忠に譲り、一六〇七年以降は駿府において大御所として采配をふるった。
- (389) 遼東 明代、遼東都指揮司の管轄した地方。現在の遼寧省の大部分を占める。ただし、ここでは遼東巡撫をさすと思われる。
- (390) 封豕長蛇 大きい豚と大蛇。貪欲で残忍な者のたとえ。
- (391) 約 とりしまる。この年の貢使毛鳳儀らは特に問題なく朝貢を終えていて、約は表現としてはややそぐわない。あるいは納などの誤りか。
- (392) 桀驁 悪賢く傲慢である。
- (393) 虜 ここでは北方のモンゴル系民族をさす。
- (394) 閩中の貢夷 福建の朝貢の外国人、即ち琉球の貢使をさす。

(395) 不測の穢 思いもよらぬ内容の手紙、万一の災難の知らせ、との意。

(396) 異日を問う勿かれ いつのことかとたずねてはいけない(今すでに危機が迫っている)の意。

(397) 軍門 麾下の意。明代、文臣で軍務を督する者(兵部尚書・総督・巡撫など)への尊称。よって福建軍門は福建巡撫をさす。

(398) 詞探^{クイタク} うかがいさぐる。

(399) 定海 浙江省寧波府定海県。現在の鎮海県。

(400) 舟山 寧波府の東方海上の島。

(401) 昌国 昌国衛。浙江省寧波府南部にある。

(402) 倭奴の：事にして 豊臣秀吉の起こした文禄・慶長の役と、江戸幕府の承認の下に行なわれた薩摩藩の琉球侵攻について、明ではどちらも日本の最高権力者の意図が働いたと認識していた。その最高権力者を通例は国王と呼んでいるが、本条のように秀吉の称号の連想から関白と表現することもあったようである(後注(457)参照)。

(403) 尋常 普通、平常、いつも。

(404) 亡頼 正業に従事していない、まともな仕事を持たない。

(405) 海濱 海辺。沿海地方をさす。

(406) 稟仰 命令をうける。

(407) 未だ：大挙せざるなり 倭寇は中国沿岸を荒らしてきた

が、彼らが日本の国主に命令されて多勢で領土をねらって攻めて来たことはない、の意。

(408) 葉向高 一五五九—一六二七年。万曆三十五年内閣に入り、四十二年八月辞任。泰昌帝に召されて再任するが、天啓四年、宦官魏忠賢にしりぞけられて辞任(『明人伝記』七二八頁)。

(409) 向高又言わく 大学士葉向高の上奏。(六二)の福建巡撫の上奏に対し、すでに礼部が覆奏し、あとは皇帝の決裁を待っただけとなったにもかかわらず、何度請求しても決裁が下りないため、事態の膠着を憂慮して皇帝に早急に決裁するよう促した。

(410) 一本 一つの上奏文。

(411) 琉球封貢の事の為にす 琉球の冊封と進貢の件との意で、丁継嗣の上奏の標題に当る文章。「：の事の為にす」は上奏文の内容を簡略に表すための公文書用語。

(412) 発擬 擬は推量する、また草案を作成する、提案する、の意。ここでは皇帝が臣下に、上奏文の内容をよく検討し、対策を立案して提出するよう命令することであろう。

(413) 部覆 これは(六二)注(34)及び(六六)注(428)の礼部の覆奏であろう。

(414) 催請 催促する。

(415) 此の本：発せず この上奏文についてはすでに担当の部

- が回答意見を上奏しました。しかし何度か催促したにもかかわらず、未だにご決裁が下っておりません、との意。発は批発(注(426)参照)の意。
- (416) 監甲 よろいかぶと。
- (417) 倭、：代請せしめんとす 日本が琉球に対して、日明通交と貿易の再開に関する要求を代弁して上奏するよう強制した書状が残っている(『旧記雑録 第四』三三三―三五四頁、⁸⁷⁶文書、慶長十六年十月二十八日付)。
- (418) 亡命 本籍を離れて他所へ流亡した者。また命知らずの人。
- (419) 郭安国 郭国安の誤り。一五五九年、明から鹿児島に渡来し、島津義久の侍医の明人許儀後の下で医学を学び、島津氏に仕えた。一五九一年、豊臣秀吉の朝鮮出兵の情報を許儀後と連名で明へ通報した(前条(二五)総注参照)。
- (420) 夷使、：旨を奉じて發遣せず 貢使馬良弼らは異例の入貢であることをとがめられて上京できず、福建に滞在していた。「旨を奉じて」は皇帝の命令で、の意。
- (421) 北虜 韃靼(明代、モンゴル系部族の総称)をさす。十六世紀半ば、アルタン・ハントの和議が成立(注(74)参照)した後、表面的には冊封関係が維持されていた。しかし有力な首長が続かず、各部が分立し、あるいは共同してしばしば明の北辺を侵略した(『明史』卷三二七、列伝、韃靼)。
- (422) 四川 播州の乱(前注(75)参照)の平定後も、周辺の各地で小規模な反乱が起こっていた。
- (423) 転餉 軍需物資を送る。餉は兵糧、転じて軍資金。
- (424) 在在空虚 どこもかしこも何もない、の意。万暦年間の後半、莫大な軍事費や宮殿の修復造営費などの支出が重なり、明の国家財政は極度に窮乏していた。また万暦帝は政事をうとんじて、この当時には官僚の任免もほとんど決裁せず、欠員が補充されなため政事全般が滞っていた。葉向高の上言はこのような状況を述べたものである。
- (425) 聖明 皇帝へ呼びかけるときの尊称。
- (426) 批発 命令を下す、決裁する。
- (427) 奏 (六二)の丁継嗣の奏に同じ。
- (428) * (六五)で大学士葉向高が求めていた福建巡撫の上奏に対する礼部の覆奏への決裁が下り、今回の琉球の朝貢について、貢使は上京を許さず福建からそのまま帰国させること、日本産の貢物は朝貢を認めず持ち帰らせること、次回の朝貢は十年後とすることが決定された。この決定を琉球に通知する福建布政司の咨が『宝案』(〇七一―一五)にある。

- (428) 礼部：覆（六二）の礼部の覆、（六五）の部覆に同じ。
本条の時点でもうやく皇帝の決裁が下ったのである。
- (429) 柔遠の体 遠方の人や国をいたわり安心させるあり方。
体は物事の本来のすがた、あり方。
- (430) 論 以下の文言とほぼ同様の勅諭が『宝案』（〇七一五）
に引用されている。その勅諭は本条の決定をうけて発せ
られたもので、琉球は以後十年間朝貢を停止させられる
ことになった。
- (431) 残破 そこない破る、こわす。
- (432) 繕聚 つくろいたくわえる。
- (433) 貢職 みつぎもの。
- (434) 見今 現今。
- (435) 衙門 官吏が執務する場所。役所、官庁。巡撫衙門は巡
撫を婉曲にさす称。
- (436) 収解 収めいれて送り出す。
- (437) 入朝 朝廷に参内する。
- (438) 其の来貢せる国人は：省かしめよ この時の貢使馬良弼
らは、明の決定を何とかくつがえさせるよう努力したが、
ついに果たさず、福建から帰国させられた（『宝案』（〇
七一六））。
- (439) 部議 部の意見。
- (440) 准照 依拠してそのとおりにする。
- (441) 悉心 専心する。
- (442) 料理 処理する。
- (443) 疎虞 おろそかにする。うっかりする。
- (444) 兵科給事中：言わく 日本に対する軍備上の問題を八項
目にわけて論じた上奏。その一項目に薩摩の侵攻後の琉
球への対応がある。
- (445) 条例 条列（箇条書きにして列挙する）の誤りか。
- (446) 横被 思いがけず被る。
- (447) 名 名目。
- (448) 論遣 命じて遣わすこと。ここでは海外の属国の有事に
際しては緊急に救援できないむねをよく言いきかせて帰
らせることをさす。
- (449) 整飭 ととのえただす。きちんとする。
- (450) 救す可きの形 救援できる体制。
- (451) 圍 辺境。
- (452) 武備を：所なり 軍備を整え、国内的には兵力増強策を
とり、外国に対しては援護できる体制を示すこともまた
国境防禦のためにとるべき対策でありましょう、との意。
- (六) *朝鮮国王は（六二）の万曆四十年の浙江総兵官楊崇業
の上奏中の「近ごろ日本人がまた釜山に来て貿易し、朝
鮮南部一帯に雑居している。再び日本が挙兵すれば朝鮮
は日本に従属するにちがいない」との内容を知って、上

- (457) 関白 この頃の関白は九条忠栄(一六〇八—一六二二年在任)であるが、ここでは徳川幕府の將軍をさす。
- (455) 船を添う 船の数を増やす。
- (456) 倚挾 たのみとする。対馬が徳川家康の要請と称して朝鮮と交渉していた状況をいう。後注(459)参照。
- (454) 馬島 対馬島。この当時、島主は宗義智よしと。慶長の役後、日本軍が朝鮮から撤退すると、ただちに対馬は朝鮮との通交回復の交渉をはじめ、一六〇九年三月、朝鮮から新たな通交のための規定(一般に己酉約条と称される。受けいれる使者の限定、対馬の使船の種類や数、開港場を釜山のみとし倭館を設置、日本人の首都漢城出入の禁止、対馬へ供与する食糧の量など十二ヶ条を規定)が示され、通交が再開された。
- (453) 李琿 朝鮮王朝第十五代国王、光海君。一五七五—一六四一年。在位一六〇八—一六三三年。
- (458) 王京 朝鮮王朝の都。漢城(現在のソウル)。
- (459) 関白:要む 一六〇九年三月、景轍玄蘇(前注(382))らは將軍の使者と称して朝鮮に国書をもたらし、漢城に赴いて先王宣祖に進香することを要請した。
- (460) 藉称 何かにかこつけていう。いいがかりをつける。
- (461) 琉球は滅せられ (五九) 総注参照。
- (462) 誇詡コウキョウ 大げさという。
- (463) 陵逼 脅迫する。
- (464) 袁一驥 万曆四十二年から四十三年四月まで福建巡撫に在任(『明督撫年表』)。
- (465) 題准 題本によって上奏された事を許可する。
- (466) 十年一貢の限 (六六) 参照。
- (467) 四十年を以て修貢 『宝案』(二六一—一八)(三二—一八)にこの派遣の符文・執照があり、正使は金仕歴である。またこの時の布政司あての咨(一八〇七)があり、前回の派遣の使者が王銀千余両を詐取された事件の究明を求めて(注(312) 栢寿、を参照)。
- (468) 蔡堅 一五八五—一六四七年。喜友名親方(『家譜(二)』二五八頁)。後に正議大夫・紫金大夫に任じられた。
- (469) 去冬十一月:来る 万曆四十二年九月派遣の呉鶴齡・蔡堅らをさす。『宝案』にこの時の礼部あての咨(一八〇八)、符文(二六一—一九)、執照(三二—一九)がある。こ

の派遣では先の十年一頁の勅諭を受けて、従来通りの朝貢を認めてほしいむねを請願したが拒絶された。

(470) 勒 おさえる、押し止める。

(471) 司・道 『宝案』（〇八一七）に漂流民救助の謝恩と称してきた琉球船の入貢を拒否して帰国させた時の福建布政司の咨がある。この例から、ここでは司は布政司・都指揮司・按察司、道は兵備道・海道（注（42）道・注（51）海道、参照）をさすと思われる。

(472) 行 命令する。

(473) 周恤 救いあわれむ。

(474) 差 臨時の公務に任ずること。

(475) 金學會 万曆二十三年から二十八年まで福建巡撫に在任（『明督撫年表』）。

(476) 三たび捷かち 金學會が福建巡撫在任中、松下島・南澳で倭寇に戦勝した（『明督撫年表』五一頁）。

(477) 東師に応じ 東師に呼応して、の意。東師は文禄・慶長の役の時に朝鮮に遠征した明軍。ここでは慶長の役（万曆二十五―二十六年）の時期に当る。

(478) 閩独り…繁し 明は建国当初からの海禁政策を緩和して、隆慶六年（一五七二）より港を福建の漳州府の一ヶ所に限り、商税等を課して東南アジア方面への商船の往來を許可した（一三）総注を参照）。日本・琉球方面への海

禁は続行されたが、行き先を東南アジア方面と偽って許可を得て出港し、遭難漂流と称して日本へ航行する商船が後を絶たなかった。

(479) 飲んで…一頁せしむ（六六）を参照。

(480) 說者 說客、說得の巧みな人。說得役。

(481) 明旨 帝王の命令の美称。

(482) 海上 ここでは沿海地方の意。

(483) 羈縻 つなぎとめる。束縛する。

(484) 小埕地方 福建省福州府連江県に属す。東方海上に馬祖列島を望む海防の要衝で、小埕水寨がおかれた。

(七) *本条の琉球から明への通報は、長崎代官村山等安（後注（516）参照）の台湾遠征準備に関する情報である。等安は一六一五年（元和元年）九月に長崎奉行から高砂国

（台湾）行きの渡海朱印状を受け、兵船の準備を整えていた。琉球はこのことを知り明へ知らせたのである。翌年（一六一六）三月末から四月初め頃、等安の次子秋安を総指揮官とし、明石道友を副将として十三隻の船隊が出発した。しかし船隊は琉球沖で暴風にあつて散り散りになり、一隻は台湾で土着民の襲撃により全滅し、明石道友らの二隻は、五月に福建に到り、東湧島（後注（498））で偵察船の隊長一人を捕虜とし、六月初旬に帰還した。そのほか一部は中国沿岸で明の兵船と衝突を起こして逃

げ帰り、また一部は安南に到り、翌年帰国した。まさに琉球の述べた危惧が適中した形である。その後、明石道友はこの翌年(一六一七)再び福建に到り、捕虜を返還するとともに日明貿易の再開を交渉したが、福建の官憲はこれを拒絶した。この件については次条(七二)も参照されたい。本条及び次条の事件について、岩生成一「長崎代官村山等安の台湾遠征と遣明使」(『台湾帝国大文政史学研究年報』一九三四年)がある。

(485) 蔡塵 生没年不詳。具志堅親雲上。久米村蔡氏(伊計家)初代。一六一〇年、蔡堅の推薦で久米村に入った(『家譜(二)』二五八頁)。「宝案」にこの派遣の執照(「三二二〇」(二月一八日付)と福建布政司からの回答の咨(「〇七一一八」(六月二十二日付)がある。なお注(489)の黄承玄の上奏文によれば、蔡塵の福建到着は四月二十三日である。

(486) 鷄籠山 本来は台湾島の北東端の地名で、当時、台湾をさす呼称の一つ。このほかに明では小琉球・東番など、日本では高山国・高砂などの呼称があった。

(487) 右副都御史 都察院には次官として左・右副都御史各一員が置かれたが、それ以外に総督・巡撫などの職責で地方に出る者を都御史・副都御史・僉都御史に任じた(定員なし)。巡撫福建右副都御史とは福建地方を巡撫する

都察院右副都御史の意(前注(256)御史、参照)。

(488) 黄承玄 万曆四十三年七月から四十五年まで福建巡撫に在任(『明人伝記』六五四頁)。

(489) 以聞 この上奏は黄承玄『鳴鶴堂集』(国立公文書館内閣文庫蔵)巻一に「題琉球咨報倭情疏」として所収。なおこの上奏文から、明は本条の琉球の通報より前の三月中旬に広東で捕らえた海賊から、日本が二十余隻の船を造り台湾を占領しようとしているという情報を得て、警戒中であつたことが知られる。

(490) 東鄙 東の辺境。

(491) 汎地 明清代、軍隊が駐屯して防備する区画の名称。ここでは福建の水軍が防衛する沿岸部をさす。

(492) 東番 明末、台湾の呼称の一つ。諸山は諸島。

(493) 旁収 広範囲に入手する。広くあつめとる。

(494) 瑕を蹈み間を伺う 過失に乗じてすきをうかがう。

(495) 台・礮 台山と礮山(現在の台山列島と四礮列島)。福建省福寧州の外洋にある。

(496) 福寧 福建省福寧州。

(497) 上游 河川の上流、上流域。地勢の優れた地、要地。上級、高位。閩の上流とは福州をさすと思われる。

(498) 東湧 東湧山。馬祖列島の北東の外洋にある。現在の東

引島。

(499) 五虎 五虎山。閩江の河口にある岩礁。閩江へ進入する

航路の目標であり、付近の水域は五虎門と称され、五虎門官母嶼巡検司が置かれた。

(500) 閩の門戸 福建省城（福州）への出入り口。

(501) 澎湖 澎湖嶼。福建省泉州府晋江県に属す。現在の澎湖

列島。現地音により平湖山とも表記する（『宝案』一〇七
一〇二二にその例がある）。明初の海禁により居住民が内地に移されたため、海賊の根拠地となっていた。文禄・

慶長の役が起こり、日本の南進を警戒した明は、万曆二十五年、澎湖島に遊兵を置いた（『読史方輿紀要』巻九
九、泉州府晋江县）。

(502) 漳・泉 福建省漳州府・泉州府。

(503) 八閩 福建省の古名。福建地方を八つの行政区画に分けたことに由来する呼称。

(504) 両浙 浙江省の呼称。浙江（钱塘江）以南を浙東、以北を浙西といい、あわせて両浙と呼んだことにはじまる。

(505) 仮りて：温む 入貢の道すじを忘れないようくりかえし訪ねてくるための口実にする、との意であろう。

(506) 自専 自分の好きなようにする。

(507) 逆観 予想する、予測する。

(51) *明石道友らは前年に拉致した捕虜の送還を名目として

日明交易要求の上奏文を携えて福建に再来した。明側は

彼らを捕らえて訊問し、上奏文の不備を理由に要求を拒否して帰国させた。本条の巡按の上奏はその経緯についての報告である。前年の事件については（七一）総注を参照。

(508) 台山遊 福寧州外洋の台山列島に置かれた沿岸警備のため

の遊兵。ここではその哨戒する海域をさすと思われる。

(509) 董伯起 明石道友らの船が現れたとき、福建巡撫の募集に
に応じて東湧島へ倭船の偵察に行き、明石道友らの捕虜となつて日本に拉致されたが、翌年送還された。

(510) 黄岐 福建省連江县に属す。県東北の半島の突端付近に

あり、閩江へ北側から進入する航路の入り口に面する。

(511) 海道 巡海道・巡視海道ともいう。沿海地方の一省の海防を担当した（前注（42）道、を参照）。福建の海道は漳州に駐した（『万曆会典』巻一一八）。ただし『万曆福州府志』には福州にも巡海道の公署があったことを記す。

(512) 副使 按察司の次官（『太宗実録注（11）按察副使・前注（42）道、を参照）。海道副使は海道に任じられている按察司副使である。

(513) 倭目 倭人の頭目。

(514) 明石道友 村山等安の台湾遠征船隊の副将（（七一）総注を参照）。

- 515) 長岐 長崎をさす。
- 516) 村山等安 ?—一六一九年。長崎の豪商。キリスト教徒。文祿元年(一五九二)、秀吉に長崎代官に任じられ権勢を振るう。その後キリスト教の禁制が進む中で、家康の意を迎えて台湾遠征を行なって失敗し、一六一九年遂に失脚して代官の地位を追われ、処刑された。
- 517) 桃員 等安の福建語音による表記。
- 518) 武蔵総撰 江戸幕府の將軍をさす。
- 519) 監主 主幹する。
- 520) 交関 関連する、かわる。
- 521) 淡水 台湾西北端地方の地名。またその一帯をさす称。
- 522) 北港 台湾中部西側、澎湖列島の対岸付近の地名。
- 523) 道臣 道(前注(42)参照)に同じ。
- 524) 上年の琉球の報 (七一)に引用がある。上年は去年。

熹宗実録注

(1) 熹宗 天啓帝。一六〇五—二七年。第十六代皇帝。在位一六二〇—二七年。若年で即位し政事に興味を示さず、宦官魏忠賢を信任した。魏忠賢は万曆末より激化した官僚らの党争に乗じて実権を掌握し、国政はおおいに乱れた。

(2) 尚豊 一五九〇—一六四〇年。在位一六二二—四〇年。

尚元の第三王子大金武王子朝公(後に尚久王と追贈)の第四子。一六一六年より国相(『世譜附卷』では摂政)。

尚寧に嗣子が無かったため、後をついで即位した。

(3) 蔡堅等：貢す この派遣の使者は毛鳳儀・蔡堅らで、十年の朝貢停止の期限(後注(4)参照)が過ぎたので遣使するむねの礼部あての咨が『宝案』(一八一〇九)(万曆四十九年八月二十一日付)にある。しかし(一八一七)(一八一八)によれば彼らの出発は天啓二年二月(『家譜(二)』二五九頁では三月)で、万曆帝・泰昌帝の死去を知って遣使を遅らせたものと思われる。この派遣についての礼部の回答の咨(〇四一〇六)(天啓三年三月六日付)がある。

また『明実録』には記事がないが(一八一八)(一八一九)によれば、本条の蔡堅らの後に、天啓三年正月に天啓帝の即位慶賀使の馬勝連・林国用ら(派遣の執照(三二二三))と万曆・泰昌兩帝への進香使英梓・蔡錦らが、同年閏十月に進貢使鄭俊ら(派遣の符文(二六二二))が派遣されている。このうち正月派遣の慶賀・進香使については福建布政司からの回答の咨(〇七一三)(天啓五年六月二十二日付)があり、任務を全うしたことが確認される。

(4) 万曆の間：停む 万曆三十七年に薩摩軍が琉球に侵攻した後、日本が琉球を背後で操っていることを警戒し、明が琉球の朝貢を十年間停止させたことをさす(神宗実録(五九)(六六)参照)。

(5) 擬 計画する。立案する。……する予定である。

(6) 另議^{レイギ} 別に討議する。

(二) *礼部の長官が「会同館主事の報告によれば、進貢の外国人への賞賜の衣服や反物の質がきわめて粗悪で使用に耐えないようなものであること、また悪賢い商人はこれらの賞賜の品物を外国人から安価で買い取って市場に預けておき、再び賞賜用の品物を官庁に納める期限がくると、それらを取り出して官庁に正価で納入する。このようなことではいつまでも外国との紛争が絶えないであろう

- う」と事態の改善を進言して、皇帝の許可を得た。
- (7) 林堯俞 ?—一六二六年。天啓三年五月から五年八月まで礼部尚書に在任。『明人伝記』二九五頁。
- (8) 帶管会同館主客司主事 礼部主客清吏司の提督会同館主事に同じか（太祖実録注（157）会同館・孝宗実録注（37）提督会同館礼部主事を参照）。あるいは専管の提督会同館主事が欠員のため、一時的に他の主事が兼任したのか。
- (9) 朽蠹 虫に食われる。
- (10) 披裂 さけてぼろぼろになる。
- (11) 織造 朝廷が必要とする誥勅用の絹帛、儀礼や給賜に用いる冠服などを作るための各種の絹織物の製造をいう。
- (12) 額価 毎年製造して納入するべき規定の数量を額といい、価はその数量にみあう価値の銀をさす。
- (13) 脆悪 破れやすく粗悪である。
- (14) 梯山航海 山にはしごをかけ、海を渡る。苦勞して旅するたとえ。
- (15) 紅袍 袍はワンピース式の長衣である。ここでは明代、一品から四品までの官吏の公服として用いられた緋色の盤領右衽袍（丸えりで右打ちあわせの上衣）をさす（『万曆会典』卷六一）。
- (16) 金帶 三品から四品の官の用いた金の飾り金具をつけた腰帶。袍の上につける。
- (17) 襖 裏つき、あるいは綿入れの上着。腰までの短いものと足首までの長いものがある。
- (18) 異数 異例。特別な礼遇。
- (19) 寓目 目を向ける。じつと見る。
- (20) 尚豊：請乞せしむ 『宝案』にこの時の請封の咨（一八一〇）—（一八一三）と派遣の執照（三二二—三四）があり、正使は蔡廩である。
- (21) 尚豊：進めしむ 『宝案』にこの派遣の咨（一八一二〇）—（一八一三）—（一八一四）と符文（二六二—二六三）があり、正使は蔡延である。なお次条（五）—（八）も同じ派遣に関する記事である。
- (22) 梁世勳 祖先が軍功により保定伯に封じられ、その子の時に保定侯に進封した（『明史』卷一五四）。
- (23) 朱欽相 天啓五年五月から六年九月まで福建巡撫に在任（『明督撫年表』）。本条の上奏はその在任期間中に提出されたはずで、（四）の蔡延の入貢に関する報告が何らかの理由で遅れて記録されたものと思われる。
- (24) 蔡延 一五七五—一六四四年。照屋親雲上。久米村蔡氏（具志家）八世（『家譜（二）』二九七頁）。

(25) 侍郎 六部の次官。各部に左右二員を置いた。

付 録 注

- (1) 崇禎 崇禎帝は一六一一—四四年。第十七代皇帝。在位一六二七—四四年。泰昌帝の第五子。崇禎十七年三月、李自成軍により北京が包囲され、崇禎帝が自殺して明が滅亡したため、崇禎帝の正式な実録は作られなかった。なお廟号ははじめ思宗、まもなく毅宗と改め、清の乾隆年間に壮烈帝と改諡された。
- (2) 崇禎実録 十七卷。編者不詳。官撰ではなく、分量としては少ないが、崇禎帝一代の一貫した記録である。中央研究院歴史語言研究所『明実録』に附録として所収。
- (3) 世子尚豊、入貢す 『宝案』にこの時のものと思われる咨(一八一—二四)(一八一—二五)があり、正使は林国用で、同時に請封の表(一三〇—四)・奏(一三〇—五)(いずれも九月二十五日付)及び請封の甘結(一八一—二三)を持参している。
- (4) 崇禎長編 完本は無く、天啓七年八月から崇禎五年十二月までの記事を収めた六十六巻本と、崇禎十六年十月から十七年までの二巻本(痛史本)がある(中央研究院歴史語言研究所『明実録』に附録として所収)。編者は確定されていないが、六十六巻本の一部に「纂修明史翰林院檢討汪楫編輯」とある。また二巻本については明史館の一員であった万言の撰との説がある(謝国楨『晚明史籍考』一九六八年、芸文印書館、三三〇頁)。
- (5) 何如寵 崇禎元年六月から二年十二月まで礼部尚書に在任。『明人伝記』二七〇頁。なお本条の上奏により、皇帝はすでに尚豊の冊封を許可していたが、冊封使の琉球派遣の是非についての論議が朝廷で再燃していたことが知られる。
- (6) 闕下 天子の宮殿の下。天子。朝廷。
- (7) 請命 任官を願う。辞職を願う。命乞いをする。命令を請う。
- (8) 匠作 工匠。技術者。
- (9) 糜費 浪費する。
- (10) 装設 設置する。ここでいう供億・装設は冊封使渡琉のために必要な種々の物資を民間が調達して船に積載することであろう。
- (11) 万暦の中年：建議 神宗実録(三二二)(四〇)(五〇)等に関連の記事がある。
- (12) 区区 わずか。取るに足りない。いろいろ。
- (13) 北向 君王の座す北の方を向く。

- (14) 翕然 (多くのものが) 一ヶ所に集まるさま。一致して。
- (15) 餉 軍兵の食糧。軍事費。
- (16) 鯨鯢 雌雄のくじら。猛悪で小魚を吞食する大魚。転じて悪人・罪人をいう。ここでは海賊のことか。
- (17) 酌行 斟酌して行う。
- (18) 無外 果てがない。遠方の地。
- (三) 『宝案』に尚豊の冊封使決定を知らせる礼部の咨(四〇八) (崇禎二年六月二十日付) と福建布政使司の咨(一〇八〇三) (崇禎三年六月六日付) がある。また冊封使の来琉が遅れたため、その迎接使派遣に関連する咨が『宝案』の八巻と一九巻に、執照が三三巻に多数残されている。
- (19) 杜三策 尚豊の冊封正使。崇禎六年六月九日から十一月九日まで滞在した。その従客胡靖の著『杜天使冊封琉球真記奇観』がある。
- (20) 楊掄 尚豊の冊封副使。
- (21) 璫禍 天啓年間に市井の無頼漢出身の宦官魏忠賢が、皇帝の信任を得、官僚の党派抗争に乗じて政治の実権を掌握し、東廠(秘密警察)の長官を兼ねて批判者らを次々に肅清し、恐怖政治を行なったことをいう。崇禎帝の即位後、魏忠賢は幽閉されて自殺した。璫は本来宦官の冠の飾りをいい、転じて宦官をさす称。
- (22) 里居 官吏が引退して故郷に帰って居住すること。
- (23) 鼎鑊 鼎と鑊(足付きと足のない二種のかなえ)。古代、調理に用いた。また釜ゆでの刑。
- (24) 日月 皇帝と皇后のたとえ。ここでは魏忠賢のために失脚して故郷に隠棲していた杜三策が、再び任官して皇帝に朝見できたことをいう。
- (25) 日有らん 長い日時がかかる。
- (26) 摧折 挫折する。
- (27) 除 除去する。官位を授ける。ここでは文意にそぐわず、誤りの可能性がある。
- (28) 規製 建築物の規模や形、構造。器具の型式。
- (29) 艦 竜骨。艦とも書く(陳希育『中国帆船与海外貿易』廈門大学出版社、一九九一年、三九六頁)。
- (30) 桅 帆柱。
- (31) 関中 陝西省をさす。
- (32) 木植 柱。木材。
- (33) 工価 手間賃、加工費。建築・生産における人件費。
- (34) 事権 事の勢い。事に伴う権、職権、政事の権。
- (35) 耳目の臣 天子の耳や目となって働く臣下。監察の任に当る官をさす称。通例は御史大夫、監察御史をさすが、ここでは同様の役目を負う六科の官(杜三策は戸科給事

- 中)をいう。
- (36) 不時 隨時。いつでも、常に。また時節に合わない。
- (37) 参奏 弾劾の上奏をする。
- (38) 工課 学生などに与えて規定時間内に完成させるべき文字・読書などの課題。ここでは冊封の準備をさす。
- (39) 久稽 長期にわたり滞る。時間が長くなり遅れる。
- (40) 同知 長官を補佐する副官(佐二官)の称。明代、府・州に置かれた。
- (41) 委 委任する。
- (42) 董 監督する。とりしまる。
- (43) 流寇 流賊。各地を荒らしまわる賊。
- (44) 充斥 多く現れる。はびこる。
- (45) 所在 存在する所、至る所。またある地方に駐在する官をさす称。ここでは福建地方の官。
- (46) 見 現に同じ。
- (47) 紅彝 紅夷・紅毛番ともいい、オランダ人をさす。ポルトガル人やスペイン人に遅れて東アジアにやって来たオランダ人は一六二二年に澎湖諸島を占領し、続いて台湾に移る。一六二四年、現在の台南付近にゼーランディア城を建設し、一六四二年、台湾北部に拠っていたスペイン人を追い払って台湾全島を占領したが、一六六一年に鄭成功により台湾を追われた。
- (48) 該省 当該の省、その省。ここでは福建をさす。
- (49) 秦越の如し 秦・越は春秋時代の国家。遠く離れていて、相互に関わりのないことのとたとえとされる。
- (50) 覆 ここではおそらく杜三策の上奏と共に提出された礼部の覆奏があつて、それをさしていったものと思われる。
- (51) 東宮 皇太子。崇禎帝の長子慈煥の立太子を布告する詔勅が『宝案』(二〇二一四)にある。また福建布政司の咨(二〇八一〇二)によれば、この詔書は(四)の使者林国用らが帰国時にもたらしたものである。これを受けて慶賀使毛時燿・鄭子孝らが派遣された。慶賀の表(一三〇七)・箋(一三〇八)、慶賀使派遣の咨(一九一〇八)、符文(二六一二四)、執照(三三〇六)がある。
- (52) 南渡録 六卷。李清撰。明の滅亡後、南京で即位した弘光帝(福王朱由崧)の時期の記録(『南明史料(八種)』江蘇地方文献叢書、江蘇古籍出版社、一九九九に所収)。
- (53) 入貢す 次条(八)(九)も同じ進貢に関する記事である。本条は貢使が福建に到着したという報告に基づくものである。『宝案』にこの時の進貢の表(一三二二〇)・箋(一三二二三)と、同時に持参した請封の奏(一三二二二)・咨(二〇二二二)(二〇二二四)、甘結(二〇二二六)、白糸購入を請う奏(一三二二二)・咨(二〇二二二)、進貢船の消息を問う咨(二〇二二五)、及び派遣の符文(二六

「三二一」、執照〔三三二二五〕〔三三二二六〕があり、正使は金応元である。またこの時請願した白糸購入を許可するむねの南京礼部の回答の咨〔三六〇一〕と、これに関連する南京礼部から福建布政司あての照会〔三六〇二〕〔三六〇三〕がある。

(54) 明季南略 十八卷。計六奇撰。一六七一年成る。『明季北略』の姉妹編。一六四四―一六五年の間の張獻忠（明末の叛乱指導者の一人）の行動や南明の事跡を記す。

(55) 尚賢 一六二五―一四七年。在位一六四一―一四七年。尚豊の第三子。一時蔡堅の養子となる。冊封使の派遣を待たず死去した。

(56) 襲を告す この時、尚豊の死去を報告し、冊封を求めて上奏した（前注〔55〕参照）。

(57) 金応元 一五九〇―一六五三年。与那嶺親雲上。久米村金氏（具志堅家）七世（『家譜（二）』五八頁）。

(58) 入朝す 本条の時点で南京の弘光帝の朝廷において朝見したものと思われる。

『明実録』の琉球史料(二)訂正

一、孝宗実録(一四)に総注を追加。

(一四) *本条にある会同館の規則の改変(新例)の原因について、『明実録』弘治十三年(一五〇〇)二月己亥(十五日)の条に記事がある。それは会同館に宿泊中の女直の都指揮二人が争って一方が殺害される事件が起きたため、関係各官庁が今後施行すべき厳重な防禁対策を決定した、というものである。本条の最後に礼部が「殺人事件が起こったときは提督官(すなわち提督会同館主事)の責任を問う」と述べていることからみても、本条にいう新例は上記の殺人事件を契機として弘治十三年二月中旬以降に施行されたと考えられる。このため約一年間、すべての外国使臣は会同館からの自由な外出を禁止されていたが、本条の劉綱の上奏と礼部の賛同意見により、従来通り朝鮮・琉球は外出制限なし、他の外国は五日に一回の外出に戻った。

また『朝鮮王朝実録』にも同じ劉綱の上奏に関する記事がある。これにより外国使臣の外出、交易の制限の強化はかえって問題を生じるおそれがある、という劉綱の

上奏の意図が明確になる。「提督会同館礼部主事劉綱上書云、外国人防禁出入、夷情憤怒、慮恐生事。請依前例、諸国夷人則五日一次許出買売、朝鮮・琉球二国頗知礼義、自行買売、允為便益。朝廷許之」(燕山君七(弘治十四)年三月丙子の条)。これと本条の記事をあわせてみると外国使臣の会同館からの外出の目的が交易であったという実態がわかる。

二、孝宗実録 注(40)「旧例は…一概に革去す」の注釈中、「その後、世宗実録(一四)嘉靖十三年…弛められた」を削除。
三、世宗実録 注(52)をさしかえ。

(52) 已にして亦た五日に一出せしむ 本条のこの部分だけを讀むと、琉球・朝鮮の両国がこれ以前に五日に一回に外出制限されていたように解釈される。しかし朝鮮側の関係史料を検討すると、この制限は実は朝鮮だけに適用されたもので、琉球とは無関係であったと判断できる。『朝鮮王朝実録』中宗十七(嘉靖元)年二月庚辰の条に聖節使の帰国報告があり、その中に「通事金利錫買官本書冊。礼部郎中孫存見之、怒執牙子、著枷立街上三十余日。以序班不能禁、並移咨刑部、論罪。禁本国人不許浪出於外。」とあり、朝鮮の通事が禁制の書物を購入したことが発覚し、この時から朝鮮の使臣は会同館から自由に外出することを禁止されたのである。外出禁止はその後も継続し

たため、嘉靖十三年に解禁を要請してようやく五日に一回の外出を許可されたが、これもまだ不満であるとして、同年、再度咨文を礼部に送って解禁を求めた。それが本条にいう朝鮮国王の請である。そして礼部の上奏により旧例通り毎日自由に会同館を出入することを許可された。ただし実体としては監視が厳しく、従前のような自由はついに得られなかったという（『朝鮮王朝実録』中宗二十九年四月丁酉・同年八月丙申、中宗三十年正月壬申の条などによる）。

20画	議処	神宗実録	222	(三)	72
	議奏	神宗実録	298	(三)	82
	飄洧	神宗実録	63	(三)	60
21画	灌頂真修妙応国師	宣宗実録	93	(一)	107
	顧佐(人)	宣宗実録	40	(一)	103
	饋送	憲宗実録	126	(二)	105
	饒州(地)	太宗実録	74	(一)	94
22画	攢手	神宗実録	60	(三)	60
	襲衣	太祖実録	32	(一)	67
	襲封	神宗実録	155	(三)	69
	襴衫	太祖実録	145	(一)	79
	贖罪	英宗実録	71	(二)	80
	韃官	宣宗実録	48	(一)	104
	韃鞞	太宗実録	40	(一)	92
23画	羈留	世宗実録	94	(二)	123
	邏卒	太祖実録	137	(一)	78
24画	羈縻	神宗実録	483	(三)	92
25画	罅隙	神宗実録	369	(三)	86

18画	藩維	英宗実録	254	(二)	94	
	藩屏	英宗実録	259	(二)	94	
	藍玉(人)	太祖実録	106	(一)	76	
	襖	熹宗実録	17	(三)	97	
	覆す	世宗実録	130	(二)	125	
	覆奏	英宗実録	57	(二)	79	
	覬望	世宗実録	227	(二)	130	
	鞫	英宗実録	66	(二)	79	
	謫	英宗実録	196	(二)	86	
	邇年	憲宗実録	122	(二)	105	
	醢	英宗実録	94	(二)	81	
	醬	英宗実録	95	(二)	81	
	鎮里(地)	太祖実録	59	(一)	70	
	鎮圧	神宗実録	94	(三)	63	
	鎮守	憲宗実録	76	(二)	102	
	鎮守太監	憲宗実録	91	(二)	103	
	鎮巡等の官	神宗実録	4	(三)	53	
	鎮南州(地)	宣宗実録	86	(一)	106	
	鎮撫司	世宗実録	162	(二)	127	
	闕下	世宗実録	209	(二)	129	
	額価	熹宗実録	12	(三)	97	
	題す	神宗実録	143	(三)	67	
	題准	神宗実録	465	(三)	91	
	題請	神宗実録	333	(三)	85	
	驗	太祖実録	116	(一)	77	
	驗放	世宗実録	5	(二)	117	
	駢首	神宗実録	196	(三)	71	
	19画	嚮導	世宗実録	176	(二)	127
		攀安知(人)	太祖実録	181	(一)	84
		麓川	太宗実録	39	(一)	92
		羅	太祖実録	30	(一)	67
		鎚	世宗実録	234	(二)	130
		鞞鞋	神宗実録	68	(三)	61
鯨鯢		付録	16	(三)	100	
鷄籠山(地)		神宗実録	486	(三)	93	
鷄鶩		神宗実録	14	(三)	54	
20画		攘奪	世宗実録	99	(二)	123
		籍記	太宗実録	32	(一)	91
	蘇・松(地)	神宗実録	188	(三)	71	
	蘇州(地)	英宗実録	249	(二)	93	
	蘇木	太祖実録	112	(一)	77	
	蘇門答刺(地)	太祖実録	191	(一)	85	

16画	館穀	宣宗実録	79	(一)	106
17画	優異	世宗実録	195	(二)	128
	優容	英宗実録	115	(二)	82
	懋遷	神宗実録	46	(三)	59
	擬	熹宗実録	5	(三)	96
	檄示	世宗実録	237	(二)	130
	璫禍	付録	21	(三)	100
	糜費	付録	9	(三)	99
	繇	神宗実録	345	(三)	86
	聽候	英宗実録	136	(二)	83
	聽水察土	神宗実録	33	(三)	56
	聽用	世宗実録	129	(二)	125
	鯁	付録	29	(三)	100
	艱婦	神宗実録	214	(三)	72
	蕭近高(人)	神宗実録	257	(三)	74
	蕭崇業(人)	神宗実録	17	(三)	54
	薛三才(人)	神宗実録	114	(三)	65
	螺殼	英宗実録	47	(二)	78
	覽邦(地)	太祖実録	166	(一)	83
	謙道宋設(人) → 宋設	世宗実録	16	(二)	118
	謝杰(人)	神宗実録	18	(三)	54
	賻	太宗実録	18	(一)	89
	蹇義(人)	太宗実録	25	(一)	90
	邀擊	世宗実録	140	(二)	125
	鍍金花帶	憲宗実録	52	(二)	101
	鍍金銀印	太祖実録	80	(一)	75
	闊生絹匹	英宗実録	281	(二)	95
	韓文(人)	憲宗実録	34	(二)	100
	黜	英宗実録	208	(二)	87
	嚴刑訊鞠	世宗実録	163	(二)	127
	嚴嵩(人)	世宗実録	154	(二)	126
	嚴誠(人)	英宗実録	252	(二)	94
18画	朦朧	英宗実録	203	(二)	86
	織金	太祖実録	27	(一)	66
	織金蟒竜羅衣	憲宗実録	36	(二)	100
	織錦	英宗実録	181	(二)	85
	織造	熹宗実録	11	(三)	97
	繕聚	神宗実録	432	(三)	90
	繪帛	太祖実録	74	(一)	73
	職貢	英宗実録	13	(二)	76
	藉口	世宗実録	158	(二)	126
	藉称	神宗実録	460	(三)	91

16画	錦幣	世宗實錄	73	(二)	122
	麩餼	神宗實錄	334	(三)	85
	麩膳	太宗實錄	66	(一)	94
	麩米	英宗實錄	93	(二)	81
	麩饌	憲宗實錄	140	(二)	106
	憲宗(人)	憲宗實錄	1	(二)	98
	憲体	英宗實錄	74	(二)	80
	憑祥県(地)	宣宗實錄	33	(一)	103
	憑陵	英宗實錄	104	(二)	81
	懷安県(地)	憲宗實錄	71	(二)	102
	懷機(人)	太宗實錄	102	(一)	97
	懷得(人)	太宗實錄	70	(一)	94
	擅	英宗實錄	68	(二)	79
	整飭	神宗實錄	449	(三)	90
	暹羅(地)	太祖實錄	58	(一)	69
	暹羅國王悉里麻哈頼(人)	英宗實錄	61	(二)	79
	暹羅斛(地)	太祖實錄	96	(一)	75
	激勸	神宗實錄	87	(三)	63
	潞江安撫	太宗實錄	79	(一)	95
	熹宗(人)	熹宗實錄	1	(三)	96
	盧勝(人)	憲宗實錄	92	(二)	103
	穆源德(人) → 源德	世宗實錄	229	(二)	130
	穆宗(人)	穆宗實錄	1	(三)	51
	窺竊	神宗實錄	310	(三)	83
	縱火	憲宗實錄	129	(二)	105
	翰林院	神宗實錄	26	(三)	55
	翰林待詔	太宗實錄	14	(一)	89
	輿販	神宗實錄	340	(三)	85
	薄海	英宗實錄	10	(二)	76
	衛所	神宗實錄	365	(三)	86
	諱	世宗實錄	184	(二)	128
	諭	神宗實錄	131	(三)	67
	諭遣	神宗實錄	448	(三)	90
	諭祭	英宗實錄	178	(二)	85
	輸納	世宗實錄	217	(二)	129
	還次	憲宗實錄	79	(二)	102
	還職	英宗實錄	73	(二)	80
	避嫌	英宗實錄	201	(二)	86
	錠	太祖實錄	133	(一)	78
	闞者	太宗實錄	47	(一)	92
	頭目	太宗實錄	111	(一)	97
	館駅	宣宗實錄	80	(一)	106

15画	蔡曦 (人)	……	憲宗実録	155	(二)	107	
	蔡奎 (人)	……	神宗実録	171	(三)	69	
	蔡堅 (人)	……	神宗実録	468	(三)	91	
	蔡璋 (人)	……	憲宗実録	78	(二)	102	
	蔡璋 (人)→	成化十一年…患を為すに因り…	武宗実録	5	(二)	115	
	蔡常 (人)	……	神宗実録	52	(三)	59	
	蔡讓 (人)	……	英宗実録	157	(二)	84	
	蔡進 (人)	……	武宗実録	20	(二)	116	
	蔡崇 (人)→	祖	……	憲宗実録	14	(二)	99
	蔡遷 (人)	……	武宗実録	25	(二)	116	
	蔡朝器 (人)	……	神宗実録	13	(三)	54	
	蔡朝用 (人)	……	世宗実録	127	(二)	125	
	蔡廷美 (人)	……	世宗実録	21	(二)	118	
	蔡哲 (人)	……	英宗実録	291	(二)	96	
	蔡廔 (人)	……	神宗実録	485	(三)	93	
	蔡賓 (人)	……	憲宗実録	136	(二)	106	
	蔣洲 (人)	……	世宗実録	182	(二)	127	
	請命	……	付録	7	(三)	99	
	賞	……	武宗実録	17	(二)	115	
	質審	……	神宗実録	185	(三)	70	
	賓天	……	孝宗実録	16	(二)	109	
	遷延	……	英宗実録	199	(二)	86	
	遼東 (地)	……	神宗実録	389	(三)	87	
	鄭玖 (人)	……	孝宗実録	24	(二)	110	
	鄭暁 (人)	……	神宗実録	157	(三)	69	
	鄭顒 (人)	……	英宗実録	128	(二)	82	
	鄭憲 (人)	……	世宗実録	232	(二)	130	
	鄭子孝 (人)	……	神宗実録	291	(三)	81	
	鄭週 (人)	……	神宗実録	50	(三)	59	
	鄭長 (人)	……	英宗実録	90	(二)	81	
	鄭礼 (人)	……	神宗実録	55	(三)	59	
	鋪戸	……	孝宗実録	44	(二)	112	
	鋪行	……	孝宗実録	41	(二)	112	
	銷尽	……	太祖実録	154	(一)	80	
	養贍	……	孝宗実録	67	(二)	114	
	餉	……	付録	15	(三)	100	
	駝	……	英宗実録	166	(二)	84	
	駝紐	……	太祖実録	99	(一)	76	
	黎濬 (人)	……	英宗実録	173	(二)	85	
16画	壇頭 (地)	……	神宗実録	384	(三)	87	
	寰宇	……	太祖実録	89	(一)	75	
	鋪衣衛	……	英宗実録	162	(二)	84	

14画	駅伝	太宗実録	90	(一)	96
	鄔梅住尼(人)	太宗実録	107	(一)	97
	鳳陽巡撫	世宗実録	174	(二)	127
	鳳陽臨淮(地)	太祖実録	119	(一)	77
15画	儀物	憲宗実録	35	(二)	100
	僻居	英宗実録	294	(二)	97
	劉儉(人)	英宗実録	253	(二)	94
	劉元霖(人)	神宗実録	126	(三)	66
	劉亢(人) → 辺信・劉亢	太宗実録	13	(一)	89
	劉宣(人)	孝宗実録	11	(二)	109
	劉楚先(人)	神宗実録	150	(三)	68
	劉遜(人)	英宗実録	148	(二)	83
	器械	英宗実録	133	(二)	83
	審知	神宗実録	127	(三)	66
	慶賀	世宗実録	3	(二)	117
	憂	神宗実録	247	(三)	74
	撥	世宗実録	113	(二)	124
	撫・鎮	神宗実録	363	(三)	86
	撫按	神宗実録	160	(三)	69
	撫臣	神宗実録	110	(三)	65
	撫綏	英宗実録	137	(二)	83
	横被	神宗実録	446	(三)	90
	横肆	世宗実録	95	(二)	123
	權	英宗実録	244	(二)	93
	權宜	世宗実録	210	(二)	129
	樊献科(人)	世宗実録	194	(二)	128
	潮陽(地)	世宗実録	86	(二)	123
	潘榮(人)	英宗実録	289	(二)	96
	監軍	神宗実録	32	(三)	56
	監察御史	太宗実録	76	(一)	95
	監司	神宗実録	364	(三)	86
	監主	神宗実録	519	(三)	95
	盤獲	神宗実録	184	(三)	70
	盤駭	神宗実録	324	(三)	85
	稽	憲宗実録	42	(二)	100
	稽緩	英宗実録	103	(二)	81
	窮島	世宗実録	142	(二)	125
	緝獲	憲宗実録	38	(二)	100
	緬夷南に侵擾す	神宗実録	76	(三)	61
	蔡璟(人)	憲宗実録	9	(二)	98
	蔡延(人)	熹宗実録	24	(三)	97
	蔡瀚(人)	世宗実録	24	(二)	119

14画	漳州（地）	世宗実録	82	（二）	122
	漳州府竜溪県（地）	宣宗実録	38	（一）	103
	漫泰来結制（人）	英宗実録	29	（二）	77
	漏報	英宗実録	36	（二）	77
	疑似	神宗実録	190	（三）	71
	疑式	神宗実録	332	（三）	85
	管辦	世宗実録	207	（二）	129
	箝束	憲宗実録	128	（二）	105
	箋	太祖実録	40	（一）	67
	綺	太祖実録	72	（一）	73
	綱	太祖実録	9	（一）	65
	綵絹	太宗実録	105	（一）	97
	綵段	太祖実録	184	（一）	84
	綵幣表裏	太宗実録	38	（一）	92
	緇巾	太祖実録	146	（一）	79
	総管	神宗実録	285	（三）	81
	総督倉場	神宗実録	231	（三）	73
	総兵官	神宗実録	305	（三）	82
	蒼生	英宗実録	150	（二）	83
	閩（地）	神宗実録	109	（三）	65
	閩越（地）	太祖実録	15	（一）	65
	閩・広の二舶	神宗実録	40	（三）	57
	閩人三十六姓	神宗実録	282	（三）	77
	閩中	英宗実録	295	（二）	97
	褡褳	神宗実録	22	（三）	55
	誥	憲宗実録	16	（二）	99
	誥命	太宗実録	95	（一）	96
	説者	神宗実録	480	（三）	92
	読詩（人）	憲宗実録	12	（二）	98
	読書	太祖実録	131	（一）	78
	趙參魯（人）	神宗実録	77	（三）	62
	銀鼠	英宗実録	190	（二）	86
	銃鉄	神宗実録	355	（三）	86
	錢	太宗実録	23	（一）	90
	閣浅	宣宗実録	68	（一）	105
	関給	英宗実録	285	（二）	95
	関中（地）	付録	31	（三）	100
	関文	神宗実録	69	（三）	61
	領	憲宗実録	3	（二）	98
	領回	英宗実録	85	（二）	81
	領封	神宗実録	154	（三）	69
	馱騎	世宗実録	108	（二）	124

13画	董伝策 (人)	世宗実録	151	(二)	126
	董伯起 (人)	神宗実録	509	(三)	94
	董卜韓胡宣慰使	太宗実録	110	(一)	97
	董旻 (人)	憲宗実録	103	(二)	104
	虜使	世宗実録	53	(二)	121
	衙門	神宗実録	435	(三)	90
	該国	神宗実録	162	(三)	69
	該部	英宗実録	108	(二)	81
	詭逆	世宗実録	100	(二)	123
	誇詡	神宗実録	462	(三)	91
	詩	太祖実録	86	(一)	75
	資	英宗実録	48	(二)	78
	資糧	世宗実録	107	(二)	124
	辞	世宗実録	212	(二)	129
	遏阻	神宗実録	368	(三)	86
	違錯	孝宗実録	48	(二)	112
	違式	神宗実録	371	(三)	86
	遠意	英宗実録	21	(二)	76
	遠人	神宗実録	104	(三)	64
	遠邇	太祖実録	7	(一)	65
	遣	憲宗実録	58	(二)	101
	遣還	世宗実録	9	(二)	117
	鉄釜	太祖実録	48	(一)	68
	雍熙	英宗実録	19	(二)	76
	靴條	太宗実録	57	(一)	94
	靴鞮	太祖実録	42	(一)	67
	鼎鑊	付録	23	(三)	100
	塩井衛	英宗実録	273	(二)	94
14画	嘔罕河衛	英宗実録	125	(二)	82
	嘉河等の衛	英宗実録	3	(二)	75
	嘉尚	英宗実録	20	(二)	76
	嘉靖帝 (人) → 世宗	世宗実録	1	(二)	117
	夥長	神宗実録	223	(三)	72
	察度 (人)	太祖実録	22	(一)	66
	寧区 (地)	神宗実録	379	(三)	87
	寧波 (地)	宣宗実録	76	(一)	106
	徳川家康 (人) → 家康	神宗実録	388	(三)	87
	徳川秀忠 (人) → 源秀忠	神宗実録	383	(三)	87
	摧折	付録	26	(三)	100
	幹難河等の衛	太宗実録	82	(一)	95
	寨官	太祖実録	129	(一)	78
	榜葛刺 (地)	英宗実録	76	(二)	80

13画	愆期	神宗実録	370	(三)	86
	鄒榦(人)	憲宗実録	53	(二)	101
	戡定	太祖実録	17	(一)	65
	構陷	世宗実録	157	(二)	126
	新羅(地)	太宗実録	64	(一)	94
	楊勲(人)	英宗実録	64	(二)	79
	楊載(人)	太祖実録	6	(一)	65
	楊方亨(人)	神宗実録	145	(三)	68
	楊掄(人)	付録	20	(三)	100
	歳解の濟辺の銀両	神宗実録	80	(三)	62
	源義教(人)	英宗実録	8	(二)	76
	源義晴(人)	世宗実録	27	(二)	119
	源秀忠(人)	神宗実録	383	(三)	87
	源道義(人)	宣宗実録	66	(一)	105
	源徳(人)	世宗実録	229	(二)	130
	滄溟	太祖実録	81	(一)	75
	煙瘴	世宗実録	165	(二)	127
	瑞安県(地)	宣宗実録	74	(一)	106
	瑞佐(人) → 中林	世宗実録	15	(二)	118
	督罕河衛	英宗実録	119	(二)	82
	禍本	世宗実録	179	(二)	127
	禁戢	英宗実録	112	(二)	82
	禁約	英宗実録	234	(二)	91
	禅師	宣宗実録	88	(一)	107
	福建の守臣	孝宗実録	50	(二)	112
	福建市舶司 → 閩・広の二舶	神宗実録	40	(三)	57
	福州	英宗実録	89	(二)	81
	福寧(地)	神宗実録	496	(三)	93
	福余衛	宣宗実録	35	(一)	103
	稟仰	神宗実録	406	(三)	88
	節	英宗実録	179	(二)	85
	節冊	世宗実録	197	(二)	128
	継述	英宗実録	256	(二)	94
	絹	太祖実録	149	(一)	79
	置造	英宗実録	235	(二)	91
	群生	英宗実録	18	(二)	76
	聖裁	神宗実録	183	(三)	70
	聖明	神宗実録	425	(三)	89
	肄業	憲宗実録	139	(二)	106
	舅	太宗実録	33	(一)	91
	葛林等の衛	宣宗実録	94	(一)	107
	董	神宗実録	221	(三)	72

12画	補造	憲宗実録	150	(二)	106
	詔探	神宗実録	398	(三)	88
	詔	英宗実録	144	(二)	83
	詔獄	世宗実録	118	(二)	124
	詔冊	世宗実録	193	(二)	128
	詔命	太宗実録	28	(一)	90
	貴州宣慰使	太祖実録	179	(一)	84
	貫減	世宗実録	185	(二)	128
	貼裏	神宗実録	23	(三)	55
	買辦	英宗実録	250	(二)	93
	過違	武宗実録	6	(二)	115
	達官	英宗実録	189	(二)	86
	達思蛮(地)	英宗実録	224	(二)	90
	達勃期(人)	太宗実録	93	(一)	96
	達虜北に猖獗し	神宗実録	74	(三)	61
	達魯加尼(人)	世宗実録	2	(二)	117
	道	神宗実録	42	(三)	58
	遥授	世宗実録	199	(二)	128
	遥拜	世宗実録	223	(二)	129
	量修	武宗実録	11	(二)	115
	鈹花金帯	憲宗実録	48	(二)	100
	鈔	太祖実録	44	(一)	67
	鈔貫	英宗実録	279	(二)	95
	鈔錠	太祖実録	98	(一)	75
	鈔幣	太宗実録	27	(一)	90
	鈔幣表裏	太宗実録	101	(一)	97
	鈐記	神宗実録	279	(三)	76
	開読	憲宗実録	4	(二)	98
	間関	神宗実録	272	(三)	75
	隄防	神宗実録	91	(三)	63
	陽城(人)	憲宗実録	153	(二)	107
	須文達那(地)	太祖実録	169	(一)	83
	順帯	英宗実録	159	(二)	84
	順搭	英宗実録	223	(二)	90
	馮公等の嶺(地)	宣宗実録	81	(一)	106
13画	催請	神宗実録	414	(三)	88
	勸借	孝宗実録	56	(二)	113
	塞官	太宗実録	71	(一)	94
	填給	神宗実録	200	(三)	71
	奨諭	穆宗実録	10	(三)	51
	廉幹	神宗実録	30	(三)	56
	愛和衛	英宗実録	117	(二)	82

12画	朝鮮国王李懌(人) ……………	武宗実録	16	(二)	115
	朝服 ……………	太祖実録	170	(一)	83
	欽めや ……………	英宗実録	180	(二)	85
	温州府(地) ……………	宣宗実録	72	(一)	106
	満刺加(地) ……………	英宗実録	77	(二)	80
	渤泥(尼)(地) ……………	太祖実録	63	(一)	72
	無外 ……………	付録	18	(三)	100
	無外の化 ……………	神宗実録	373	(三)	86
	無稽 ……………	世宗実録	211	(二)	129
	琛宝 ……………	世宗実録	216	(二)	129
	番錫 ……………	孝宗実録	52	(二)	112
	番戎西に蠢動し ……………	神宗実録	75	(三)	61
	番梢 ……………	英宗実録	91	(二)	81
	番人 ……………	英宗実録	191	(二)	86
	番僧 ……………	神宗実録	301	(三)	82
	番族 ……………	神宗実録	302	(三)	82
	番伴 ……………	英宗実録	192	(二)	86
	蕃邦 ……………	英宗実録	25	(二)	76
	疎虞 ……………	神宗実録	443	(三)	90
	着 ……………	神宗実録	90	(三)	63
	硫黄 ……………	太祖実録	69	(一)	73
	稍水 ……………	世宗実録	114	(二)	124
	程安(人) ……………	英宗実録	26	(二)	76
	程鴻(人) ……………	英宗実録	219	(二)	90
	程復(人) ……………	太宗実録	72	(一)	94
	程鵬(人) ……………	英宗実録	270	(二)	94
	程優(人) ……………	太祖実録	138	(一)	78
	程璉(人) ……………	孝宗実録	62	(二)	113
	童守宏(人) ……………	英宗実録	229	(二)	91
	給価 ……………	英宗実録	39	(二)	77
	給事中 ……………	太宗実録	12	(一)	89
	結状 ……………	世宗実録	42	(二)	120
	結制 ……………	太宗実録	7	(一)	87
	結致 ……………	太祖実録	109	(一)	76
	絨錦 ……………	太宗実録	9	(一)	89
	絶域 ……………	世宗実録	183	(二)	128
	翕然 ……………	付録	14	(三)	100
	葉向高(人) ……………	神宗実録	408	(三)	88
	葉宗満(人) ……………	世宗実録	181	(二)	127
	葉稠(人) ……………	憲宗実録	87	(二)	103
	裁奪 ……………	世宗実録	36	(二)	120
	装設 ……………	付録	10	(三)	99

11画	野木河衛	宣宗実録	45	(一)	104
	陳華 (人)	神宗実録	313	(三)	84
	陳侃 (人)	世宗実録	43	(二)	120
	陳義 (人)	武宗実録	27	(二)	116
	陳子貞 (人)	神宗実録	296	(三)	82
	陳秀芳 (人)	太宗実録	94	(一)	96
	陳奏	神宗実録	299	(三)	82
	陳二官 (人) → 成化十一年…患を為すに因り…	武宗実録	5	(二)	115
	陳二觀 (人)	憲宗実録	72	(二)	102
	陳賦 (人)	世宗実録	75	(二)	122
	陳傅 (人)	英宗実録	176	(二)	85
	陳友諒 (人)	太祖実録	13	(一)	65
	陪臣	太宗実録	5	(一)	87
	陪臣の子五人	世宗実録	124	(二)	124
	隆慶帝 (人) → 穆宗	穆宗実録	1	(三)	51
	陵逼	神宗実録	463	(三)	91
	勒	英宗実録	99	(二)	81
	麻勃都 (人)	孝宗実録	19	(二)	109
	黄岐 (地)	神宗実録	510	(三)	94
	黄承玄 (人)	神宗実録	488	(三)	93
	黄蕭養の乱	英宗実録	236	(二)	91
12画	儻従	太祖実録	104	(一)	76
	備	世宗実録	102	(二)	123
	勤至	英宗実録	15	(二)	76
	喫緊	神宗実録	98	(三)	64
	喬穀 (人)	英宗実録	228	(二)	91
	善住古耶 (人)	太宗実録	4	(一)	87
	塔山等の衛	英宗実録	186	(二)	86
	報聞	神宗実録	259	(三)	74
	寓目	熹宗実録	19	(三)	97
	尋常	神宗実録	403	(三)	88
	彭亨 (地)	太祖実録	167	(一)	83
	彭湖 (地)	神宗実録	501	(三)	94
	御史	神宗実録	256	(三)	74
	提挙	英宗実録	45	(二)	77
	提督会同館礼部主事	孝宗実録	37	(二)	111
	景轍玄蘇 (人) → 玄蘇	神宗実録	382	(三)	87
	智仙鶴翁 (人) → 勅を齎し之を転諭せしむ…	世宗実録	19	(二)	118
	曾朝節 (人)	神宗実録	216	(三)	72
	朝鮮 (地)	太祖実録	163	(一)	81
	朝鮮国の漂流せる人口	世宗実録	111	(二)	124
	朝鮮国王李禔 (人)	太宗実録	108	(一)	97

11画	章瑾 (人)	英宗実録	200	(二)	86
	符	太祖実録	85	(一)	75
	紬	太祖実録	148	(一)	79
	紵糸	太宗実録	15	(一)	89
	累	憲宗実録	82	(二)	103
	脚力	神宗実録	202	(三)	71
	舵工	神宗実録	224	(三)	72
	著して令と為せ	英宗実録	51	(二)	78
	莫宏灑 (人)	世宗実録	239	(二)	130
	規製	付録	28	(三)	100
	許国 (人)	神宗実録	71	(三)	61
	許孚遠 (人)	神宗実録	111	(三)	65
	訪察	憲宗実録	73	(二)	102
	訳審	憲宗実録	23	(二)	99
	訳問	神宗実録	181	(三)	70
	貨易	世宗実録	50	(二)	121
	貨殖	英宗実録	49	(二)	78
	貨幣	太祖実録	94	(一)	75
	貨利	世宗実録	98	(二)	123
	貨賄	憲宗実録	28	(二)	99
	貫籍	英宗実録	202	(二)	86
	責成	神宗実録	218	(三)	72
	責令	神宗実録	204	(三)	71
	転	神宗実録	206	(三)	71
	転解	神宗実録	66	(三)	60
	転餉	神宗実録	423	(三)	89
	進香	孝宗実録	18	(二)	109
	進士	孝宗実録	33	(二)	111
	郭安国 (人)	神宗実録	419	(三)	89
	郭国安 (人) → 郭安国	神宗実録	419	(三)	89
	郭汝霖 (人)	世宗実録	169	(二)	127
	都・布・按三司	憲宗実録	88	(二)	103
	都給事中	憲宗実録	32	(二)	100
	都察院	英宗実録	70	(二)	79
	都司	太祖実録	120	(一)	77
	都指揮僉事	宣宗実録	3	(一)	101
	都指揮同知	太祖実録	121	(一)	77
	都通事	神宗実録	54	(三)	59
	都督	太宗実録	78	(一)	95
	部議	神宗実録	439	(三)	90
	部覆	神宗実録	243	(三)	74
	野人女直	太宗実録	37	(一)	91

11画	掩捕	世宗実録	90	(二)	123
	推補	神宗実録	84	(三)	62
	族人	宣宗実録	34	(一)	103
	曹学程 (人)	神宗実録	142	(三)	67
	械	英宗実録	67	(二)	79
	梯航	世宗実録	214	(二)	129
	梯山航海	熹宗実録	14	(三)	97
	梁応 (人)	憲宗実録	57	(二)	101
	梁応 (人) → 都通事	神宗実録	54	(三)	59
	梁回 (人)	英宗実録	156	(二)	84
	梁寛 (人)	武宗実録	23	(二)	116
	梁求保 (人)	英宗実録	42	(二)	77
	梁燦 (人)	神宗実録	53	(三)	59
	梁顕 (人)	世宗実録	109	(二)	124
	梁炫 (人)	世宗実録	106	(二)	123
	梁梓 (人)	世宗実録	77	(二)	122
	梁灼 (人)	世宗実録	242	(二)	131
	梁炤 (人)	穆宗実録	12	(三)	51
	梁世勲 (人)	熹宗実録	22	(三)	97
	梁椿 (人)	世宗実録	47	(二)	120
	梁德 (人)	孝宗実録	21	(二)	109
	梁能 (人)	武宗実録	18	(二)	116
	梁珉 (人)	太祖実録	93	(一)	75
	清を封じて中山王と為す	世宗実録	45	(二)	120
	淡水 (地)	神宗実録	521	(三)	95
	淡巴 (地)	太祖実録	168	(一)	83
	倏忽	神宗実録	321	(三)	85
	率俾	英宗実録	303	(二)	97
	率由	太宗実録	20	(一)	89
	瓷器	英宗実録	129	(二)	82
	産籍	世宗実録	115	(二)	124
	異恩	宣宗実録	14	(一)	102
	異数	熹宗実録	18	(三)	97
	疏	世宗実録	155	(二)	126
	盔甲	神宗実録	416	(三)	89
	祭一壇	世宗実録	69	(二)	122
	祭酒	孝宗実録	12	(二)	109
	祭文	神宗実録	27	(三)	55
	祭賻	太宗実録	53	(一)	93
	移文	宣宗実録	82	(一)	106
	章	神宗実録	341	(三)	85
	章格 (人)	武宗実録	2	(二)	115

10画	酌行	付録	17	(三)	100
	陞辞	英宗実録	216	(二)	89
	馬	太祖実録	38	(一)	67
	馬加尼(人) → 梁炫等を遣わし	世宗実録	125	(二)	124
	馬権度(人)	英宗実録	211	(二)	87
	馬湖府	英宗実録	246	(二)	93
	馬俊(人)	英宗実録	238	(二)	91
	馬審礼(人)	孝宗実録	2	(二)	108
	馬島(地)	神宗実録	454	(三)	91
	馬怡世(人)	憲宗実録	124	(二)	105
	馬良弼(人)	神宗実録	48	(三)	59
	高澄(人)	世宗実録	44	(二)	120
	高麗(地)	太祖実録	64	(一)	72
	竜溪県(地)	英宗実録	65	(二)	79
11画	副使	神宗実録	512	(三)	94
	副千戸	宣宗実録	49	(一)	104
	勘合	神宗実録	199	(三)	71
	勘合 → 戸部の勘合	憲宗実録	59	(二)	101
	→ 正徳の勘合	世宗実録	30	(二)	119
	勘報	世宗実録	39	(二)	120
	勘明	世宗実録	121	(二)	124
	動履	神宗実録	195	(三)	71
	啓請	太宗実録	60	(一)	94
	圜	神宗実録	451	(三)	90
	執贄	孝宗実録	13	(二)	109
	崇嘉山(人)	英宗実録	306	(二)	97
	崇禎(人)	付録	1	(三)	99
	崇禎実録	付録	2	(三)	99
	崇禎長編	付録	4	(三)	99
	崇明(地)	神宗実録	101	(三)	64
	密邇	英宗実録	296	(二)	97
	常朝の儀	太祖実録	176	(一)	84
	帳具	太宗実録	58	(一)	94
	張翀(人)	世宗実録	150	(二)	126
	張赫(人)	太祖実録	118	(一)	77
	張士誠(人)	太祖実録	14	(一)	65
	張祥(人)	憲宗実録	104	(二)	104
	悉心	神宗実録	441	(三)	90
	情偽	神宗実録	193	(三)	71
	情詞	神宗実録	175	(三)	70
	援	世宗実録	213	(二)	129
	援引	神宗実録	177	(三)	70

10画	校尉	英宗実録	161	(二)	84
	桃員 (村山等安) (人)	神宗実録	517	(三)	95
	栢寿 (人)	神宗実録	312	(三)	83
	残破	神宗実録	431	(三)	90
	殷達魯 (人)	世宗実録	80	(二)	122
	泰期 (人)	太祖実録	23	(一)	66
	泰寧衛	宣宗実録	102	(一)	107
	浙江省船司 → 浙江は…罷む	神宗実録	39	(三)	57
	浙直 (地)	世宗実録	136	(二)	125
	浙直視師	世宗実録	171	(二)	127
	浦添 (地) → 旧王城	世宗実録	87	(二)	123
	烏思蔵	太祖実録	67	(一)	73
	班	太祖実録	173	(一)	83
	班封	神宗実録	121	(三)	66
	琉球を征討	太祖実録	5	(一)	63
	琉球大洋	太祖実録	122	(一)	77
	留住	世宗実録	206	(二)	129
	真河衛	英宗実録	124	(二)	82
	真臘 (地)	太祖実録	57	(一)	69
	砥礪	英宗実録	258	(二)	94
	秩	太祖実録	159	(一)	81
	紗	太祖実録	29	(一)	66
	納刺吉河衛	英宗実録	121	(二)	82
	紛更	憲宗実録	133	(二)	106
	紛紜	英宗実録	113	(二)	82
	耆民	宣宗実録	75	(一)	106
	脆悪	熹宗実録	13	(三)	97
	致仕	太宗実録	75	(一)	95
	致仕	孝宗実録	32	(二)	111
	華夏 (地)	太祖実録	19	(一)	65
	虔劉	神宗実録	347	(三)	86
	袁一驥 (人)	神宗実録	464	(三)	91
	袁璣 (人)	世宗実録	34	(二)	120
	衾褥	太祖実録	140	(一)	78
	貢職	神宗実録	433	(三)	90
	起運	英宗実録	195	(二)	86
	起程	英宗実録	140	(二)	83
	通国	神宗実録	278	(三)	76
	通国の印結	神宗実録	169	(三)	69
	通祀	太祖実録	36	(一)	67
	通事	太祖実録	43	(一)	67
	通事	孝宗実録	30	(二)	110

9画	変売	孝宗実録	54	(二)	113
10画	倚扶	神宗実録	456	(三)	91
	倭夷…出沒	世宗実録	189	(二)	128
	倭扇	英宗実録	160	(二)	84
	倭擲	神宗実録	12	(三)	53
	准す	憲宗実録	107	(二)	105
	准照	神宗実録	440	(三)	90
	准当	英宗実録	106	(二)	81
	凌雲翼(人)	神宗実録	47	(三)	59
	原任	神宗実録	156	(三)	69
	唐順之(人)	世宗実録	173	(二)	127
	夏子陽(人)	神宗実録	213	(三)	72
	夏布	太宗実録	85	(一)	95
	夏令	世宗実録	143	(二)	126
	宴…を賜う	太祖実録	101	(一)	76
	宴及び綵幣等の物を賜うこと例の如し…	英宗実録	287	(二)	95
	宴款	神宗実録	273	(三)	75
	宴金	神宗実録	264	(三)	75
	宴賚	世宗実録	11	(二)	117
	家康(人)	神宗実録	388	(三)	87
	将領	神宗実録	83	(三)	62
	展祭	憲宗実録	46	(二)	100
	展転	英宗実録	171	(二)	85
	差	神宗実録	474	(三)	92
	差有り	太祖実録	33	(一)	67
	差官	神宗実録	167	(三)	69
	師旅	太祖実録	4	(一)	63
	帯管会同館主客司主事	熹宗実録	8	(三)	97
	修造	武宗実録	10	(二)	115
	修買	世宗実録	146	(二)	126
	従子	太祖実録	128	(一)	78
	徐階(人)→階	世宗実録	156	(二)	126
	徐学聚(人)	神宗実録	251	(三)	74
	徐宗魯(人)	世宗実録	91	(二)	123
	惠州海豊(地)	太祖実録	136	(一)	78
	捕逃	憲宗実録	112	(二)	105
	料理	神宗実録	442	(三)	90
	旁収	神宗実録	493	(三)	93
	時中(人)	太宗実録	44	(一)	92
	時直	英宗実録	284	(二)	95
	桀鰲	神宗実録	392	(三)	87
	桅	付録	30	(三)	100

9画	洪瞻祖 (人)	神宗実録	178	(三)	70
	洪武帝 (人) → 太祖	太祖実録	1	(一)	63
	洪熙帝 (人) → 仁宗	仁宗実録	1	(一)	99
	泉境	神宗実録	320	(三)	85
	狡焉として疆を啓く	神宗実録	346	(三)	86
	珉 (人)	太祖実録	178	(一)	84
	発	世宗実録	167	(二)	127
	発擬	神宗実録	412	(三)	88
	発遣	英宗実録	69	(二)	79
	皇考	太宗実録	21	(一)	89
	相	太宗実録	34	(一)	91
	相沿	英宗実録	97	(二)	81
	省・府・台	太祖実録	3	(一)	63
	省城	神宗実録	120	(三)	66
	省親	憲宗実録	152	(二)	107
	省諭	憲宗実録	74	(二)	102
	神庥	世宗実録	65	(二)	121
	神眈	世宗実録	66	(二)	121
	神宗 (人)	神宗実録	1	(三)	53
	祖 (蔡崇)	憲宗実録	14	(二)	99
	祖宗	英宗実録	16	(二)	76
	紈	太祖実録	71	(一)	73
	紅彝	付録	47	(三)	101
	紅袍	熹宗実録	15	(三)	97
	約	神宗実録	391	(三)	87
	胡惟庸 (人)	太祖実録	194	(一)	86
	胡澹 (人)	宣宗実録	13	(一)	102
	胡椒	太祖実録	111	(一)	77
	胖襖	神宗実録	67	(三)	61
	草莽	世宗実録	201	(二)	129
	范謙 (人)	神宗実録	119	(三)	66
	軍門	神宗実録	397	(三)	88
	迤北	宣宗実録	100	(一)	107
	逆覩	神宗実録	507	(三)	94
	重処	世宗実録	101	(二)	123
	面命	世宗実録	221	(二)	129
	面頷	神宗実録	123	(三)	66
	革	世宗実録	119	(二)	124
	革去	孝宗実録	39	(二)	112
	韋查 (人)	憲宗実録	93	(二)	103
	風迅	世宗実録	144	(二)	126
	首罪	太宗実録	98	(一)	96

9画	封贈	憲宗実録	17	(二)	99
	峒	英宗実録	276	(二)	94
	幽燕(地)	太祖実録	18	(一)	65
	建州左衛指揮使猛哥帖木兒(人)	仁宗実録	6	(一)	99
	建州等の衛	英宗実録	187	(二)	86
	律例	世宗実録	93	(二)	123
	恪守	英宗実録	255	(二)	94
	思紹(人)	太宗実録	51	(一)	93
	按	英宗実録	101	(二)	81
	按察司	英宗実録	63	(二)	79
	按察副使	太宗実録	11	(一)	89
	按臣	神宗実録	250	(三)	74
	指揮	憲宗実録	27	(二)	99
	指揮	神宗実録	31	(三)	56
	指揮同知	宣宗実録	46	(一)	104
	指授	神宗実録	350	(三)	86
	故縱	憲宗実録	81	(二)	102
	故典	世宗実録	225	(二)	130
	科臣	神宗実録	144	(三)	68
	施州衛	英宗実録	274	(二)	94
	施南宣撫司	英宗実録	275	(二)	94
	施斌(人)	憲宗実録	89	(二)	103
	昭祿群膺哆羅諦刺(人)	太宗実録	48	(一)	92
	查勘	世宗実録	4	(二)	117
	查參	孝宗実録	31	(二)	111
	查得	神宗実録	138	(三)	67
	查訪	世宗実録	26	(二)	119
	柴山(人)	仁宗実録	7	(一)	100
	柰必	太宗実録	49	(一)	92
	柔遠の体	神宗実録	429	(三)	90
	柔遠駅 → 安遠駅	宣宗実録	78	(一)	106
	柔服	世宗実録	215	(二)	129
	海濱	神宗実録	405	(三)	88
	海上	神宗実録	239	(三)	73
	海西女直	英宗実録	27	(二)	76
	海壇(地)	神宗実録	319	(三)	85
	海道	神宗実録	511	(三)	94
	海道副使 → 副使	神宗実録	512	(三)	94
	海南(地)	孝宗実録	65	(二)	114
	海巴	英宗実録	33	(二)	77
	海波	神宗実録	377	(三)	87
	海螺殼	英宗実録	32	(二)	77

8 画	金箱犀帯	憲宗実録	106	(二)	104
	金良 (人)	武宗実録	32	(二)	116
	長河西・魚通・寧遠等の処 (地)	宣宗実録	87	(一)	106
	長官司	英宗実録	225	(二)	90
	長岐 (地)	神宗実録	515	(三)	95
	長史	太宗実録	8	(一)	88
	長陵	宣宗実録	9	(一)	102
	門下賛成事	太祖実録	126	(一)	78
	門官 (守門せる者)	太祖実録	115	(一)	77
	阿端回回	太宗実録	59	(一)	94
	阿班	神宗実録	225	(三)	72
	阿勃馬結制 (人)	太宗実録	113	(一)	98
	阿魯台 (人)	宣宗実録	104	(一)	107
	附帯の物貨	孝宗実録	58	(二)	113
	附齋	英宗実録	31	(二)	77
9 画	侯伯	太祖実録	174	(一)	84
	便道	憲宗実録	45	(二)	100
	冠裳	世宗実録	54	(二)	121
	冠帯	太祖実録	139	(一)	78
	冠服	英宗実録	54	(二)	78
	刺麻	英宗実録	237	(二)	91
	勅	英宗実録	151	(二)	83
	南監	武宗実録	21	(二)	116
	南京国子監	穆宗実録	11	(三)	51
	南贛巡撫	神宗実録	236	(三)	73
	南山 (地) → 山南王	太祖実録	75	(一)	73
	南渡録	付録	52	(三)	101
	南匯 (地)	神宗実録	189	(三)	71
	咸寧	英宗実録	304	(二)	97
	哈密忠義王 (人)	太宗実録	103	(一)	97
	哈密忠順王 (人)	英宗実録	183	(二)	85
	奏	宣宗実録	5	(一)	101
	奏解	神宗実録	64	(三)	60
	奏本	神宗実録	165	(三)	69
	威遠衛	英宗実録	210	(二)	87
	姪	太祖実録	142	(一)	78
	客商	孝宗実録	55	(二)	113
	宣宗 (人)	宣宗実録	1	(一)	101
	宣德帝 (人) → 宣宗	宣宗実録	1	(一)	101
	封豕長蛇	神宗実録	390	(三)	87
	封建	英宗実録	263	(二)	94
	封冊	憲宗実録	115	(二)	105

8画	明石道友 (人)	神宗実録	514	(三)	94
	服せず	憲宗実録	39	(二)	100
	服色	憲宗実録	47	(二)	100
	服用	英宗実録	215	(二)	89
	枉害	神宗実録	105	(三)	64
	松・柏・楓・桃諸香	太祖実録	155	(一)	80
	東影山 (地)	英宗実録	131	(二)	82
	東莞 (地)	世宗実録	38	(二)	120
	東都 (地)	世宗実録	31	(二)	119
	東寧衛	仁宗実録	5	(一)	99
	東藩	英宗実録	12	(二)	76
	東番 (地)	神宗実録	492	(三)	93
	東湧 (地)	神宗実録	498	(三)	93
	東鄙	神宗実録	490	(三)	93
	林堯愈 (人)	熹宗実録	7	(三)	97
	武蔵総撰	神宗実録	518	(三)	95
	武宗 (人)	武宗実録	1	(二)	115
	武寧 (人)	太祖実録	113	(一)	77
	武弁	神宗実録	140	(三)	67
	沽名	世宗実録	161	(二)	127
	治	英宗実録	114	(二)	82
	法司	英宗実録	205	(二)	86
	法司 (三司官)	神宗実録	163	(三)	69
	物料	英宗実録	83	(二)	81
	直隸	神宗実録	141	(三)	67
	祈報	神宗実録	28	(三)	55
	英国公張懋 (人)	孝宗実録	27	(二)	110
	英宗 (人)	英宗実録	1	(二)	75
	表	太祖実録	24	(一)	66
	表文	世宗実録	28	(二)	119
	表裏	太祖実録	185	(一)	84
	表率	英宗実録	261	(二)	94
	邵宏譽 (人)	英宗実録	169	(二)	85
	金	憲宗実録	116	(二)	105
	金印	世宗実録	32	(二)	119
	金応魁 (人)	神宗実録	293	(三)	82
	金応元 (人)	付録	57	(三)	102
	金學會 (人)	神宗実録	475	(三)	92
	金穴	神宗実録	337	(三)	85
	金仕歴 (人)	神宗実録	149	(三)	68
	金帶	熹宗実録	16	(三)	97
	金筑	太祖実録	180	(一)	84

8画	尚金福 (人)	英宗実録	230	(二)	91
	尚賢 (人)	付録	55	(三)	102
	尚元 (人)	世宗実録	137	(二)	125
	尚師哈立麻 (人)	太宗実録	50	(一)	93
	尚思達 (人)	英宗実録	175	(二)	85
	尚書	太祖実録	51	(一)	68
	尚真 (人)	憲宗実録	101	(二)	104
	尚清 (人)	世宗実録	23	(二)	119
	尚清(人)→ 清を封じて中山王と為す...	世宗実録	45	(二)	120
	尚泰久 (人)	英宗実録	239	(二)	92
	尚忠 (人)	英宗実録	142	(二)	83
	尚德 (人)	英宗実録	288	(二)	95
	尚佩監	太祖実録	78	(一)	75
	尚巴志 (人)	太宗実録	96	(一)	96
	尚巴志薨ず (人)	英宗実録	141	(二)	83
	尚伯札 (人)	英宗実録	248	(二)	93
	尚武 (人)	憲宗実録	5	(二)	98
	尚宝司司丞	世宗実録	56	(二)	121
	尚方	神宗実録	326	(三)	85
	尚豊 (人)	熹宗実録	2	(三)	96
	居常	世宗実録	51	(二)	121
	岷州衛	英宗実録	268	(二)	94
	帛	太祖実録	41	(一)	67
	帕尼芝 (人)	太祖実録	88	(一)	75
	府	神宗実録	43	(三)	59
	府尹	神宗実録	235	(三)	73
	府庫	英宗実録	242	(二)	93
	府佐	神宗実録	29	(三)	56
	押送	神宗実録	203	(三)	71
	撻	神宗実録	45	(三)	59
	承察度 (人)	太祖実録	76	(一)	74
	招引	世宗実録	85	(二)	123
	招徠	世宗実録	178	(二)	127
	拆卸	武宗実録	13	(二)	115
	抵	英宗実録	193	(二)	86
	披裂	熹宗実録	10	(三)	97
	所在	付録	45	(三)	101
	所司	英宗実録	245	(二)	93
	所職	神宗実録	367	(三)	86
	昌国	神宗実録	401	(三)	88
	明季南略	付録	54	(三)	102
	明旨	神宗実録	481	(三)	92

8画	具奏	世宗実録	122	(二)	124
	具表	神宗実録	122	(三)	66
	典簿	太祖実録	182	(一)	84
	函寧寿(人)	太祖実録	103	(一)	76
	刻期	神宗実録	361	(三)	86
	制	世宗実録	187	(二)	128
	参酌	世宗実録	35	(二)	120
	参政	英宗実録	167	(二)	84
	参奏	付録	37	(三)	101
	参問	孝宗実録	49	(二)	112
	参烈宝毘牙唎哩哆囉祿(人)	太祖実録	97	(一)	75
	取足	英宗実録	102	(二)	81
	呵護	神宗実録	25	(三)	55
	舍人	宣宗実録	90	(一)	107
	周彝(人)	仁宗実録	2	(一)	99
	周恤	神宗実録	473	(三)	92
	知府	宣宗実録	73	(一)	106
	命使	世宗実録	231	(二)	130
	命服	世宗実録	196	(二)	128
	和寧王(人)	宣宗実録	101	(一)	107
	国学	太祖実録	130	(一)	78
	国子監	太祖実録	144	(一)	79
	国祚	太祖実録	91	(一)	75
	国典	世宗実録	97	(二)	123
	奉御	太祖実録	79	(一)	75
	奉天殿	太祖実録	171	(一)	83
	奉天門	太祖実録	2	(一)	63
	委	付録	41	(三)	101
	委官	憲宗実録	26	(二)	99
	学校	太宗実録	63	(一)	94
	宛平・大興の二県(地)	孝宗実録	43	(二)	112
	官栄(人)	憲宗実録	54	(二)	101
	官帑	憲宗実録	145	(二)	106
	実に抛り	神宗実録	128	(三)	66
	宗器	神宗実録	307	(三)	83
	宗義智(人) → 平義智	神宗実録	387	(三)	87
	定海(地)	神宗実録	399	(三)	88
	定議	英宗実録	109	(二)	82
	定省	憲宗実録	154	(二)	107
	定奪	神宗実録	212	(三)	72
	尚永(人)	神宗実録	2	(三)	53
	尚円(人)	憲宗実録	30	(二)	99

7画	没す	世宗実録	89	(二)	123
	没入	太祖実録	117	(一)	77
	阜條	太祖実録	147	(一)	79
	究治	憲宗実録	29	(二)	99
	臣工	憲宗実録	127	(二)	105
	臣節	神宗実録	277	(三)	76
	見	太祖実録	153	(一)	80
	見今	神宗実録	434	(三)	90
	見存	英宗実録	88	(二)	81
	赤斤蒙古衛	英宗実録	165	(二)	84
	足利義教(人) → 源義教	英宗実録	8	(二)	76
	足利義晴(人) → 源義晴	世宗実録	27	(二)	119
	足利義晴(人) → 勅を齎し之を転論せしむ…	世宗実録	19	(二)	118
	足利義満(人) → 源道義	宣宗実録	66	(一)	105
	那木・塔山等の衛	英宗実録	28	(二)	76
	邦哈刺(地)	太祖実録	192	(一)	85
	里居	付録	22	(三)	100
	里甲	英宗実録	96	(二)	81
	阮国(人)	神宗実録	268	(三)	75
	防禁	世宗実録	49	(二)	121
	来遠駅 → 安遠駅	宣宗実録	78	(一)	106
	来王	神宗実録	349	(三)	86
	来庭	英宗実録	297	(二)	97
	寿礼給智(人)	太祖実録	127	(一)	78
	声息	神宗実録	182	(三)	70
	医卜	神宗実録	34	(三)	56
	医卜技芸の人	神宗実録	35	(三)	56
8画	乳香	太祖実録	114	(一)	77
	事	太祖実録	47	(一)	67
	事	太宗実録	73	(一)	94
	事の為にす	神宗実録	411	(三)	88
	事権	付録	34	(三)	100
	事大	太祖実録	82	(一)	75
	京庫	英宗実録	280	(二)	95
	供億	神宗実録	153	(三)	69
	供吐	神宗実録	198	(三)	71
	使臣(馬怡世)を遣わし	憲宗実録	119	(二)	105
	使琉球録	世宗実録	60	(二)	121
	侍郎	太祖実録	46	(一)	67
	具	英宗実録	30	(二)	77
	具	神宗実録	170	(三)	69
	具題	神宗実録	166	(三)	69

7画	応天	神宗実録	187	(三)	71
	応付	神宗実録	174	(三)	70
	志魯(人)	英宗実録	241	(二)	93
	戒飭	太祖実録	196	(一)	86
	戒約	太宗実録	100	(一)	97
	扯兒禪(地)	宣宗実録	95	(一)	107
	抄犯	世宗実録	186	(二)	128
	把事	宣宗実録	52	(一)	104
	批發	神宗実録	426	(三)	89
	改造	武宗実録	12	(二)	115
	改用	英宗実録	75	(二)	80
	折	英宗実録	100	(二)	81
	折給	憲宗実録	67	(二)	102
	折支	英宗実録	282	(二)	95
	折耗	孝宗実録	51	(二)	112
	更差	憲宗実録	90	(二)	103
	更針	神宗実録	287	(三)	81
	更選	神宗実録	289	(三)	81
	条上	世宗実録	175	(二)	127
	条陳	神宗実録	217	(三)	72
	杖	英宗実録	163	(二)	84
	村山等安(人)	神宗実録	516	(三)	95
	杜三策(人)	付録	19	(三)	100
	李栄(人)	憲宗実録	94	(二)	103
	李瑄(人)	神宗実録	453	(三)	91
	李傑(人)	太宗実録	42	(一)	92
	李昞(人)	神宗実録	88	(三)	63
	李弘暉(人)	英宗実録	267	(二)	94
	李際春(人)	世宗実録	170	(二)	127
	李至剛(人)	太宗実録	29	(一)	90
	李琮(人)	英宗実録	271	(二)	94
	李旦(人)	太祖実録	177	(一)	84
	李長春(人)	神宗実録	93	(三)	63
	李廷機(人)	神宗実録	255	(三)	74
	李芳遠(人)	太宗実録	26	(一)	90
	汪鏜(人)	神宗実録	7	(三)	53
	汪英紫氏(人)	太祖実録	102	(一)	76
	汪応祖(人)	太宗実録	6	(一)	87
	沙・尤二渠の強賊	英宗実録	194	(二)	86
	沙古卜洛(人)	世宗実録	219	(二)	129
	沢岷盛理(人) → 達魯加尼	世宗実録	2	(二)	117
	沈満志(人)	憲宗実録	64	(二)	102

6画	行在礼部	宣宗実録	8	(一)	101
	行人	太宗実録	10	(一)	89
	行人司	英宗実録	290	(二)	96
	衣巾	太祖実録	132	(一)	78
	西寧衛	宣宗実録	92	(一)	107
	西番	太宗実録	46	(一)	92
	西洋(地)	太祖実録	164	(一)	82
	巡按	憲宗実録	77	(二)	102
	巡按福建監察御史	宣宗実録	36	(一)	103
	巡海道 → 海道	神宗実録	511	(三)	94
	巡簡諸司	神宗実録	366	(三)	86
	巡視海道 → 海道	神宗実録	511	(三)	94
	巡撫	憲宗実録	22	(二)	99
	兩浙(地)	神宗実録	504	(三)	94
	兩平に交易	孝宗実録	42	(二)	112
7画	亜嘉尼施(人)	武宗実録	8	(二)	115
	亜間美(人)	英宗実録	227	(二)	91
	亜蘭匏(人)	太祖実録	77	(一)	74
	何如龍(人)	付録	5	(三)	99
	估計	英宗実録	278	(二)	95
	佐謀倡乱	世宗実録	17	(二)	118
	伴送	孝宗実録	29	(二)	110
	余忭(人)	英宗実録	147	(二)	83
	克類	英宗実録	146	(二)	83
	兵部	神宗実録	96	(三)	64
	別失八里(地)	太宗実録	81	(一)	95
	君睨	世宗実録	200	(二)	128
	呉起良(人) → 亜嘉尼施	武宗実録	8	(二)	115
	呉時来(人)	世宗実録	149	(二)	126
	呉是堪美(人)	英宗実録	272	(二)	94
	告	憲宗実録	20	(二)	99
	呈送	神宗実録	9	(三)	53
	呂震(人)	太宗実録	61	(一)	94
	坐	英宗実録	72	(二)	80
	妙賀(人)	世宗実録	13	(二)	118
	孝宗(人)	孝宗実録	1	(二)	108
	完	英宗実録	139	(二)	83
	完寧斯結(人)	太宗実録	45	(一)	92
	宋彰(人)	英宗実録	168	(二)	85
	宋設(人)	世宗実録	16	(二)	118
	宋素卿(人)	世宗実録	14	(二)	118
	対馬島(地) → 馬島	神宗実録	454	(三)	91

6画	奸細	神宗実録	210	(三)	71
	安遠駅	宣宗実録	78	(一)	106
	安置	世宗実録	88	(二)	123
	安南(地)	太祖実録	55	(一)	68
	安南国王黎灑(人)	憲宗実録	99	(二)	103
	安南都統使	世宗実録	238	(二)	130
	安樂州(地)	英宗実録	188	(二)	86
	守臣	憲宗実録	70	(二)	102
	守備由必都(人)	穆宗実録	5	(三)	51
	式	武宗実録	14	(二)	115
	式廓	神宗実録	85	(三)	62
	戌	英宗実録	198	(二)	86
	成化十一年…患を為すに因り	武宗実録	5	(二)	115
	成化帝(人) → 憲宗	憲宗実録	1	(二)	98
	成憲	神宗実録	168	(三)	69
	成効	神宗実録	99	(三)	64
	成舟	神宗実録	252	(三)	74
	成命	神宗実録	253	(三)	74
	曲成	太宗実録	68	(一)	94
	有司	宣宗実録	69	(一)	105
	有年	英宗実録	298	(二)	97
	有民	英宗実録	23	(二)	76
	朽蠹	熹宗実録	9	(三)	97
	朱欽相(人)	熹宗実録	23	(三)	97
	朱元璋(人) → 太祖	太祖実録	1	(一)	63
	朱国禎(人)	神宗実録	172	(三)	70
	朱祁鎮(人) → 英宗	英宗実録	1	(二)	75
	朶甘	太祖実録	66	(一)	73
	次を以て	憲宗実録	146	(二)	106
	死地	神宗実録	338	(三)	85
	江左(地)	太祖実録	11	(一)	65
	汎地	神宗実録	491	(三)	93
	全羅道南桃浦(地)	神宗実録	59	(三)	60
	米麩	神宗実録	15	(三)	54
	耳目の臣	付録	35	(三)	100
	自在州(地)	太宗実録	87	(一)	95
	自尊	神宗実録	506	(三)	94
	自陳	英宗実録	35	(二)	77
	自辦	英宗実録	111	(二)	82
	舟山(地)	神宗実録	400	(三)	88
	舟師	神宗実録	220	(三)	72
	行	神宗実録	161	(三)	69

6画	亦力把里（地）	宣宗実録	59	（一）	104
	亦罕河衛	太宗実録	86	（一）	95
	交引	神宗実録	351	（三）	86
	交割	神宗実録	208	（三）	71
	交関	神宗実録	520	（三）	95
	交結	世宗実録	120	（二）	124
	交趾清威（地）	仁宗実録	4	（一）	99
	交章	世宗実録	152	（二）	126
	交通	宣宗実録	41	（一）	103
	会城	神宗実録	325	（三）	85
	会典	神宗実録	176	（三）	70
	会同	世宗実録	92	（二）	123
	会同館	太祖実録	157	（一）	80
	（会同館の）旧例は…一概に革去す	孝宗実録	40	（二）	112
	（会同館の）旧例は…物に非ず	孝宗実録	46	（二）	112
	件	英宗実録	301	（二）	97
	伝諭	神宗実録	240	（三）	73
	光重	世宗実録	220	（二）	129
	光禄寺	太宗実録	69	（一）	94
	光禄寺少卿	神宗実録	49	（三）	59
	充軍	世宗実録	168	（二）	127
	充斥	付録	44	（三）	101
	刑部	太祖実録	45	（一）	67
	列聖	英宗実録	11	（二）	76
	匠作	付録	8	（三）	99
	印結	神宗実録	164	（三）	69
	印信公文	神宗実録	61	（三）	60
	印信文移	世宗実録	222	（二）	129
	印篆	世宗実録	33	（二）	119
	吉且坦（人）	英宗実録	153	（二）	84
	同気	英宗実録	262	（二）	94
	同知	付録	40	（三）	101
	名	神宗実録	447	（三）	90
	吏部	太宗実録	24	（一）	90
	回奏	神宗実録	186	（三）	70
	回程	英宗実録	222	（二）	90
	在在空虚	神宗実録	424	（三）	89
	地面	英宗実録	184	（二）	85
	多故	神宗実録	38	（三）	57
	多方	世宗実録	177	（二）	127
	夙夜	英宗実録	265	（二）	94
	夷場の互市	神宗実録	360	（三）	86

5 画	弘治帝 (人) → 孝宗	孝宗実録	1	(二)	108
	必里衛	宣宗実録	2	(一)	101
	正議大夫	憲宗実録	144	(二)	106
	正朔	英宗実録	56	(二)	79
	正旦	太祖実録	73	(一)	73
	正統帝 (人) → 英宗	英宗実録	1	(二)	75
	正徳の勘合	世宗実録	30	(二)	119
	正徳帝 (人) → 武宗	武宗実録	1	(二)	115
	民と為す	英宗実録	209	(二)	87
	民間の番番貨を…禁ず	太祖実録	151	(一)	79
	永楽・宣徳の間の例	英宗実録	277	(二)	94
	永楽銭	太宗実録	89	(一)	95
	永楽帝 (人) → 太宗	太宗実録	1	(一)	87
	永楽年間に賜う所の船	憲宗実録	148	(二)	106
	犯順	世宗実録	132	(二)	125
	玄蘇 (人)	神宗実録	382	(三)	87
	玉珪	神宗実録	20	(三)	54
	瓦剌	太宗実録	80	(一)	95
	甘肅	太祖実録	65	(一)	73
	申巖	神宗実録	372	(三)	86
	申飭	神宗実録	92	(三)	63
	由必都 (人)	世宗実録	235	(二)	130
	由必都 (人) → 守備由必都	穆宗実録	5	(三)	51
	白金	太祖実録	183	(一)	84
	皮弁冠服	宣宗実録	7	(一)	101
	皮裘	太宗実録	16	(一)	89
	石星 (人)	神宗実録	97	(三)	64
	石柱宣撫司	宣宗実録	51	(一)	104
	礼意	英宗実録	14	(二)	76
	礼科	神宗実録	113	(三)	65
	礼部	太祖実録	50	(一)	68
	礼幣	世宗実録	105	(二)	123
	辺信・劉亢 (人)	太宗実録	13	(一)	89
	冬至を賀し	太祖実録	141	(一)	78
	旧王城	世宗実録	87	(二)	123
	旧銜	神宗実録	288	(三)	81
	旧籍	憲宗実録	41	(二)	100
6 画	丞	太祖実録	84	(一)	75
	百花 (地)	太祖実録	165	(一)	83
	百濟 (地)	太宗実録	65	(一)	94
	亦文山衛	英宗実録	120	(二)	82
	亦迷力火者王 (人)	英宗実録	185	(二)	86

5 画	北港 (地)	神宗実録	522	(三)	95
	北山 (地) → 山北王	太祖実録	87	(一)	75
	北虜	神宗実録	421	(三)	89
	外藩	神宗実録	152	(三)	69
	占城 (地)	太祖実録	56	(一)	68
	占城国を封ずるの故事	世宗実録	192	(二)	128
	占城国王摩訶賁該 (人)	英宗実録	158	(二)	84
	収解	神宗実録	436	(三)	90
	収頓	英宗実録	135	(二)	83
	可	太祖実録	37	(一)	67
	可を報ず	世宗実録	70	(二)	122
	号	世宗実録	79	(二)	122
	史館	世宗実録	62	(二)	121
	召商	孝宗実録	53	(二)	113
	台・礪 (地)	神宗実録	495	(三)	93
	台山遊	神宗実録	508	(三)	94
	右参議	太宗実録	43	(一)	92
	右通政	世宗実録	172	(二)	127
	右都御史	宣宗実録	39	(一)	103
	右副都御史	神宗実録	487	(三)	93
	另議	熹宗実録	6	(三)	96
	四川	神宗実録	422	(三)	89
	失刺思 (人)	太宗実録	109	(一)	97
	奴兒干黑竜江忽刺温	太宗実録	36	(一)	91
	巧取	孝宗実録	60	(二)	113
	市易	憲宗実録	110	(二)	105
	市権	神宗実録	37	(三)	57
	市舶司 → 浙江は…罷む	神宗実録	39	(三)	57
	→ 閩・広の二舶	神宗実録	40	(三)	57
	市舶太監	孝宗実録	59	(二)	113
	市舶提举司	宣宗実録	77	(一)	106
	布	宣宗実録	58	(一)	104
	布	神宗実録	328	(三)	85
	布衣	太祖実録	10	(一)	65
	布政司	太宗実録	31	(一)	91
	布里 (人)	英宗実録	240	(二)	93
	平義智 (人)	神宗実録	387	(三)	87
	平日	神宗実録	330	(三)	85
	平浪長官司	宣宗実録	98	(一)	107
	広東市舶司	憲宗実録	18	(二)	99
	広東市舶司 → 閩・広の二舶	神宗実録	40	(三)	57
	弁奏	武宗実録	4	(二)	115

4画	比号	孝宗実録	5	(二)	109
	毛繼祖(人)	神宗実録	228	(三)	73
	毛実(人)	世宗実録	71	(二)	122
	毛文英(人) → 達魯加尼	世宗実録	2	(二)	117
	毛鳳儀(人)	神宗実録	267	(三)	75
	毛憐等の衛	宣宗実録	103	(一)	107
	水寨	神宗実録	82	(三)	62
	瓜哇(地)	太祖実録	61	(一)	70
	瓜哇国王楊惟西沙(人)	英宗実録	43	(二)	77
	牙錢	孝宗実録	57	(二)	113
	牙魯衛	英宗実録	116	(二)	82
	牛欄	神宗実録	380	(三)	87
	牛諒(人)	太祖実録	52	(一)	68
	王京(地)	神宗実録	458	(三)	91
	王察(人)	英宗実録	286	(二)	95
	王察都(人) → 王察	英宗実録	286	(二)	95
	王士楨(人)	神宗実録	179	(三)	70
	王相	太祖実録	158	(一)	80
	王直(人) → 蔣洲	世宗実録	182	(二)	127
	王直(人) → 倭夷…出沒	世宗実録	189	(二)	128
	王舅	憲宗実録	60	(二)	101
	王瑤(人)	太祖実録	125	(一)	78
	内閣	神宗実録	130	(三)	67
	内閣大学士 → 大学士	神宗実録	70	(三)	61
	内官	太祖実録	92	(一)	75
	内庫	憲宗実録	43	(二)	100
	内使監	太祖実録	83	(一)	75
	内臣	神宗実録	135	(三)	67
	内府	英宗実録	204	(二)	86
5画	丘弘(人)	憲宗実録	33	(二)	100
	世祚	太宗実録	22	(一)	90
	世宗(人)	世宗実録	1	(二)	117
	主推	世宗実録	164	(二)	127
	以聞	太祖実録	53	(一)	68
	囚縲	神宗実録	348	(三)	86
	他故	神宗実録	205	(三)	71
	他魯每(人)	太宗実録	92	(一)	96
	冊	神宗実録	248	(三)	74
	冊命	世宗実録	198	(二)	128
	処州(地)	太宗実録	30	(一)	90
	出榜	英宗実録	233	(二)	91
	北向	付録	13	(三)	99

4画	中南の向に居る	太祖実録	68	(一)	73
	中林 (人)	世宗実録	15	(二)	118
	五虎 (地)	神宗実録	499	(三)	94
	五府	孝宗実録	26	(二)	110
	互市	太祖実録	152	(一)	80
	仁宗 (人)	仁宗実録	1	(一)	99
	仁恤	英宗実録	24	(二)	76
	公館	宣宗実録	83	(一)	106
	公服	太祖実録	162	(一)	81
	冗費	英宗実録	86	(二)	81
	切責	世宗実録	96	(二)	123
	区区	付録	12	(三)	99
	区処	神宗実録	211	(三)	71
	匹	太祖実録	31	(一)	67
	太常	神宗実録	234	(三)	73
	太常司	太祖実録	34	(一)	67
	太祖 (人)	太祖実録	1	(一)	63
	太宗 (人)	太宗実録	1	(一)	87
	太学	太祖実録	189	(一)	84
	天啓帝 (人) → 熹宗	熹宗実録	1	(三)	96
	天寿聖節	太祖実録	110	(一)	77
	天順帝 (人) → 英宗	英宗実録	1	(二)	75
	天道	英宗実録	22	(二)	76
	巴蜀 (地)	太祖実録	16	(一)	65
	巴魯 (人)	英宗実録	82	(二)	81
	引	神宗実録	44	(三)	59
	戸曹参判	神宗実録	58	(三)	60
	戸部の勘合	憲宗実録	59	(二)	101
	文華殿	太祖実録	172	(一)	83
	文綺	太祖実録	28	(一)	66
	斤	太祖実録	70	(一)	73
	方端 (人)	宣宗実録	37	(一)	103
	方刀	太祖実録	123	(一)	78
	方物	太祖実録	25	(一)	66
	方命	英宗実録	172	(二)	85
	日月	付録	24	(三)	100
	日本 (地)	太祖実録	62	(一)	71
	日廩	英宗実録	110	(二)	82
	月舟寿桂 (人) → 表文	世宗実録	28	(二)	119
	木植	付録	32	(三)	100
	木料	英宗実録	220	(二)	90
	比	英宗実録	207	(二)	87

3画	口	太祖実録	49	(一)	68
	口糧	神宗実録	201	(三)	71
	土貨	憲宗実録	21	(二)	99
	土官	太祖実録	175	(一)	84
	大学士	世宗実録	153	(二)	126
	大学士	神宗実録	70	(三)	61
	大興(地) → 宛平・大興の二県	孝宗実録	43	(二)	112
	大行皇帝	孝宗実録	15	(二)	109
	大紅織金胸背麒麟白沢羅円領	神宗実録	21	(三)	55
	大小米	神宗実録	62	(三)	60
	大信	神宗実録	238	(三)	73
	大嵩衛	宣宗実録	47	(一)	104
	大褻	神宗実録	117	(三)	66
	大体	世宗実録	226	(二)	130
	大儲庫	英宗実録	134	(二)	83
	大朝	神宗実録	336	(三)	85
	大統曆	太祖実録	26	(一)	66
	大同(地)	英宗実録	197	(二)	86
	大夫	神宗実録	283	(三)	81
	大平伐長官司	宣宗実録	89	(一)	107
	大辟	太宗実録	99	(一)	96
	大宝	英宗実録	17	(二)	76
	大琉球(地)	太祖実録	197	(一)	86
	女直	太宗実録	35	(一)	91
	小舸	神宗実録	353	(三)	86
	小埜地方(地)	神宗実録	484	(三)	92
	小琉球(地)	太祖実録	135	(一)	78
	山南王	太祖実録	75	(一)	73
	山北王	太祖実録	87	(一)	75
	工価	付録	33	(三)	100
	工課	付録	38	(三)	101
	工匠	神宗実録	219	(三)	72
	工部	英宗実録	170	(二)	85
	工料	憲宗実録	63	(二)	102
	工力	英宗実録	84	(二)	81
4画	不時	付録	36	(三)	101
	不庭	太祖実録	12	(一)	65
	中官	太宗実録	97	(一)	96
	中国の王府の長史	太祖実録	161	(一)	81
	中山王	太祖実録	21	(一)	66
	中書	太祖実録	54	(一)	68
	中制	憲宗実録	143	(二)	106

	語彙	朝代	注番号	冊	頁数	
1画	一概	孝宗実録	38	(二)	112	
	一時	英宗実録	34	(二)	77	
	一併	神宗実録	335	(三)	85	
2画	丁繼嗣(人)	神宗実録	311	(三)	83	
	九星洋	憲宗実録	19	(二)	99	
	九辺(地)	神宗実録	359	(三)	86	
	人従	英宗実録	92	(二)	81	
	人等	英宗実録	149	(二)	83	
	入官	英宗実録	37	(二)	77	
	入覲	太祖実録	90	(一)	75	
	入朝	神宗実録	437	(三)	90	
	八百・車里・老撾三宣尉司	英宗実録	226	(二)	91	
	八閩(地)	神宗実録	503	(三)	94	
	八郎安撫司	宣宗実録	97	(一)	107	
	刁蹬	英宗実録	98	(二)	81	
	3画	下海通番	世宗実録	83	(二)	122
		下人	憲宗実録	24	(二)	99
上国		世宗実録	191	(二)	128	
上世		世宗実録	116	(二)	124	
上游		神宗実録	497	(三)	93	
三衛		神宗実録	303	(三)	82	
三五郎尾(臺)(人)		太祖実録	143	(一)	79	
三吾良臺(人)		太宗実録	3	(一)	87	
三司		英宗実録	87	(二)	81	
三仏斉(地)		太祖実録	60	(一)	70	
万寿聖節		太宗実録	41	(一)	92	
万祥(人)		英宗実録	177	(二)	85	
万方		憲宗実録	132	(二)	106	
万曆帝(人) → 神宗		神宗実録	1	(三)	53	
久計		英宗実録	107	(二)	81	
久稽		付録	39	(三)	101	
于瀾(人)		神宗実録	106	(三)	64	
亡命		神宗実録	418	(三)	89	
亡頼		神宗実録	404	(三)	88	
兀者衛		英宗実録	118	(二)	82	
兀頼忽衛		英宗実録	122	(二)	82	
兀良哈		宣宗実録	57	(一)	104	
兀魯罕河衛		英宗実録	123	(二)	82	
凡事		孝宗実録	47	(二)	112	
千戸		太祖実録	160	(一)	81	
千達里(地)		太宗実録	104	(一)	97	

語注索引

- 1、本索引は、『歴代宝案編集参考資料5 『明実録』の琉球史料（一）』（2001年）、
『歴代宝案編集参考資料7 『明実録』の琉球史料（二）』（2003年）、および
本冊の注釈篇を語注索引としてまとめたものである。
- 2、配列は総画数順とした。人名・地名などの種類についてはそれぞれ語彙のあ
とに（人）（地）を付した。なお語彙に「→」があるのは「見よ項目」である。
- 3、項目は、語彙、朝代、注番号、冊数、頁数である。

なお、各冊に収録された朝代と年代は以下の通り。

- （一）太祖実録 洪武4年（1371）—洪武31年（1398）
- （一）太宗実録 洪武35年（1402）—永楽22年（1424）
- （一）仁宗実録 永楽22年（1424）—洪熙元年（1425）
- （一）宣宗実録 洪熙元年（1425）—宣徳9年（1434）
- （二）英宗実録 宣徳10年（1435）—正統14年（1449）
正統14年（1449）—景泰7年（1456）
天順元年（1457）—天順7年（1463）
- （二）憲宗実録 天順8年（1464）—成化22年（1486）
- （二）孝宗実録 成化23年（1487）—弘治17年（1504）
- （二）武宗実録 弘治18年（1505）—正徳15年（1520）
- （二）世宗実録 嘉靖元年（1522）—嘉靖44年（1565）
- （三）穆宗実録 隆慶元年（1567）—隆慶5年（1571）
- （三）神宗実録 万暦元年（1573）—万暦45年（1617）
- （三）光宗実録 泰昌元年（1620） *琉球関係なし
- （三）熹宗実録 天啓3年（1623）—天啓7年（1627）
- （三）崇禎実録ほか 崇禎元年（1628）—崇禎17年（1644）

* 本資料は故・和田久徳氏および池谷望子・内田晶子・高瀬恭子氏らの
長年にわたる研究成果の一部を、その了解を得て出版したものである。

歴代宝案編集参考資料10

『明実録』の琉球史料（三）

和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子

発行 2006年 3月25日

編集 (財)沖縄県文化振興会
公文書管理部 史料編集室

〒901-1105 沖縄県南風原町新川148-3

電話 098-888-3939

印刷 (有)トヨサキ印刷

〒901-0211 沖縄県豊見城市饒波1023-2

電話 098-840-6644
